

港区の環境リサイクル

平成 30 年度（2018 年度）版 事業概要

港区環境リサイクル支援部

港区平和都市宣言

かけがえのない美しい地球を守り、世界の恒久平和を願う人びとの心は一つであり、いつまでも変わることはありません。

私たちも真の平和を望みながら、文化や伝統を守り、生きがいに満ちたまちづくりに努めています。

このふれあいのある郷土、美しい大地をこれから生まれ育つ子どもたちに伝えることは私たちの務めです。

私たちは、我が国が『非核三原則』を堅持することを求めるとともに、ここに広く核兵器の廃絶を訴え、心から平和の願いをこめて港区が平和都市であることを宣言します。

昭和60年8月15日

港 区

《元号に関する表記上の注意点》

本事業概要発行時点（平成30年8月）では、新元号が定められていないため、平成31年以降の元号についても「平成」を使用しています。

新元号が定められた際は、読替えをお願いします。

目次

総説

港区基本構想	3
港区基本計画	4
港区環境基本計画	5
環境リサイクル支援部の組織	8
環境リサイクル支援部の主な事務	9
環境清掃費事業別歳出決算額	10

環境課

環境審議会	15
環境影響評価（環境アセスメント）	16
環境影響調査審査会	19
ヒートアイランド対策	20
地域環境美化・みなとタバコルール推進	21
放射能・放射線対策	30
公害の規制・指導	
（1）工場・指定作業場	32
（2）特定施設（騒音規制法・振動規制法）	33
（3）特定建設作業	34
（4）アスベスト（石綿）	35
（5）土壌汚染	36
（6）適正管理化学物質	37
（7）事業場の臭気調査	38
（8）公共用水域放流事業場排水調査	39
（9）地下水揚水施設	40
（10）自動車騒音・振動	41
（11）公害苦情・相談	42
環境調査	
（1）大気汚染環境総合測定局監視システム	43
（2）光化学スモッグ	48
（3）古川・運河の水質調査	49
（4）雨天時における運河等の水質調査	50
（5）台場水質調査	53
（6）ダイオキシン類調査	54
アスベスト対策費助成	55
建築物排水槽の臭気対策設備設置費助成	56
緑化推進	
（1）緑化推進事業	57
（2）みどりの保護	58
（3）みどりの育成	61
（4）みどりの普及・啓発	65
（5）自然環境の保全と再生	67
（6）港区みどりの実態調査	69

地球温暖化対策担当

第4次港区環境率先実行計画（第4次みんなとエコ21計画）	73
港区地球温暖化対策地域推進計画	76
エコプラザ管理運営	79
エコライフ・フェアMINATO	81
小・中学生の環境に関する自主研究	82
環境にやさしい行動推進	83
集合住宅向け省エネ取組支援	85
みなと環境にやさしい事業者会議	86
省エネルギーセミナー	89
みなとエコ宣言登録	90
緑のカーテンプロジェクト	91
みなと区民の森づくり	92
環境学習設備	94
クールルーフ推進	95
創エネルギー・省エネルギー機器等設置費助成	96
みなと環境アプリ	99
民間建築物低炭素化促進制度	101
中小ビルの省エネ取組の推進	104
ビル管理における省エネ運用の支援	105
みなとモデル二酸化炭素固定認証制度	106
みなと木育プロジェクト	108
みなと森と水会議	109

みなとリサイクル清掃事務所

港区一般廃棄物処理基本計画（みなとクリーンプラン21）	113
清掃一部事務組合・清掃協議会分担金	115
ごみ排出実態調査	116
3R推進事業	118
清掃事業普及・啓発	120
家庭系ごみ量の「見える化」事業	123
清掃協力会支援事業	124
一般廃棄物処理業の許可・指導	125
浄化槽清掃業の許可・指導	126
港資源化センターの運営	127
廃棄物処理手数料	128
家具のリサイクル展	130
資源の回収	131
資源持ち去り防止パトロール	136
可燃・不燃ごみの収集	137
粗大ごみの収集・直接持込み	139
きめ細かい清掃事業の展開	141
動物死体の引取り	143
大規模建築物の再利用対象物及び廃棄物保管場所等の届出・指導	144
事業用大規模建築物に対する排出指導	145
みなとエコショップ表彰制度	147
優良集積所等表彰制度	148
港区食べきり協力店登録制度	149

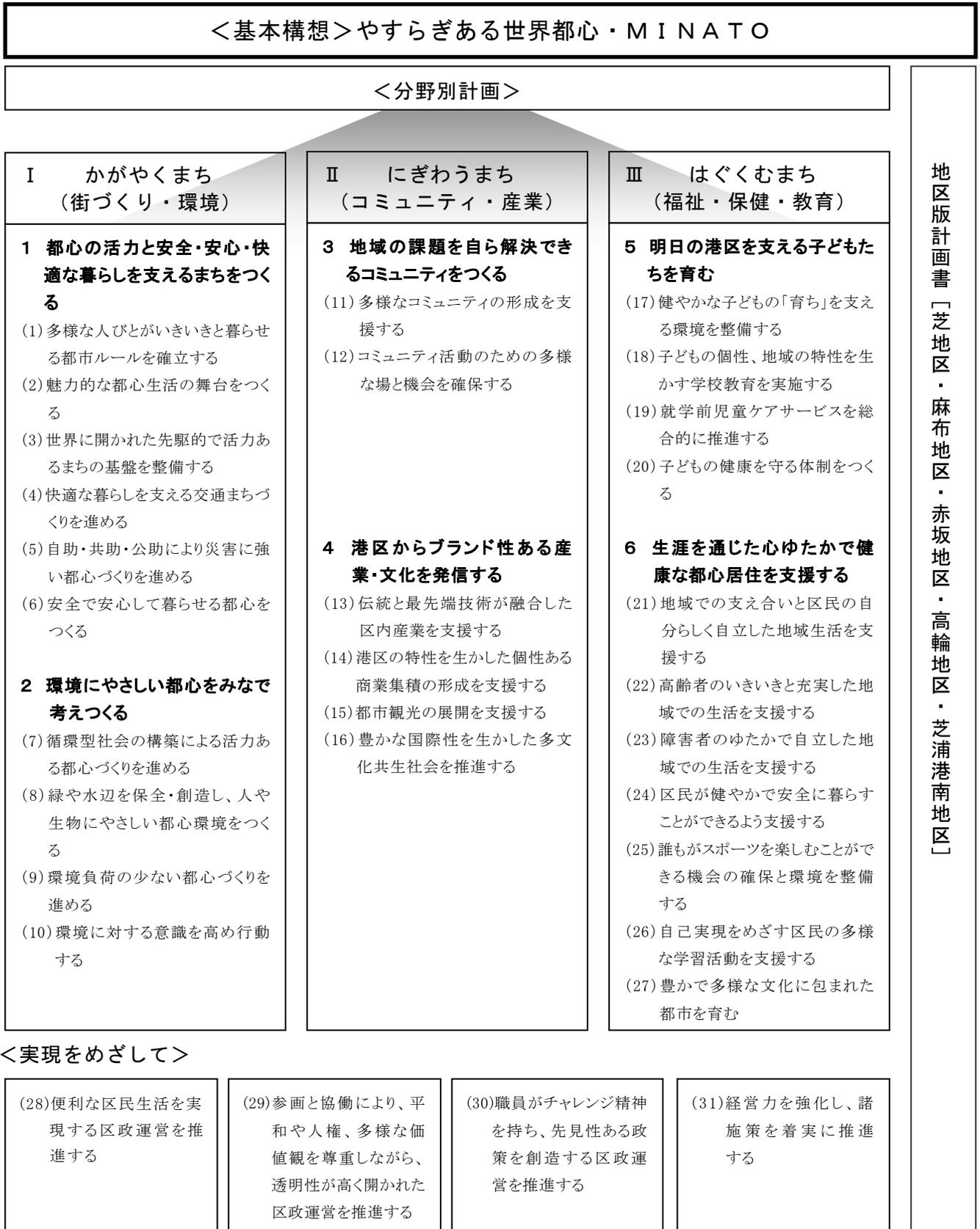
総 説

港区基本構想がめざす将来像



港区基本計画

【計画の全体像】

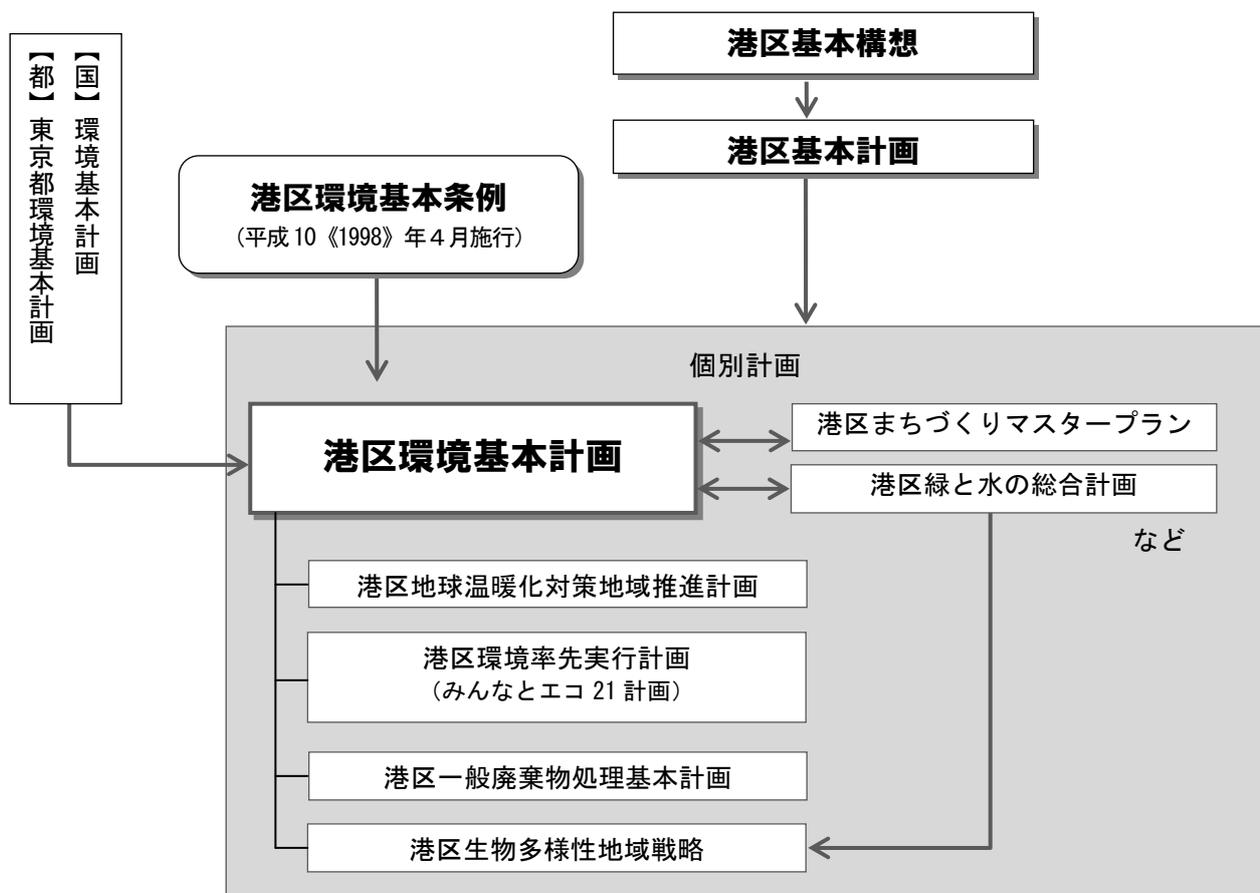


港区環境基本計画

計画の位置付け

港区環境基本計画は、「港区基本計画」の基本政策の実現を図るための環境分野の計画であり、環境関連計画の最も上位に位置付けられる計画として、区の環境に関する取組の基本的な方向性を示すものです。

また、区民、事業者等が、本計画のめざす環境像の実現に向けた行動の必要性を理解し、自ら積極的に行動していくことができるよう、「港区環境基本条例」第8条に基づく「港区環境行動指針」を含みます。



計画期間

平成30年度～平成32年度（2018年度～2020年度）

計画の対象範囲

①地球環境 ②循環型社会 ③生活環境 ④都市環境 ⑤自然環境 ⑥環境保全活動

めざす環境像

歴史ある自然をみなではぐくみ、
暮らし、働くことを誇りに思える国際環境都市 みなと

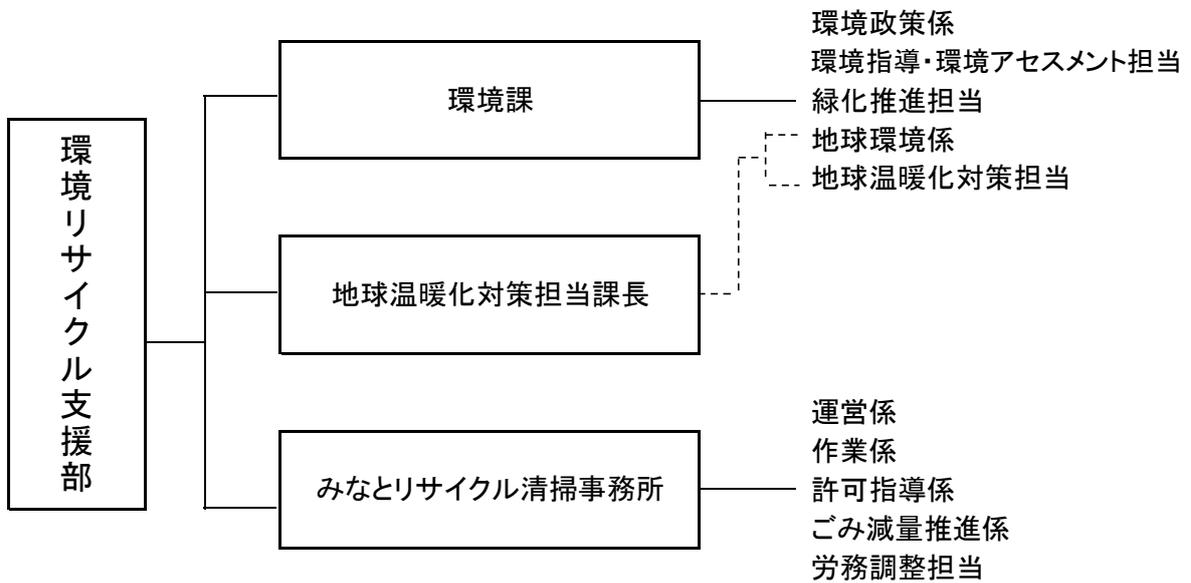
計画の体系図

めざす環境像を実現していくため、6つの基本方針に沿って施策を推進します。

基本方針	施策
1 安心して暮らせる低炭素・省エネルギー社会の実現	1-1 家庭や職場における省エネルギーの推進
	1-2 エネルギーを効率的・安定的に利用する建築物の整備とまちづくり
	1-3 広域的なネットワークの活用等による地球温暖化対策の推進
	1-4 気候変動への適応策及びヒートアイランド対策の推進
2 協働による循環型社会の形成	2-1 ごみを出さないライフスタイル・ビジネススタイルの意識の醸成
	2-2 限りある資源の循環利用
	2-3 ごみの適切で効率的な収集・運搬・処理
3 健康で安全に暮らすことのできる生活環境の保全	3-1 良好な大気環境の保全
	3-2 水質の改善と水環境の向上
	3-3 安全で快適な生活環境の確保
4 快適で魅力ある都市環境の形成	4-1 まちづくりにおける環境配慮の促進
	4-2 環境美化の推進
5 自然や生きものと共存できる、質の高い緑と水の保全・創出	5-1 歴史ある緑の保全と豊かで質の高い緑の創出
	5-2 水辺空間の親水化と水循環系の保全・構築
	5-3 生物多様性の保全・再生とその恵みの持続的な利用
6 環境保全に向けた多様な主体の行動と協働の推進	6-1 環境教育・環境学習の推進
	6-2 協働による環境保全活動の推進
	6-3 区の率先行動

取組	関連計画	環境行動指針		
①家庭における省エネルギーの推進 ②職場における省エネルギーの推進	・港区地球温暖化対策地域推進計画	<div style="border: 2px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px;"> 港区環境基本条例前文にある「すべての人びとが日常の生活や事業活動の中で、自らの行動を考え、創意と工夫によって、環境にやさしい継続的な行動をとる」という理念に基づき、区民・事業者・区がとるべき具体的な環境保全行動を示します。 </div>		
①建築物等の環境性能の向上 ②低炭素まちづくりの推進 ③環境に配慮した交通手段の普及促進 ④区有施設における対策の推進				
①国産木材の活用促進 ②全国連携による再生可能エネルギー導入 ③先進技術の導入			・港区地球温暖化対策地域推進計画 ・港区緑と水の総合計画	
①適応策に関する普及・啓発 ②緑化によるヒートアイランド現象緩和と二酸化炭素吸収 ③熱をためにくいまちづくり ④集中豪雨による被害の軽減	・港区一般廃棄物処理基本計画			
①普及・啓発、情報提供 ②発生抑制のための仕組みづくり ③品目別発生抑制の促進			・港区一般廃棄物処理基本計画	
①分別排出の徹底 ②資源回収の拡大				—
①適切で効率的な収集・運搬 ②適正な処理 ③適正排出の促進と不法投棄の防止	・港区緑と水の総合計画			
①大気汚染の防止 ②大気環境の監視測定			—	
①古川の水環境改善 ②お台場の海等の水質改善 ③水環境の監視測定				—
①騒音、振動、悪臭などに対する対策の推進 ②アスベスト対策の推進 ③有害化学物質等への対策の推進	・港区緑と水の総合計画 ・港区生物多様性地域戦略			
①環境アセスメントの推進 ②環境に配慮した適切なまちづくりの誘導			—	
①地域の環境美化活動の推進 ②みなとタバコールの推進				—
①区民、事業者等との協働によるみどりの保全・創出と普及・啓発 ②多様な緑化の推進	—			
①水辺空間の親水化 ②健全な水循環系の保全・構築		・港区環境率先実行計画 (みんなとエコ21計画)		
①生物多様性の学びの機会の創出と理解の浸透 ②ビオトープづくりとエコロジカルネットワークの形成	—			
①子どもたちの環境学習機会の提供 ②多様な環境学習機会の提供		—		
①区民、事業者等の環境保全活動の支援 ②環境情報の積極的な発信 ③全国各地域との連携				
①率先した環境保全活動の推進				

環境リサイクル支援部の組織（平成30年4月1日現在）



		部長級	課長級	係長級	係員	計
環境課	環境政策係	1	1	1	4	7
	環境指導・環境アセスメント担当			1	4	5
	緑化推進担当			1	2	3
	地球環境係			1	5	6
	地球温暖化対策担当			1	4	5
地球温暖化対策担当		1				1
みなとリサイクル 清掃事務所	運営係		1	1	8	10
	作業係			1	106	107
	許可指導係			1	2	3
	ごみ減量推進係			1	6	7
	労務調整担当			1		1
計		1	3	10	141	155

環境リサイクル支援部の主な事務

環境課、地球温暖化対策担当

環境政策係	環境に係る企画、計画及び調整に関すること。港区環境審議会に関すること。環境美化推進の支援に関すること。部の予算及び決算に関すること。部の調整及び管理運営に関すること。
環境指導・環境アセスメント担当	環境関係法令に基づく規制及び指導に関すること。環境及び公害の苦情処理及び相談の支援に関すること。環境に係る調査及び監視等に関すること。環境影響評価に関すること。
緑化推進担当	自然環境の保全に関すること。緑化推進事業の計画及び調整に関すること。公共及び民間緑化の推進に関すること。
地球環境係	地球環境負荷低減に関すること。環境の普及啓発の支援に関すること。環境情報の収集及び提供に関すること。ヒートアイランド対策の推進に関すること。エコプラザに関すること。
地球温暖化対策担当	地球温暖化対策に係る企画、計画及び調整に関すること。低炭素化推進に関すること。省エネルギーの取組の促進に関すること。国産木材の利用の促進に関すること。環境マネジメントシステムに関すること。

みなとリサイクル清掃事務所

運営係	清掃事業に係る企画、調査及び調整に関すること。廃棄物処理の基本計画に関すること。廃棄物の収集作業計画等に関すること。清掃関連施設に関すること。職員の給与、サービス及び福利厚生等人事に関すること。文書類の收受、配布、発送及び保存に関すること。所の労働安全衛生に関すること。廃棄物の収集及び運搬に係る経理に関すること。動物死体処理に関すること。廃棄物処理手数料に関すること。
作業係	廃棄物処理計画に関すること。廃棄物の収集及び運搬に関すること。廃棄物の処理量の算定に関すること。廃棄物処理手数料の減額及び免除に関すること。大規模建築物の廃棄物及び資源の保管場所等に関すること。作業の統計に関すること。自動車の運営管理及び修理に関すること。自動車事故及び作業実施上等の事故の処理に関すること。自動車運行の統計に関すること。作業用燃料の管理に関すること。
許可指導係	再利用及び資源化の推進に関すること。大規模排出事業者等の排出指導に関すること。一般廃棄物処理業の許可及び指導に関すること。し尿及び浄化槽関連の指導に関すること。
ごみ減量推進係	ごみの発生抑制、再使用及び再生利用の調査及び普及啓発に関すること。ごみの発生抑制、再使用及び再生利用事業に関すること。廃棄物処理の指導に関すること。資源化センターに関すること。
労務調整担当	清掃事業の調整に関すること。労務調整に関すること。労務管理に関すること。

平成29年度 環境清掃費事業別歳出決算額

単位：円

項	目	中事業	小事業	決算額
環境費				1,098,313,871
環境総務費				1,045,303,593
		職員人件費		210,627,084
		一般職員		210,627,084
		多様な人びとがいいきと暮らせる都市ルールを確立する		414,750
		環境影響評価		414,750
		安全で安心して暮らせる都心をつくる		4,573,163
		放射能・放射線対策		4,573,163
		緑や水辺を保全・創造し、人や生物にやさしい都心環境をつくる		33,955,031
		港区生物多様性地域戦略改定		8,096,814
		生物多様性推進事業		6,739,156
		緑と水の委員会運営		273,300
		緑化指導		1,104,461
		緑化助成		812,000
		芝地区保護樹木・樹林助成		1,089,520
		麻布地区保護樹木・樹林助成		1,323,780
		赤坂地区保護樹木・樹林助成		813,090
		高輪地区保護樹木・樹林助成		1,904,540
		芝浦港南地区保護樹木・樹林助成		23,580
		芝地区緑化普及啓発		2,346,445
		麻布地区緑化普及啓発		2,255,848
		赤坂地区緑化普及啓発		724,015
		高輪地区緑化普及啓発		1,053,469
		芝浦港南地区緑化普及啓発		909,948
		みんなでエコっとプロジェクト		1,089,486
		高輪地区高輪みどりを育むプロジェクト		3,335,580
		みどりの活動員活動支援		59,999
		環境負荷の少ない都心づくりを進める		111,035,812
		環境基本計画改定		6,273,842
		地球温暖化対策地域推進計画改定		6,181,037
		建築物低炭素化促進		432,000
		省エネルギー活動普及啓発		87,182
		中小ビル省エネ取組推進		1,925,229
		集合住宅向け省エネ取組支援		1,080,323
		ビル管理における省エネ運用支援		1,082,980
		創エネルギー・省エネルギー機器等助成		44,245,376
		地球温暖化等対策基金利子積立金		499,000
		緑のカーテンプロジェクト		13,414,767
		クールルーフ推進		4,889,000
		ヒートアイランド現象調査		5,923,080
		みなとモデル森林整備促進		19,066,964
		みなと木育プロジェクト		1,865,592
		みなと森と水会議		4,069,440

項	目	中事業	小事業	決算額
環境費				
環境総務費				
環境に対する意識を高め行動する				684,697,753
			環境課運営	2,098,023
			環境審議会	1,005,448
			みなと環境にやさしい事業者会議	8,653,600
			みなとタバコルール推進	358,958,143
			芝地区みなとタバコルール推進	33,950,291
			麻布地区みなとタバコルール推進	14,098,055
			赤坂地区みなとタバコルール推進	32,196,912
			高輪地区みなとタバコルール推進	10,085,254
			芝浦港南地区みなとタバコルール推進	40,682,682
			芝地区環境美化啓発	3,174,714
			麻布地区環境美化啓発	276,883
			赤坂地区環境美化啓発	26,990
			高輪地区環境美化啓発	41,040
			芝浦港南地区環境美化啓発	208,688
			運河と海辺の活用推進	2,663,079
			みなと区民の森づくり	25,852,161
			環境にやさしい行動推進	1,925,677
			エコプラザ管理運営	75,705,939
			環境学習設備管理	1,117,800
			お台場ふるさとの海づくり	17,323,958
			環境保全啓発	5,222,026
			みなと環境アプリ	5,103,000
			区有施設低炭素化推進	26,549,910
			全国連携による再生可能エネルギー導入検討	5,549,476
			環境率先実行計画推進	12,228,004
公害対策費				53,010,278
環境負荷の少ない都心づくりを進める				52,986,367
			公害防止指導	27,313,887
			芝地区公害防止指導	0
			麻布地区公害防止指導	39,857
			赤坂地区公害防止指導	7,635
			高輪地区公害防止指導	116,860
			芝浦港南地区公害防止指導	55,080
			ビルピット臭気等対策設備設置費助成事業	0
			アスベスト対策	0
			環境監視施設維持管理	22,256,248
			環境測定調査分析	939,600
			台場水質調査	2,257,200
環境に対する意識を高め行動する				23,911
			芝地区環境改善	0
			麻布地区環境改善	15,271
			赤坂地区環境改善	0
			高輪地区環境改善	8,640
			芝浦港南地区環境改善	0

項 目	中事業	小事業	決算額
清掃費			4,373,693,303
清掃管理費			2,281,390,330
	職員人件費		1,124,867,976
	一般職員		1,124,867,976
循環型社会の構築による活力ある都心づくりを進める			1,156,522,354
	清掃事業普及・啓発		6,425,734
	麻布地区清掃事業普及・啓発		26,310
	赤坂地区清掃事業普及・啓発		12,000
	ごみ分別アプリ保守		842,400
	食品廃棄物・食品ロス削減推進事業		8,141,428
	みなとりサイクル清掃事務所運営		4,656,370
	清掃一部事務組合・清掃協議会分担金		1,130,616,000
	清掃車両等運営		5,802,112
廃棄物対策費			878,060,388
循環型社会の構築による活力ある都心づくりを進める			878,060,388
	大規模事業所ごみ排出指導		2,245,960
	一般廃棄物処理業等の許可・指導		6,622
	廃棄物処理手数料		37,851,230
	可燃ごみ・不燃ごみ収集		602,271,331
	粗大ごみ収集		224,612,221
	動物死体処理		11,073,024
清掃事務所費			133,808,318
循環型社会の構築による活力ある都心づくりを進める			133,808,318
	安全衛生管理		6,515,200
	作業連絡所維持管理		4,326,564
	新堀中継所維持管理		1,466,282
	芝浦作業所維持管理		62,711,934
	みなとりサイクル清掃事務所維持管理		58,788,338
リサイクル推進費			1,080,434,267
循環型社会の構築による活力ある都心づくりを進める			1,080,434,267
	3R推進事業		6,487,028
	リサイクル活動		13,754,770
	家庭系ごみ量の「見える化」事業		23,932
	芝地区リサイクル団体助成		6,254,990
	麻布地区リサイクル団体助成		5,908,699
	赤坂地区リサイクル団体助成		4,586,618
	高輪地区リサイクル団体助成		8,732,062
	芝浦港南地区リサイクル団体助成		12,298,256
	拠点リサイクル		17,158,460
	容器包装リサイクル		1,630,397
	ペットボトル回収		97,101,372
	資源プラスチック回収		208,456,805
	資源回収		429,817,414
	資源化センター管理運営		268,223,464

環 境 課

環境審議会

環境課

概要

環境の保全に関する基本的事項について調査審議する区長の附属機関です。

内容

調査審議事項

- 1 環境基本計画に関すること。
- 2 一般廃棄物の処理に関する基本方針その他の重要事項
- 3 1、2に掲げるもののほか、環境の保全に関する基本的事項

委員構成

学識経験者4人以内、区民及び事業者7人以内、区議会議員3人以内で構成されています。
任期は2年です。

根拠法令等

港区環境基本条例

港区環境審議会規則

事業開始時期

平成10年4月

事業の実施状況（平成29年度）

開催日	内容
平成29年4月24日(月)	<ul style="list-style-type: none">・区長から港区環境基本計画及び港区地球温暖化対策地域推進計画の見直しに係る基本的な考え方について諮問・港区環境基本計画に関連する平成29年度の取組について ほか
平成29年7月13日(木)	<ul style="list-style-type: none">・諮問に対する答申素案の審議
平成29年8月28日(月)	<ul style="list-style-type: none">・諮問に対する答申案の審議、決定・答申
平成29年11月6日(月)	<ul style="list-style-type: none">・港区地球温暖化対策地域推進計画、港区一般廃棄物処理基本計画（第2次）及び港区環境基本計画の進捗状況について・港区地球温暖化対策地域推進計画及び港区環境基本計画の見直しの検討状況について
平成30年3月26日(月)	<ul style="list-style-type: none">・港区地球温暖化対策地域推進計画（2018年度～2020年度）及び港区環境基本計画（平成30年度～平成32年度）について・平成30年度の取組について

1 港区の環境アセスメント制度

概 要

大規模ビルの新築などの開発事業の際には、都市の生活環境の保全や創造への十分な配慮や事業の計画・実施に当たって区民の意見が適切に反映されることが必要です。

環境影響調査及びそれに伴う事後調査の手続を定めることにより、事業の実施に際し都市の生活環境の保全及び創造について適切な配慮がなされ、区民の健康で快適な生活を確保することを目的に環境影響評価（環境アセスメント）を行います。

港区環境アセスメント制度は、23区で唯一区の制度として、事業者が自主的に実施する環境影響調査に関する一連の手続を定めています。また、平成25年4月には、ビル風対策を強化するため「港区ビル風対策要綱」を制定しました。

区民の参加

（情報の提供）

事業者が作成する環境影響調査計画書、環境影響調査書案、環境影響調査書及び事後調査報告書は、その都度、環境課、各総合支所、みなと図書館及びホームページ上で縦覧又は閲覧に供されます。

（区民意見の提出）

区民は、縦覧期間中に、環境影響調査計画書、環境影響調査書案について、都市の生活環境の保全及び創造の見地から区長に意見書を提出することができます。

内 容

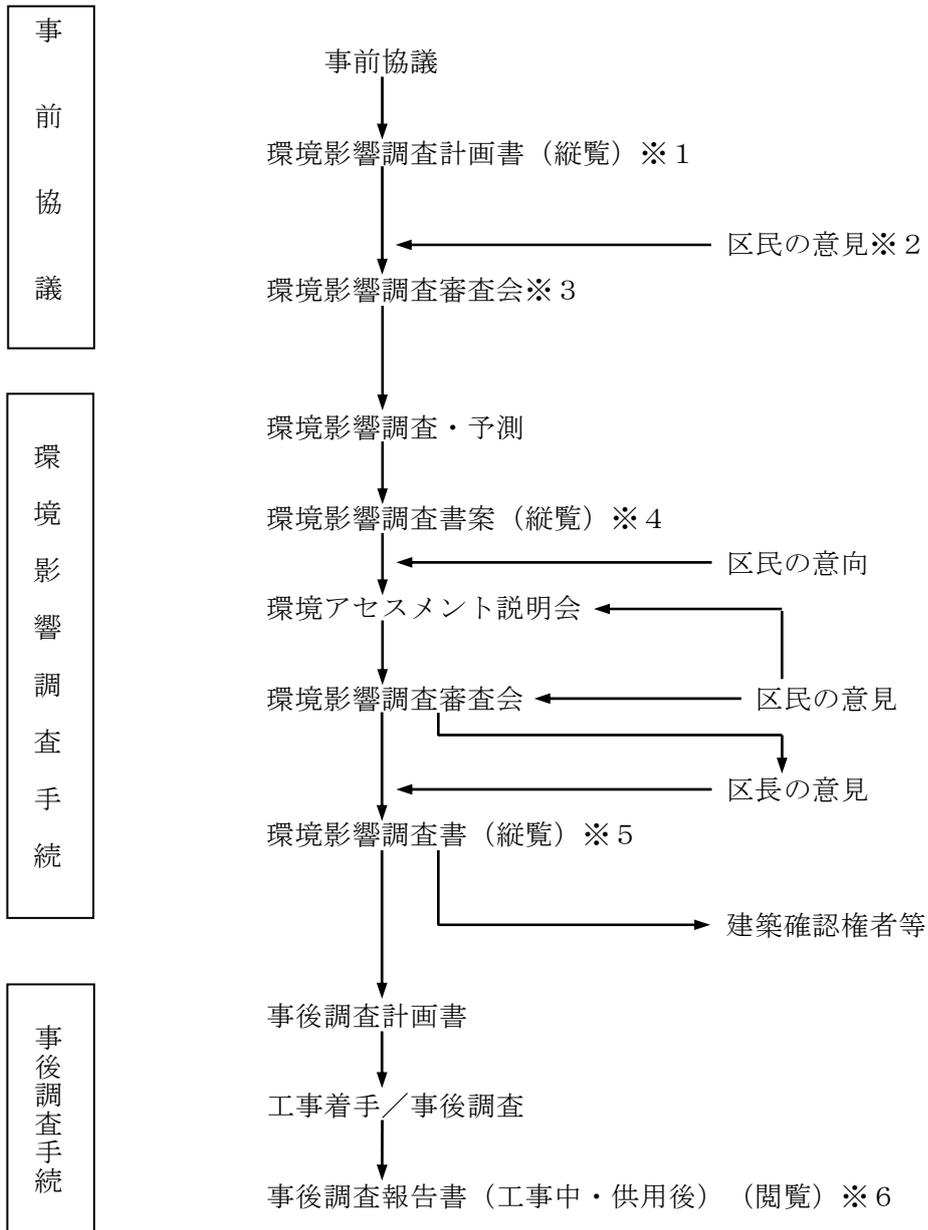
対象事業は、建築物の新築で、延べ面積5万㎡以上（駐車場を含む。）のもの。
調査項目は、地域や建物の特性及び区民の意向等を考慮して下記の項目から選定します。

<調査項目>

表1

環境要素	環境調査項目
① 交通	自動車交通量、歩行者通行量、駐車場、自転車・自動二輪車駐車場、交通安全
② 資源・エネルギー・地球環境	リサイクル、地球温暖化の防止・エネルギー利用、ヒートアイランド現象の緩和
③ 大気	大気質、臭気
④ 水・土	水利用、排水、雨水、地形・地質（地盤沈下、地下水等を含む。）、土壌汚染
⑤ 静穏	音、振動、低周波音
⑥ 建造物影響	電波受信状態、風、日照、光
⑦ 植物・動物	緑、生物・生態系
⑧ 景観	都市景観
⑨ 史跡・文化財	史跡・文化財
⑩ 地域貢献等	地域活動・コミュニティ、公開空地等、防災・防犯、住民への説明、有害生物への対応、その他

<港区環境影響調査手続の流れ>



※1 環境影響調査計画書

事業者は、対象事業を計画したときは、計画内容に基づき、表1の調査項目について環境影響調査計画書を作成して、区長に提出します。また、事業が複数の街区に渡る場合には、複数の街区全体で環境に配慮した調査項目を選定します。区長は環境影響調査計画書を縦覧し、区民の意見を求めます。

※2 区民意見の提出

区民は、縦覧期間中に、環境影響調査計画書、環境影響調査書案について、都市の生活環境の保全及び創造の見地から区長に意見書を提出することができます。

※3 港区環境影響調査審査会

環境影響調査に関する事項等を審査するため学識経験者で構成する「港区環境影響調査審査会」を設置しています。審査会は、環境影響調査計画書の内容や区長が環境影響調査書案に対する意見を作成するに当たり、専門的見地から意見を述べます。

※4 環境影響調査書案

事業者は、対象事業を実施しようとするときは、環境影響調査計画書に基づく区との事前協議を経た後、区民を対象とした「環境アセスメント説明会」を開催し、区民の意向を調査した上で、環境影響調査書案を作成し区長に提出します。

※5 環境影響調査書

事業者は、区長の意見書及び区民の意見書を踏まえて、環境影響調査書案を修正し環境影響調査書を作成し区長に提出します。

※6 事後調査計画書と事後調査報告書

事業者は、事後調査計画書を作成し区長に提出します。事後調査計画書に基づき工事中及び供用後に事後調査を実施し、事後調査報告書を区長に提出します。

根拠法令等

港区環境影響調査実施要綱

事業開始時期

平成7年10月

事業の実施状況（平成29年度）

環境影響調査計画書の縦覧件数 2件

環境影響調査書案の縦覧件数 2件

環境影響調査書の縦覧件数 3件

事後調査報告書（工事中・供用後）の閲覧件数 2件

※東京都アセスメント対象案件縦覧件数（調査計画書 2件・評価書案 4件・見解書 6件・評価書 3件）

2 東京都の環境アセスメント制度

東京都のアセスメント制度は、東京都環境影響評価条例に基づき実施しており、東京都が策定する一定規模以上の事業の計画に対しては、計画段階における環境影響評価手続を実施しています。対象事業は、道路の新設、飛行場の設置、発電所又は送電線路、廃棄物の処理施設の設置又は変更、高層建築物の新築などです。

<都民の参加>

（1）情報の提供

事業者が作成する「環境配慮書」（計画段階）「評価書案」の内容を周知するため縦覧期間中に説明会を開催し、「環境配慮書」、「環境影響評価調査計画書」「環境影響評価書案」「見解書」、「環境影響評価書」は縦覧に供され、「事後調査計画書」及び「事後調査報告書」を公表しています。

（2）意見の提出等

都民は、「環境配慮書」、「環境影響評価書案」について、環境保全の見地から意見を提出することができます。また、「環境配慮書」、「環境影響評価書案」及び「環境影響評価書案に係る見解書」について、都民の意見を聴くため、「都民の意見を聴く会」を開催します。なお、知事は、「環境配慮書」、「環境影響調査計画書」、「環境影響評価書案」について、区長の意見を求めることとなっています。

3 国の環境アセスメント制度

国の環境アセスメントは、環境影響評価法に基づき、規模が大きな道路、空港等の13種類の事業を対象としており、手続は、東京都環境影響評価条例に定められています。「環境影響評価方法書」「環境影響評価準備書」「環境影響評価書」により、事業の実施に伴う環境影響について、広く情報提供が行われ、意見がある場合は、意見を述べることができます。

環境影響調査審査会

環境課

設置の目的と役割

港区環境影響調査審査会は、港区の環境影響調査及び事後調査に関する事項等を審査します。審査会は、区長が環境影響調査書案に対する意見を作成するに当たり、専門的な見地から意見を述べます。

審査事項

- 1 環境影響調査計画書、環境影響調査書案及び事後調査に関すること。
- 2 その他環境影響調査に関すること。

審査会の委員構成

審査会は、学識経験を有する9名以内で構成されています。委員の任期は2年です。

根拠法令等

港区環境影響調査実施要綱

事業開始時期

平成7年10月

事業の実施状況（平成29年度）

開催回数 4回

※ 環境影響調査審査会は、港区環境影響調査実施要綱の対象となる規模（延べ面積5万㎡以上の新築の建築物）の事業について、事業者が環境影響調査計画書又は、環境影響調査書案等の審査対象となる図書を区に提出したときに開催されます。

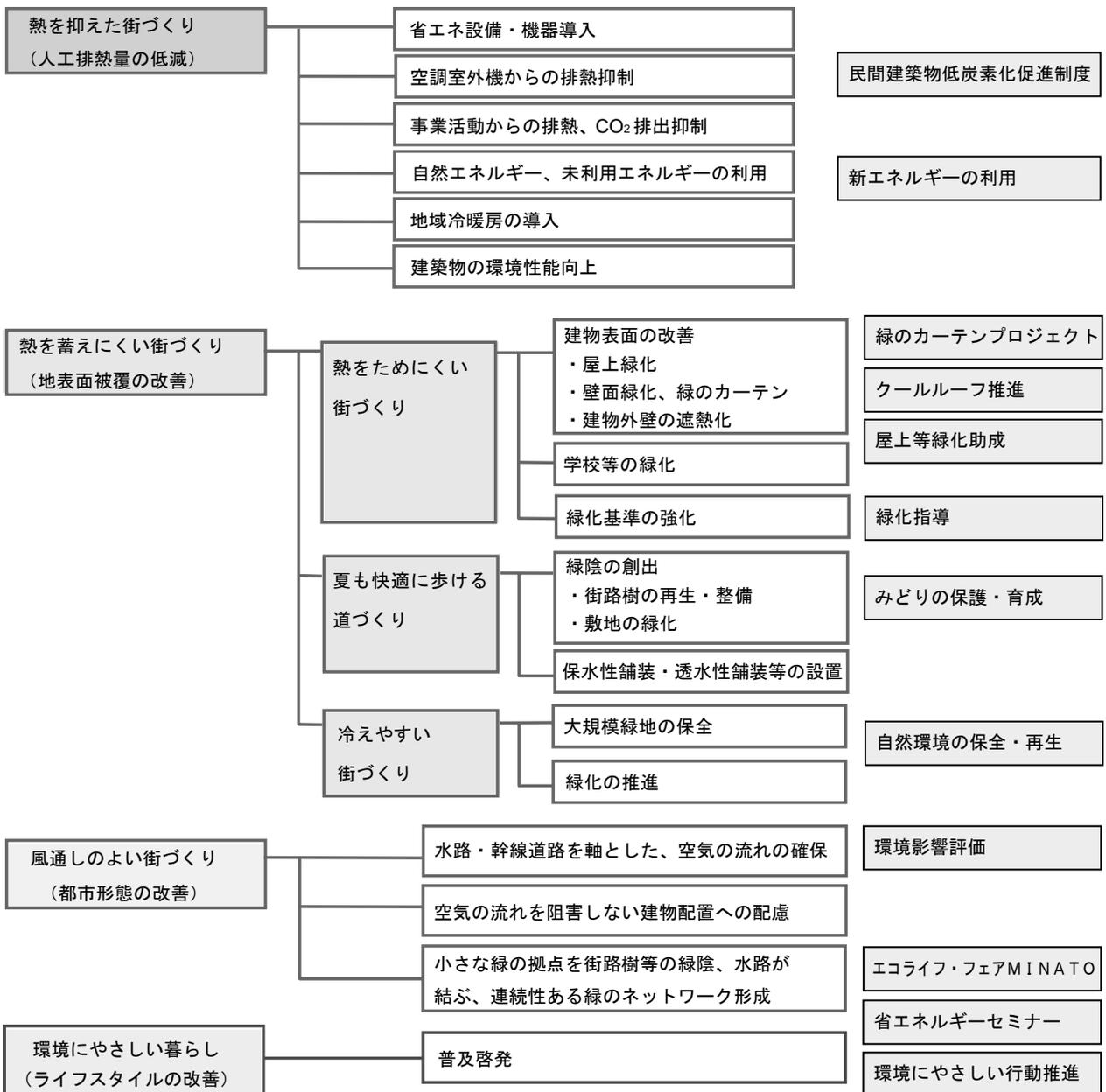
概要

都心に位置し、高度に都市化された港区ではヒートアイランド現象が顕著となっており、都市型集中豪雨や熱帯夜の増加、熱中症などの健康被害や生活環境の快適性の悪化など、様々な影響が確認されています。

区は、区内で実施した熱環境の実測調査の結果等をもとに、ヒートアイランド現象の緩和に有効な対策を体系的に整理し、立案した具体的事業を推進します。

内容

ヒートアイランド対策 体系



概 要

「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」に基づき、区民をはじめ区内で活動する多くの団体や事業所との連携・協働による地域環境美化に配慮した取組を行っています。

内 容

1 港区環境美化推進協議会及び表彰

環境美化の推進や、喫煙による迷惑を防止するために必要な事項を協議する組織です。区民等、事業者、関係行政機関の職員及び区の職員で構成されています。

また、環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に貢献した区民等、事業者及び地域活動団体等を表彰しています。

【港区環境美化推進協議会活動状況】

年度	開催日	内 容
29	平成 29 年 5 月 10 日	みなとタバコルールの取組について、表彰審査についてほか
	平成 29 年 10 月 24 日	被表彰候補者の決定について、平成 28 年度地域環境美化・みなとタバコルール推進について、みなとタバコルールの取組についてほか

【表彰団体等】

年度	受賞者名
29	ニチビル株式会社
	西新橋一丁目桜正町会
	西麻布二丁目東町会

2 みなとタバコルール

平成 15 年度に「みなとタバコルール」の取組を開始し、指定喫煙場所の整備や地域との協働によるキャンペーン等の啓発活動を実施してきました。26 年度には、「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」で、港区内で暮らす人、働く人、訪れる人など全ての人が守るべきルールとして定め、たばこを吸う人も吸わない人も、誰もが快適に過ごせるまちを目指し、取組を行っています。

港区内で暮らす人や働く人、訪れる人など全ての人が守るべきルール

港区内全域の道路、公園、児童遊園、公開空地など屋外の公共の場所では、

- ①たばこの吸い殻をみだりに捨ててはならない。
- ②喫煙してはならない（指定喫煙場所を除く。）。
- ③公共の場所以外の場所において喫煙する場合に、公共の場所にいる人にたばこの煙を吸わせることがないように配慮しなければならない。

港区内で事業活動を行う事業者の方が守るべきルール

④事業者が所有する敷地内で喫煙する場合でも、屋外の公共の場所にいる人がたばこの煙を吸わされることがないように、その敷地内の灰皿の移動又は撤去、喫煙場所の確保などの環境の整備を行わなければならない。

⑤従業員その他事業活動に関わる人に、①、②、③を遵守させるよう努めなければならない。

区民・来街者へのルールの浸透を図るため、地域との協働によるキャンペーン、路面シール・ポスター等によるPR、区内全域で路上・歩行喫煙者等へ巡回指導等の啓発活動を行っています。

(1) 指定喫煙場所

たばこを吸う人も吸わない人もお互いに配慮しあう快適なまちづくりを目指し、指定喫煙場所を設置又は指定しています。

地区	指 定 喫 煙 場 所 名 称	位 置
芝	新橋駅前S L広場	新橋二丁目7番先
	新橋駅烏森口	新橋二丁目16番先
	桜田公園内	新橋三丁目16番15号
	南桜公園内(休止中)	西新橋二丁目10番13号
	浜松町駅北口	浜松町一丁目31番先
	大門駅A6出口	芝大門一丁目13番先
	田町駅西口(2階)	芝五丁目33番先
	田町駅西口(1階)	芝五丁目33番先
	虎ノ門1丁目	虎ノ門一丁目4番先
	都立芝公園内①	芝公園一丁目4番
	都立芝公園内②	芝公園二丁目1番
	神谷町アネックス1階 ※	虎ノ門五丁目3番2号
	新橋NHビル1階 ※	新橋五丁目33番11号
	虎ノ門2丁目タワー1階 ※	虎ノ門二丁目3番17号
	センチュリー三田ビル1階(ファミリーマート泉岳寺北店) ※	三田三丁目11番34号
	J Tビル	虎ノ門二丁目2番1号
	ファースト岡田ビル1階(セブンイレブン三田駅北店) ※	芝四丁目3番5号
	セブンイレブン新橋駅前店内※	新橋一丁目13番7号
	汐留ビルディング1階(セブンイレブン汐留ビルディング店) ※	海岸一丁目2番20号
麻布	六本木駅6番出口	六本木四丁目9番先
	六本木駅4 a 出口(休止中)	六本木七丁目14番先
	有栖川宮記念公園内	南麻布五丁目7番29号
	新一の橋交差点	東麻布三丁目9番

	六本木ヒルズ ヒルサイド2Fテラス	六本木六丁目10番1号
	六本木ヒルズ ヒルサイド2F TOHOシネマズ入口右側	六本木六丁目10番1号
	六本木ヒルズ イーストコート (六本木けやき坂通り)	六本木六丁目12番4号
	六本木インターナショナルビル1階(セブンイレブン港区乃木坂駅南店) ※	六本木七丁目3番12号
	六門ビル1階(セブンイレブン六本木6丁目店) ※	六本木六丁目1番3号
	ファミリーマート元麻布店※	元麻布二丁目2番12号
	ステップ六本木1階 (ファミリーマート六本木六丁目店) ※	六本木六丁目8番10号
赤坂	高橋是清翁記念公園	赤坂七丁目3番39号
	溜池山王駅9番出口	赤坂二丁目3番先
	ミカワヤビル1階 ※	赤坂二丁目10番14号
	表参道交差点①	北青山三丁目5番先
	表参道交差点②	北青山三丁目6番先
	赤坂見附駅前	赤坂三丁目2番先
	ラカーサ小林1階 ※	赤坂三丁目18番3号
	表参道駅A1出口前	北青山三丁目6番先
	KDX南青山ビル1階 (セブンイレブン南青山5丁目店) ※	南青山五丁目13番3号
	MTG赤坂2丁目駐車場内①	赤坂二丁目17番22号
	MTG赤坂2丁目駐車場内②	赤坂二丁目17番22号
	エイベックスビル	南青山三丁目1番30号
高輪	高輪二丁目東海大学前	高輪二丁目2番先
	白金高輪駅3番出口前	白金一丁目28番8号
	京急品川駅高架下品達内	高輪三丁目26番20号
芝浦港南	田町駅東口デッキ下	芝浦三丁目1番先
	品川駅港南口港南ふれあい広場	港南二丁目14番先
	フジテレビ (敷地内) 横	台場二丁目4番8号
	シンボルプロムナード公園内デッキ上①	台場一丁目8番先
	シンボルプロムナード公園内デッキ上②	台場二丁目5番先
	芝浦1丁目リバーサイド	芝浦一丁目16番先
	シーバンスS館 ※	芝浦一丁目2番3号
	芝浦中央公園A面	港南一丁目2番28号
	三菱重工ビル2階(ファミリーマート品川グランパサージュ店) ※	港南二丁目16番5号
	オアーゼ芝浦MJビル1F敷地内	芝浦二丁目15番6号
	オアーゼ芝浦MJビル免震階 屋外テラス	芝浦二丁目15番6号

こうなん星の公園	港南一丁目9番24号
芝浦SECビル1階（ファミリーマート田町東口店）※	芝浦三丁目13番3号
オアーゼ芝浦MJビル1階屋内※	芝浦二丁目15番6号
浜松町ビルディング店舗棟屋上	芝浦一丁目1番1号
お台場海浜公園内①	台場一丁目4番
お台場海浜公園内②	台場一丁目4番
お台場海浜公園内③	台場一丁目4番
お台場海浜公園内④	台場一丁目4番
お台場海浜公園内⑤	台場一丁目4番
イケダヤ品川ビル1階（セブンイレブン港区港南2丁目店）※	港南二丁目12番27号

（平成30年3月31日現在）

※のついた喫煙場所は、（2）屋内喫煙所設置費等助成を受けて、建築物の所有者等が設置した屋内の喫煙場所です。

（2）屋内喫煙所設置費等助成

平成25年4月1日から一般開放可能な屋内喫煙所を設置する建築物の所有者等に対し、その経費を区が助成しています。平成27年度から、維持管理に係る経費の助成も開始しました。

年 度	25	26	27	28	29
設置費 申請数 (件)	1	0	2	6	11
維持管理費 申請数 (件)	-	-	3	5	8

3 環境美化推進重点地区

吸い殻等の散乱を特に防止する必要があると認める地域や、区民、事業者が積極的に清掃活動等に取り組んでいる地域を、環境美化推進重点地区に指定し、標示板の設置等、吸い殻等の散乱を防止する施策を重点的に実施しています。

赤坂田町通り地区	青山通り地区	六本木交差点周辺地区
大門通り地区	新橋S L広場周辺地区	

4 環境美化推進員

地域の環境美化活動を積極的に行っている区民へ、清掃用具や着用品の貸出し・保険の加入などを支援しています。

5 各地区での環境美化活動推進の取組

地域の区民、団体、事業者及び関係行政機関からなる「各地区環境美化活動推進協議会」が各地区で、パトロールや清掃、キャンペーン活動など自発的な活動を行っています。

【各地区環境美化活動推進協議会】

名 称	設置年月日
芝地区生活安全・環境美化活動推進協議会	平成 16 年 4 月 1 日
麻布地区の生活安全と環境を守る協議会	平成 16 年 4 月 1 日
赤坂青山安全・環境美化推進協議会	平成 16 年 4 月 1 日
高輪地区生活安全・環境美化協議会	平成 16 年 5 月 14 日 ※平成 18 年 5 月 12 日付、高輪地区生活安全活動推進協議会から名称変更 ※平成 22 年 5 月 11 日付、高輪地区生活安全・環境美化活動推進協議会から名称変更
芝浦港南地区安全・美化協議会	平成 16 年 4 月 1 日

【平成 29 年度各地区環境美化活動推進協議会活動状況】

芝地区生活安全・環境美化活動推進協議会	<p>(1) 協議会 第 1 回 H29. 7. 5 68 名参加 第 2 回 H30. 2. 19 71 名参加</p> <p>(2) 幹事会 第 1 回 H29. 6. 20 第 2 回 H30. 2. 6</p> <p>(3) 活動内容</p> <p>①「芝地区クリーンキャンペーン～路上喫煙ゼロのまち！～」 (計 9 回・4,087 名参加)</p> <p>芝地区内の主要駅周辺にて、午前 8 時 30 分から午前 9 時 30 分まで、清掃活動、喫煙マナーの啓発活動、放置自転車や路上看板への警告札貼付活動、ガム痕の除去活動、落書き消しなどを実施。</p> <table border="0"> <tr><td>H29. 4. 13</td><td>浜松町駅・大門駅周辺</td><td>382 名参加</td></tr> <tr><td>H29. 5. 18</td><td>芝公園駅・赤羽橋駅周辺</td><td>306 名参加</td></tr> <tr><td>H29. 6. 7</td><td>虎ノ門駅・神谷町駅周辺</td><td>353 名参加</td></tr> <tr><td>H29. 7. 13</td><td>内幸町駅・御成門駅周辺</td><td>388 名参加</td></tr> <tr><td>H29. 9. 14</td><td>新橋駅・内幸町駅周辺</td><td>685 名参加</td></tr> <tr><td>H29. 10. 12</td><td>田町駅・三田駅周辺</td><td>467 名参加</td></tr> <tr><td>H29. 11. 16</td><td>虎ノ門駅・神谷町駅周辺</td><td>557 名参加</td></tr> <tr><td>H29. 12. 14</td><td>浜松町駅・大門駅周辺</td><td>493 名参加</td></tr> <tr><td>H30. 2. 15</td><td>田町駅・三田駅周辺</td><td>456 名参加</td></tr> <tr><td>H30. 3. 20</td><td>新橋駅・内幸町駅周辺</td><td>雨天中止</td></tr> </table> <p>②地域内の連携を図る取組</p> <p>ア キャンペーンに 3 年間継続して年間 2 回以上参加した 18 の事業所等に感謝状を贈呈。</p> <p>イ キャンペーンの会場に「地域交流スペース」を設置。 参加事業所の紹介ポスター、町会・自治会の紹介地図、地域のイベント情報、みなとタバコルールの周知、防災情報などをパネルに掲載。</p> <p>ウ 会場に「みなとタバコルール宣言」登録申請用ブースを設置。参加事業所に対し、事業内容の説明、啓発品の紹介、申請書の配布などを実施。</p> <p>エ 参加事業所に事務局の役割を分担（会場受付・活動用品の事前準備等）</p> <p>③「小学校の通学路点検」活動状況</p> <table border="0"> <tr><td>御成門小学校</td><td>(H29. 6. 21、H29. 10. 25)</td></tr> <tr><td>芝小学校</td><td>(H29. 11. 1)</td></tr> <tr><td>赤羽小学校</td><td>(H29. 6. 23、H29. 10. 12)</td></tr> </table>	H29. 4. 13	浜松町駅・大門駅周辺	382 名参加	H29. 5. 18	芝公園駅・赤羽橋駅周辺	306 名参加	H29. 6. 7	虎ノ門駅・神谷町駅周辺	353 名参加	H29. 7. 13	内幸町駅・御成門駅周辺	388 名参加	H29. 9. 14	新橋駅・内幸町駅周辺	685 名参加	H29. 10. 12	田町駅・三田駅周辺	467 名参加	H29. 11. 16	虎ノ門駅・神谷町駅周辺	557 名参加	H29. 12. 14	浜松町駅・大門駅周辺	493 名参加	H30. 2. 15	田町駅・三田駅周辺	456 名参加	H30. 3. 20	新橋駅・内幸町駅周辺	雨天中止	御成門小学校	(H29. 6. 21、H29. 10. 25)	芝小学校	(H29. 11. 1)	赤羽小学校	(H29. 6. 23、H29. 10. 12)
H29. 4. 13	浜松町駅・大門駅周辺	382 名参加																																			
H29. 5. 18	芝公園駅・赤羽橋駅周辺	306 名参加																																			
H29. 6. 7	虎ノ門駅・神谷町駅周辺	353 名参加																																			
H29. 7. 13	内幸町駅・御成門駅周辺	388 名参加																																			
H29. 9. 14	新橋駅・内幸町駅周辺	685 名参加																																			
H29. 10. 12	田町駅・三田駅周辺	467 名参加																																			
H29. 11. 16	虎ノ門駅・神谷町駅周辺	557 名参加																																			
H29. 12. 14	浜松町駅・大門駅周辺	493 名参加																																			
H30. 2. 15	田町駅・三田駅周辺	456 名参加																																			
H30. 3. 20	新橋駅・内幸町駅周辺	雨天中止																																			
御成門小学校	(H29. 6. 21、H29. 10. 25)																																				
芝小学校	(H29. 11. 1)																																				
赤羽小学校	(H29. 6. 23、H29. 10. 12)																																				

- (1) 協議会 (全体会) 第1回 H29. 5. 30 21名参加
 第2回 H30. 3. 16 28名参加

(2) 活動内容

① 生活安全分野

ア「六本木安全安心憲章PR&客引き防止キャンペーン」への参加

六本木地区安全安心まちづくり推進会議が「六本木安全安心憲章」の周知活動と客引き防止キャンペーンを開催。憲章の趣旨に賛同し協議会として参加。

- 第1回 H29. 4. 7 麻布警察署から六本木通り及び六本木交差点 130名参加
 第2回 H29. 7. 28 外苑東通り及び六本木交差点 114名参加
 第3回 H29. 12. 8 麻布警察署から六本木通り及び六本木交差点 125名参加

イ「区民防犯研修会」の開催

地域のどこが危険なのか自分自身で判断する能力を身につけることを目的として、子どもたちと町会・自治会とともに犯罪機会論の講義とフィールドワークを実施。

- H29. 11. 25 麻布区民協働スペース 28名参加

②環境美化分野

ア「クリーンアップキャンペーン～路上喫煙・放置自転車・落書きをなくそう」の実施

麻布十番駅周辺及び六本木駅周辺の路上喫煙、放置自転車及び落書きを無くすため、キャンペーンを実施。

- 第1回 H29. 6. 1 麻布十番駅周辺 67名参加
 ※みなとたばこルール一斉キャンペーンと共催
 第2回 H30. 2. 23 六本木駅周辺 44名参加
 ※六本木安全安心プロジェクトと共催

イ「落書き消去活動」の実施

まちの環境美化及び犯罪の抑止を目的として、児童及び近隣町会・自治会等とともに実施。

- 第1回 H29. 11. 22 麻布小学校周辺 71名参加
 第2回 H30. 2. 20 南山小学校周辺 54名参加

- (1) 協議会 第1回 H29. 6. 29 56名参加
 第2回 H29. 10. 24 58名参加
 第3回 H30. 3. 13 56名参加
- (2) 第12回地域安全講習会 H30. 1. 20 31名参加
- (3) 活動内容

①生活安全パトロール活動状況 (計18回 382名参加)

H29. 4. 25 (24名) H29. 5. 9 (24名) H29. 5. 30 (29名)
 H29. 6. 8 (20名) H29. 6. 23 (22名) H29. 7. 14 (22名)
 H29. 7. 20 (16名) H29. 9. 19 (29名) H29. 10. 18 (13名)
 H29. 11. 9 (20名) H29. 11. 17 (24名) H29. 11. 28 (19名)
 H29. 12. 5 (20名) H29. 12. 26 (25名) H29. 12. 27 (20名)
 H30. 1. 18 (20名) H30. 1. 29 (19名) H30. 3. 14 (16名)

②「地域清掃活動」への参加

毎月第2・4金曜日 午前9時～ 青山表参道商店会
 毎月第2金曜日 午前9時～ 青山三丁目商店会
 毎月第2・4金曜日 午前9時～ 青山外苑前商店街振興組合
 毎月第3金曜日 午前10時～ 青山一丁目町会
 毎月第1木曜日 午前10時～ 青山二丁目町会 (現在休止中)
 毎月第2・4水曜日 午後12時15分～ エスプラナード赤坂商店街振興組合
 毎月第1金曜日 午前9時～ 赤坂地区総合支所周辺

③「赤坂青山美しいまちマナーのまち」キャンペーンへの参加

日程		実施場所	日程		実施場所
4月	20日	溜池山王駅	11月	9日	赤坂駅
	21日	青山一丁目駅		10日	表参道駅
5月	25日	赤坂見附駅 (中止)	12月	14日	溜池山王駅
	26日	外苑前駅 (中止)		15日	青山一丁目駅
6月	1日	赤坂駅	1月	25日	赤坂見附駅
	23日	表参道駅		26日	外苑前駅
9月	14日	溜池山王駅	2月	22日	赤坂駅 (中止)
	15日	青山一丁目駅		23日	表参道駅 (中止)
10月	12日	赤坂見附駅	3月	15日	溜池山王駅
	13日	外苑前駅 (中止)		16日	青山一丁目駅 (中止)

④「社会を明るくする運動」への参加 H29. 7. 16

- (1) 協議会総会 H29. 5. 19
- (2) 全体役員会 第1回 H29. 4. 21 第2回 H29. 10. 13
- (3) 部会長会 第1回 H29. 4. 5 第2回 H29. 10. 6
 第3回 H30. 3. 9

(4) 活動内容

部会活動(4部会に分け活動)

① パトロール専門部会

ア 夏の夜間パトロール (全6コース実施 98名参加)

第1回 H29. 7. 25 (34名) 第2回 H29. 7. 26 (雨天中止)

第3回 H29. 8. 29 (64名) 第4回 H29. 8. 30 (雨天中止)

イ あんしん・きれい (防犯) パトロール (全4コース実施 64名参加)

第1回 H29. 12. 5 (39名) 第2回 H29. 12. 6 (25名)

- ウ 春のパトロール (全4コース実施 74名参加)
 第1回 H30. 2. 27 (36名) 第2回 H30. 2. 28 (38名)

② 道路・公園専門部会

- ア 道路工事状況・計画の把握
 国道・都道・高輪地区総合支所管内の区道の工事の進捗状況や計画を、国・東京都・区からそれぞれ確認。
- イ 通学路点検 (合計150名参加)
 高輪地区内の小学校の通学路点検を道路管理者 (協働推進課土木係)、交通管理者 (三田・高輪警察署)、学校、PTA、地元町会等と春・秋の2回実施。
- ・御田小学校 H29. 6. 23 (26名) H29. 10. 26 (16名)
 - ・高輪台小学校 H29. 5. 15 (19名) H29. 10. 25 (15名)
 - ・白金小学校 H29. 5. 12 (20名) H29. 11. 10 (13名)
 - ・白金の丘小学校 H29. 6. 28 (24名) H29. 11. 1 (17名)
- ウ 公園・児童遊園について 公園・児童遊園の整備計画等の把握

③ 自転車・バイク対策専門部会

- ア 自転車交通安全対策イベント
- ・春の交通安全啓発活動
 H29. 4. 10 白金台駅周辺 10名参加
 H29. 4. 14 高輪地区内幼稚園・保育園 4か所 6名参加
 - ・秋の交通安全啓発活動
 H29. 9. 27 高輪地区内保育園 5か所 7名参加
 H29. 9. 29 品川駅高輪口周辺 8名参加
 - ・交通安全教室
 H29. 7. 15 たかなわこどもえんにち 45名参加
 H29. 11. 11 あっぷリング高輪フェスティバル 67名参加

④ 環境美化専門部会

- ア 環境美化活動・キャンペーン
- ・京急グループCSR活動支援
 H29. 4. 4 295名参加
 - ・品川駅高輪口周辺タバコマナー&クリーンアップキャンペーン
 (みなとタバコルール一斉キャンペーン)
 H29. 6. 1 122名参加
 - ・白金台・白金高輪駅周辺タバコマナー&クリーンアップキャンペーン
 H29. 10. 19 20名参加 (雨天のためタバコマナー啓発活動のみを実施)
 - ・高輪文化財周辺クリーンアップキャンペーン
 (管内の文化財を巡りながら清掃活動)
 H29. 11. 7 100名参加
 - ・高輪地区児童館等合同事業ピカッ☆と大作戦! (清掃活動等)
 H29. 12. 6 117名参加
 - ・高輪台駅・泉岳寺駅周辺タバコマナー&クリーンアップキャンペーン
 H30. 2. 27 85名参加
- イ 打ち水
- ・あっぷリングたかなわ打ち水大作戦! 2017
 第一弾 亀塚公園、高輪公園、白金台どんぐり児童遊園
 H29. 7. 27 775名参加
 - 第二弾 魚らん銀座商店会協同組合主催
 H29. 7. 29 約50名参加
 - 第三弾 白金商店会主催
 H29. 8. 5 約100名参加

- (1) 協議会 第1回 H29. 4. 20 58名参加
 第2回 H29. 9. 11 51名参加
 第3回 H30. 3. 20 48名参加

(2) 活動内容

①生活安全活動

ア 防犯パトロール

- H29. 6. 22 芝浦・海岸地区 136名参加
 H29. 7. 20 台場地区 90名参加
 H29. 9. 28 港南地区 78名参加

イ 交通安全・防犯研修会

高輪警察署による自転車の交通安全についての講演、三田警察署による振り込め詐欺等の事例紹介。

- H29. 12. 2 36名参加

②環境美化推進活動

ア クリーンアップキャンペーン（地域清掃活動）

- H29. 5. 25 港南地区 87名参加
 H29. 6. 22 芝浦・海岸地区 136名参加
 H29. 7. 20 台場地区 90名参加
 H29. 9. 28 港南地区 78名参加
 H29. 10. 19 芝浦・海岸地区 雨天中止
 H29. 12. 7 台場地区 127名参加

イ みなとタバコルール啓発活動

- H29. 5. 25 港南地区 87名参加
 H29. 6. 1 JR品川駅港南口 58名参加
 H29. 6. 22 芝浦・海岸地区 136名参加
 H29. 7. 20 台場地区 90名参加
 H29. 9. 28 港南地区 78名参加
 H29. 10. 19 芝浦・海岸地区 雨天中止
 H29. 12. 7 台場地区 127名参加

根拠法令等

港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例

港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例施行規則

港区屋内喫煙所設置費等助成要綱

概要

東日本大震災による福島第一原子力発電所事故以来、子どもたちの安全・安心をより確かなものとし、保護者をはじめとする区民の皆さんの不安を少しでも解消できるよう、放射能・放射線対策を実施しています。

また、「港区放射性物質除染実施ガイドライン」を平成23年11月1日に策定し、「区有地、区有施設における追加被ばく線量が地表から5センチメートルの高さで年間1ミリシーベルト(毎時0.23マイクロシーベルト)以下とする。」ことを目標とした区有地、区有施設における区の除染基準を設けています。

※福島第一原子力発電所事故に起因する放射能・放射線対策として、検体等の放射能・放射線量を個別に測定する取組は、平成29年度で終了しました。

事業の実施状況

(1) 区有施設等の砂場及び広場の地表近くの放射線量測定 ※平成30年3月終了

- ① 開始時期 平成23年6月
- ② 対象施設 区立保育園・こども園・港区保育室、区立幼稚園、区立小学校、区立中学校、障害保健福祉センターこども療育パオ、私立保育園、私立幼稚園、私立特別支援学校、区立公園・児童遊園・遊び場、区立運動場、教育センター
- ③ 測定頻度 週1回、施設ごと年1回

④ 測定回数

年度	25	26	27	28	29
延べ測定回数(回)	394	406	207	207	207

(2) 給食の放射能測定 ※平成30年3月終了

- ① 開始時期 平成23年10月
- ② 対象施設 区立保育園・こども園・港区保育室、区立小学校、私立小学校、区立中学校、障害保健福祉センターこども療育パオ、私立保育園、私立幼稚園、認証保育所、小規模保育施設
- ③ 測定頻度 週1回、施設ごと年1回～3回

④ 測定回数

年度	25	26	27	28	29
延べ測定回数(回)	230	275	296	307	317

(3) 牛乳の放射能測定 ※平成30年3月終了

- ① 開始時期 平成23年10月
- ② 対象施設 区立保育園・こども園・港区保育室、区立小学校、私立小学校、区立中学校、障害保健福祉センターこども療育パオ、私立保育園、私立幼稚園、認証保育所、小規模保育施設
- ③ 測定頻度 週1回、施設ごと年1回～3回

④ 測定回数

年度	25	26	27	28	29
延べ測定回数 (回)	216	238	263	276	277

(4) 放射線測定機器の貸出 ※平成 30 年 3 月終了

- ① 開始時期 平成 23 年 11 月
 ② 根拠法令等 港区放射線測定機器貸出要綱
 ③ 保有台数 4 台
 ④ 貸出件数

年度	25	26	27	28	29
貸出件数 (件)	14	8	9	6	0

(5) 放射線モニタリングポスト

- ① 開始時期 平成 24 年 4 月
 ② 設置場所 港区役所及びお台場学園港陽小・中学校
 ③ 年平均値

測定場所 \ 年度	25	26	27	28	29
港区役所	0.082	0.079	0.069	0.075	0.069
お台場学園港陽小・中学校	0.051	0.054	0.042	0.043	0.042

(単位：マイクロシーベルト/時)

公害の規制・指導
(1) 工場・指定作業場

環境課

概要

工場などの一定の公害が発生する事業場には、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(以下「環境確保条例」という。)により、規制基準の遵守と各種届出が義務付けられています。

区では、これらの「工場」及び「指定作業場」に関する認可申請又は届出の受付・審査を行い、騒音・振動などの規制基準を守るよう指導を行っています。

内容

工場

定格出力の合計が2.2kW以上の原動機を使用する物品の製造、加工又は作業を常時行う事業場。または、2.2kW未満であっても一定の作業(印刷、製本、金属の打抜き・切断、ドライクリーニングなど)を常時行う事業場。

設置(変更)に当たっては、規制基準を遵守するとともに、設置(変更)認可申請が必要です。

指定作業場

20台以上の自動車駐車場、ガソリンスタンド、ボイラーなどを有する事業場。

設置(変更)に当たっては、規制基準を遵守するとともに、設置(変更)届出が必要です。

根拠法令等

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(環境確保条例)

事業の実施状況

1 地区別工場・指定作業場数(平成30年3月31日現在)

地区	区分	工場	指定作業場
芝		200	574
麻布		145	295
赤坂		39	303
高輪		263	224
芝浦港南		81	243
計		728	1,639

2 年度別工場・指定作業場数(各年度末日現在)

年度	区分	工場	指定作業場
25		803	1,657
26		761	1,631
27		756	1,655
28		740	1,665
29		728	1,639

3 年度別工場設置・変更件数

年度	区分	設置認可	変更認可
25		1	2
26		2	1
27		4	1
28		1	2
29		2	1

4 年度別指定作業場設置・変更件数

年度	区分	設置届	変更届
25		40	2
26		21	7
27		31	2
28		25	4
29		23	4

公害の規制・指導

(2) 特定施設（騒音規制法・振動規制法）

環境課

概 要

騒音規制法・振動規制法では、一定規模以上の出力がある送風機や印刷機械などを「特定施設」と定め規制の対象としています。特定施設を設置又は変更しようとする設置者は、事前の届出及び規制基準の遵守が義務付けられています。

内 容

主な特定施設（特定施設を設置する事業場を「特定工場等」といいます。）

【騒音規制法】

- ・ 金属加工機械（圧延機械、プレス機、切断機など）
- ・ 空気圧縮機及び送風機
- ・ 木材加工機械（丸のこ盤、かんな盤など）
- ・ 印刷機械 など

【振動規制法】

- ・ 金属加工機械（プレス機など）
- ・ 圧縮機
- ・ 木材加工機械（ドラムバーカーなど）
- ・ 印刷機械 など

根拠法令等

騒音規制法、振動規制法

事業の実施状況

1 地区別特定工場等（平成30年3月31日現在）

地区	騒音規制法	振動規制法
芝	535	78
麻 布	204	35
赤 坂	270	9
高 輪	154	52
芝浦港南	216	53
計	1,379	227

2 年度別設置・廃止届出件数

年度	騒音規制法		振動規制法	
	設置	廃止	設置	廃止
25	24	17	3	7
26	22	23	1	10
27	25	13	2	3
28	22	12	1	4
29	26	16	1	8

概要

騒音規制法・振動規制法では、建設作業として行われる作業のうち、著しい騒音・振動を発生する作業を「特定建設作業」として政令で定めています。

内容

主な特定建設作業

【騒音規制法】 くい打ち機、さく岩機（ジャイアントブレーカー、ハンドブレーカーなど）、空気圧縮機などを使用する作業

【振動規制法】 くい打ち機、舗装版破砕機、ブレーカー（ジャイアントブレーカーなど）などを使用する作業

※一部対象とならない作業もあります。

特定建設作業の勧告基準（通常作業の場合）

・基準値（敷地境界）	騒音：85dB	振動：75dB
・1日の作業時間	10時間以内	
・連続作業の期間	6日以内	
・作業の時間帯	7時から19時まで	
・夜間・深夜・日曜・祝日作業	禁止	

特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、事前の届出が義務付けられています。また区は、解体工事の騒音や振動等による近隣紛争を未然に防ぐため、届出を行う施工者に対し、「港区建築物の解体工事等の事前周知等に関する要綱」を守るよう指導しています。

根拠法令等

騒音規制法、振動規制法

港区建築物の解体工事等の事前周知等に関する要綱

事業の実施状況

1 地区別届出件数（平成29年度）

区分 地区	騒音規制法	振動規制法
芝	182	129
麻布	133	86
赤坂	124	73
高輪	81	60
芝浦港南	68	38
計	588	386

2 年度別届出件数

区分 年度	騒音規制法	振動規制法
25	608	379
26	556	357
27	575	351
28	605	380
29	588	386

概 要

アスベストを含有する吹付け材・保温材等が使用されている建築物等の解体・改修工事の施工に当たっては、事前の調査・届出及び飛散防止措置が義務付けられており、区では規制・指導を行っています。

内 容

建築物等の解体等に当たっては、アスベストの使用の有無を事前に確認し、アスベスト含有建材の使用がある場合は、関連法令を遵守し、周辺環境へのアスベスト飛散防止策を図る必要があります。

また、届出要件に該当するアスベスト含有建築物解体等工事の施工者は、事前の届出が必要です。

区では、独自に「港区建築物の解体工事等の事前周知等に関する要綱」を定め、工事施工者にアスベスト事前調査結果報告書の提出を指導することで、アスベストの飛散防止と近隣紛争の予防に努めています。

根拠法令等

大気汚染防止法

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(環境確保条例)

港区建築物の解体工事等の事前周知等に関する要綱

事業の実施状況

1 地区別届出件数(平成29年度)

年度 \ 区分	環境確保条例	大気汚染防止法
芝	57	57
麻布	17	17
赤坂	35	35
高輪	21	21
芝浦港南	22	22
計	152	152

2 年度別届出件数

年度 \ 区分	環境確保条例	大気汚染防止法
25	96	96
26	87	88
27	118	118
28	140	143
29	152	152

3 石綿事前調査結果報告件数

年度 \ 区分	解体	改修	計
25	408	39	447
26	453	43	496
27	413	41	454
28	448	61	509
29	442	84	526

概要

土壌汚染対策法や環境確保条例では、一定の条件を満たす場合に、土壌汚染の状況を調査することが義務付けられています。区では、環境確保条例第 116 条に基づく届出の受付・審査などの事務を行っています。

内容

環境確保条例に基づく工場・指定作業場の設置者で、有害物質を取り扱い、又は取り扱ったことがある者は、廃止・除却時に土壌汚染の調査・報告が義務付けられています。

調査の結果、汚染が認められた場合は、拡散防止措置を講じる必要があり、計画書・完了届の提出が義務付けられています。

根拠法令等

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）

事業の実施状況

年度別届出件数

【土壌汚染状況調査報告書】

25 年度	4
26 年度	6
27 年度	3
28 年度	8
29 年度	9

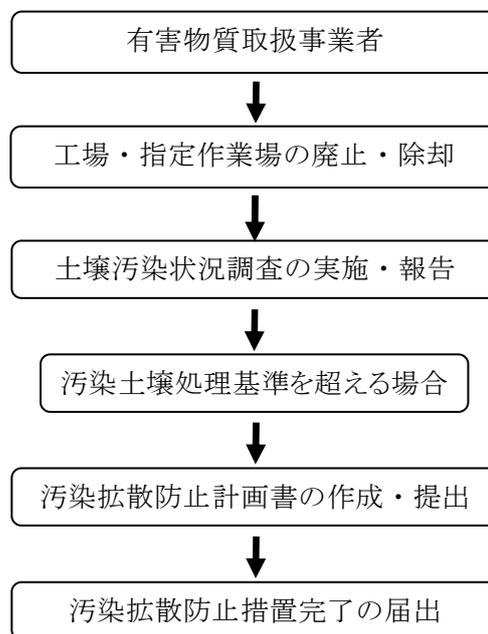
【汚染拡散防止計画書提出書】

25 年度	2
26 年度	2
27 年度	1
28 年度	5
29 年度	7

【汚染拡散防止措置完了届出書】

25 年度	4
26 年度	2
27 年度	4
28 年度	4
29 年度	5

土壌汚染対策の流れ（環境確保条例第 116 条）



公害の規制・指導

(6) 適正管理化学物質

環境課

概要

健康への影響や環境汚染が懸念される化学物質を取り扱う事業者が、自ら環境への排出量を把握し、削減に向けた取組を進めることを目的とし、「化学物質排出把握管理促進法（P R T R法）」が平成13年4月に施行されました。

同年10月の環境確保条例の改正により、工場・指定作業場の設置者のうち、化学物質の年間取扱量が100kg以上の事業所は、毎年「適正管理化学物質使用量等報告書」の提出が義務付けられています。さらに従業員数が21人以上の事業所は「化学物質管理方法書」（初回及び変更時のみ）の提出が義務付けられており、区では届出の受付を行っています。

報告対象となる主な化学物質

- ・ 印刷業で使用するインキ、溶剤などに含まれるトルエン、イソプロピルアルコール
 - ・ ガソリンスタンドで貯蔵されているガソリン中に含まれるトルエン、キシレン、ベンゼン
 - ・ クリーニング業で使用する洗浄剤などに含まれるテトラクロロエチレン
- など条例で定める59物質が対象です。

根拠法令等

化学物質排出把握管理促進法（P R T R法）

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）

事業の実施状況

年度別受付件数

【適正管理化学物質使用量等報告書】

25年度	39
26年度	36
27年度	34
28年度	34
29年度	28

【化学物質管理方法書】

25年度	1
26年度	5
27年度	0
28年度	1
29年度	0

公害の規制・指導
(7) 事業場の臭気調査

環境課

概要

区では、悪臭防止法及び環境確保条例に基づき、悪臭を発生するおそれのある事業場等について立入り、臭気調査を実施しています。

調査の結果、基準に適合しない場合は、設置者に対して改善指導を行います。

内容

環境確保条例に基づく指定作業場のうち、2か所の事業場で調査を行っています。

調査に当たっては、事業場の排気口又は敷地境界にて試料を採取し、決められた方法（「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」平成7年環境庁告示第63号）により測定を行います。

根拠法令等

悪臭防止法

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）

事業の実施状況

1 中央卸売市場食肉市場（港南二丁目）

【採取地点：最終排出口】（規制値：24）

年度	臭気指数	改善指導
25	12	無
26	15	無
27	30(14)	有(無)
28	17	無
29	30(19)	有(無)

【採取地点：敷地境界南側】（規制値：12）

年度	臭気指数	改善指導
25	10 未満	無
26	10 未満	無
27	10 未満	無
28	10 未満	無
29	10 未満	無

※27年度、29年度（ ）内は再調査結果

2 芝浦水再生センター（港南一丁目）

【採取地点：入口】（規制値：12）

年度	臭気指数	改善指導
25	10 未満	無
26	10 未満	無
27	10 未満	無
28	10 未満	無
29	10 未満	無

【採取地点：敷地境界東側】（規制値：12）

年度	臭気指数	改善指導
25	10 未満	無
26	10 未満	無
27	10 未満	無
28	10 未満	無
29	10 未満	無

公害の規制・指導

(8) 公共用水域放流事業場排水調査

環境課

概要

古川・運河等の公共用水域に排水を放流する事業場に対して、立入調査による水質分析を実施しています。

内容

港区は、下水道がほぼ完備されており、排水規制は東京都下水道局が行っています。

しかし、一部に運河等公共用水域に排水を放流している事業場があるため、区では定期的に立入調査を実施しています。調査の結果、環境確保条例等に定める基準に適合しない場合は、設置者に対して改善指導を行います。

調査に当たっては、事業場から出る排水を採取し、決められた方法（「排水基準に係る検定方法」昭和49年環境庁告示第64号）による分析を行います。

根拠法令等

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）

事業の実施状況

【立入調査・分析実施事業場数】

年度	事業場数	改善指導
25	7	無
26	7	無
27	7	無
28	7	無
29	7	無

【分析項目】

- ・ pH（水素イオン濃度）
- ・ SS（浮遊物質量）
- ・ COD（化学的酸素要求量）
- ・ 大腸菌群数
- ・ nヘキサン抽出物質量
- ・ 全窒素
- ・ 全リン
- ・ 透視度（cm）

公害の規制・指導
(9) 地下水揚水施設

環境課

概 要

環境確保条例に定める地下水揚水施設の設置者は、地盤沈下対策として、年に1度、揚水量報告書の提出が義務付けられています。

根拠法令等

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）

事業の実施状況

地区別揚水施設設置事業所数

年度 地区	25	26	27	28	29
芝	23	25	26	28	29
麻布	12	13	13	16	17
赤坂	16	16	18	19	18
高輪	7	7	8	9	9
芝浦港南	3	3	4	4	5
計	61	64	69	76	78

概要

自動車騒音・振動について定期的に測定を実施し、環境基準の達成状況などを調査しています。

内容

自動車騒音は、自動車のエンジン音や排気音などの合成音です。一般に、速度・交通量・大型車の台数などに比例して騒音が大きくなります。

区では、騒音規制法第 18 条に基づき、区内の幹線道路における自動車騒音を測定し、環境基本法に定める環境基準の達成状況を調査しています。

また、騒音規制法第 17 条、振動規制法第 16 条に定める要請限度についても調査を行っています。

根拠法令等

環境基本法、騒音規制法、振動規制法

事業の実施状況

1 常時監視調査結果（平成 29 年度）

《幹線道路沿の環境基準》 昼 70dB 夜 65dB

No.	調査地点	騒音レベル (dB)	面的評価 達成率(%)
1	虎ノ門 3-7-7 (一般国道 1 号線)	69	99.6
		65	99.1
2	高輪 2-13 (一般国道 15 号線)	71	97.6
		68	85.4
3	南青山 1-5-14 (環状 3 号線)	65	100.0
		63	99.8
4	北青山 1-1-9 (環状 3 号線)	64	100.0
		61	93.8
5	南青山 4-28-26 (赤坂杉並線)	64	99.9
		63	98.6
6	高輪 1-5-19 (高輪麻布線)	66	99.7
		63	98.1
7	港南 4-3-3 (品川埠頭線)	65	93.0
		61	86.0
8	芝公園 3-2 (区道 1018 号線)	67	99.8
		65	93.6
9	芝浦 1-12-3 (区道 1026 号線)	63	100.0
		58	100.0
10	台場 2-3-5 (高速湾岸線)	71	12.5
		69	12.5

2 要請限度調査結果（平成 29 年度）

《要請限度》

騒音 昼 75dB 夜 70dB

振動 昼 70dB 夜 65dB (No.4 を除く。)

昼 65dB 夜 60dB (No.4)

No.	調査地点	騒音レベル (dB)	振動レベル (dB)
1	白金台 1-2 地先 (一般国道 1 号線)	67	44
		64	40
2	東麻布 2-31 地先 (環状 3 号線)	68	37
		66	34
3	白金台 5-10 地先 (北品川四谷線)	74	41
		70	37
4	西麻布 3-12 地先 (北品川四谷線)	67	41
		64	37
5	港南 3-9 地先 (日本橋芝浦大森線)	73	58
		70	55
6	高輪 2-13 地先 (一般国道 15 号線)	71	40
		68	38
7	北青山 3-3 地先 (一般国道 246 号線)	68	43
		68	41
8	西麻布 3-21 地先 (霞ヶ関渋谷線)	70	46
		68	46

※上段・・・昼 下段・・・夜

※上段・・・昼 下段・・・夜

※下線は環境基準の超過を表しています。

※面的評価達成率とは、評価対象戸数（評価区間での基準点数地境界から 50m の範囲の総戸数）に占める環境基準達成戸数の割合をいいます。

概要

公害は、区民の日常生活に悪影響を及ぼす切実な問題です。区では、苦情の申立てがあった場合、現場調査を行い、公害の発生状況等の確認を行います。その上で、必要に応じ発生源に対する指導等を行い問題の解決に努めています。

最も多い苦情は、建設工事の騒音・振動に関する苦情です。近年はアスベストに関する苦情が増加傾向にあります。

平成 18 年度からは、苦情・相談の受付や処理業務を各総合支所に移管し、環境課と連携し対応に当たっています。

公害の種類

・ 大気汚染 ・ 悪臭 ・ 騒音 ・ 振動 ・ 土壌汚染 ・ 水質汚濁 ・ 地盤沈下 ・ その他

根拠法令等

・ 大気汚染防止法 ・ 悪臭防止法 ・ 騒音規制法 ・ 振動規制法 ・ 土壌汚染対策法
・ 水質汚濁防止法 ・ 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）

事業の実施状況

1 地区別・発生源別件数（平成 29 年度）

地区 \ 区分	建設苦情	一般苦情
芝	5	17
麻布	50	24
赤坂	14	40
高輪	18	14
芝浦港南	10	16
計	97	111

2 地区別苦情件数

地区 \ 年度	25	26	27	28	29
芝	71	85	76	16	22
麻布	116	102	51	56	74
赤坂	56	34	43	39	54
高輪	48	50	60	76	32
芝浦港南	34	41	35	24	26
計	325	312	265	211	208

3 種類別苦情件数

区分 \ 年度	25	26	27	28	29
大気汚染	14	28	17	19	14
悪臭	36	35	34	14	18
騒音	208	188	187	149	142
振動	19	44	52	28	34
その他	68	54	34	30	18
計	345	349	324	240	226

4 地区別カラス苦情件数

地区 \ 年度	25	26	27	28	29
芝	17	17	10	14	10
麻布	26	27	16	20	8
赤坂	9	1	3	4	4
高輪	17	21	9	8	19
芝浦港南	8	11	7	14	24
計	77	77	45	60	65

※発生源で公害の種類が重複する場合があるので「2 地区別苦情件数」より「3 種類別苦情件数」の年度別計が多くなります。

環境調査

(1) 大気汚染環境総合測定局監視システム

環境課

概要

大気汚染物質には、主に工場、事業場などの固定発生源から排出されるもの（硫黄酸化物、炭化水素等）と、主に自動車などの移動発生源から排出されるもの（窒素酸化物、浮遊粒子状物質等）があります。

区では、大気汚染の状況を監視するために環境総合測定局を設置し、二酸化硫黄、窒素酸化物、粒子状物質、光化学オキシダント等の大気汚染物質を常時測定しています。

事業開始時期 昭和 55 年 12 月（常時監視する測定局の設置）

内容

環境総合測定局の概要、及び平成 29 年度の大気汚染物質の環境基準等の達成状況や調査結果は次のとおりです。

【環境総合測定局の概要】

測定局	一の橋	赤坂	芝浦	麻布	港南
所在地	東麻布 3 - 9 - 1 一の橋公園内	赤坂 7 - 3 - 39 高橋是清翁 記念公園内	海岸 2 - 1 - 27 末広橋児童 遊園脇	西麻布 3 - 12 - 1 筈公園内	港南 4 - 3 - 28 港南小学校内
用途地域	商業	第二種中高層 住居専用	準工業	第一種住居	第一種住居
設置年月日	昭和 55. 12. 19	昭和 57. 3. 18	昭和 58. 2. 21	昭和 59. 2. 20	平成 9. 4. 1
測定局別の 測定物質	二酸化硫黄 (SO ₂)				二酸化硫黄 (SO ₂)
	一酸化炭素 (CO)				
	浮遊粒子状物質 (SPM)	浮遊粒子状物質 (SPM)	浮遊粒子状物質 (SPM)	浮遊粒子状物質 (SPM)	浮遊粒子状物質 (SPM)
	光化学オキシダント (O _x)	光化学オキシダント (O _x)	光化学オキシダント (O _x)	光化学オキシダント (O _x)	光化学オキシダント (O _x)
	二酸化窒素 (NO ₂)	二酸化窒素 (NO ₂)	二酸化窒素 (NO ₂)	二酸化窒素 (NO ₂)	二酸化窒素 (NO ₂)
	非メタン炭化水素 (NMHC)				
	一酸化窒素 (NO)	一酸化窒素 (NO)	一酸化窒素 (NO)	一酸化窒素 (NO)	一酸化窒素 (NO)
	メタン (CH ₄)				
	微小粒子状物質 (PM _{2.5})	微小粒子状物質 (PM _{2.5})	微小粒子状物質 (PM _{2.5})		

【大気汚染の環境基準等の達成状況】（平成 29 年度） ○ は 達成、× は 未達成

測定項目	環境基準	測定局				
		一の橋	赤坂	芝浦	麻布	港南
二酸化硫黄 (SO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下で、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下。	○	/	/	/	○
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下で、かつ 1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下。	○	/	/	/	/
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下で、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下。	○	○	○	○	○
光化学オキシダント (O _x)	1 時間値が 0.06ppm 以下。	×	×	×	×	×
二酸化窒素 (NO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内、又はそれ以下。	○	○	○	○	○
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1 年平均値が 15μg/m ³ 以下で、かつ、1 日平均値が 35μg/m ³ 以下。	○	○	○	/	/

測定項目	光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針	一の橋局
非メタン炭化水素 (NMHC)	光化学オキシダントの日最高 1 時間値 0.06ppm に対応する午前 6 時から 9 時までの非メタン炭化水素の 3 時間平均値は、0.20 ppmC から 0.31ppmC の範囲にある。(S51.8.13 通知)	×

※ 一酸化窒素及びメタンに大気汚染の環境基準及び指針はありません。

【大気汚染の環境基準等の達成状況及び数値】（平成 25～29 年度） ○ は 達成、× は 未達成

数値は年間平均値を表示。ただし、光化学オキシダントは 1 時間値の最高値を表示。

項目	年度	一の橋		赤坂		芝浦		麻布		港南	
二酸化硫黄 (SO ₂) 単位：ppm	25	○	0.002	/	/	/	/	/	/	○	0.002
	26	○	0.002	/	/	/	/	/	/	○	0.002
	27	○	0.002	/	/	/	/	/	/	○	0.003
	28	○	0.002	/	/	/	/	/	/	○	0.003
	29	○	0.002	/	/	/	/	/	/	○	0.003
一酸化炭素 (CO) 単位：ppm	25	○	0.5	/	/	/	/	/	/	/	/
	26	○	0.5	/	/	/	/	/	/	/	/
	27	○	0.4	/	/	/	/	/	/	/	/
	28	○	0.4	/	/	/	/	/	/	/	/
	29	○	0.4	/	/	/	/	/	/	/	/
浮遊粒子状物質 (SPM) 単位：mg/m ³	25	○	0.019	○	0.022	×	0.024	○	0.021	×	0.025
	26	○	0.020	○	0.021	○	0.022	○	0.022	○	0.023
	27	○	0.021	○	0.020	○	0.022	○	0.021	○	0.022
	28	○	0.021	○	0.018	○	0.021	○	0.018	○	0.020
	29	○	0.020	○	0.018	○	0.021	○	0.017	○	0.021
光化学オキシダント (O _x) 単位：ppm	25	×	0.145	×	0.161	×	0.152	×	0.146	×	0.147
	26	×	0.096	×	0.133	×	0.100	×	0.121	○	0.057
	27	×	0.122	×	0.127	×	0.118	×	0.129	×	0.151
	28	×	0.098	×	0.125	×	0.089	×	0.122	×	0.120
	29	×	0.122	×	0.123	×	0.091	×	0.131	×	0.142

【大気汚染の環境基準等の達成状況及び数値】（平成 25～29 年度） ○は達成、×は未達成

項目	年度	一の橋	赤坂	芝浦	麻布	港南
二酸化窒素 (NO ₂) 単位：ppm	25	○ 0.031	○ 0.022	○ 0.029	○ 0.022	○ 0.027
	26	○ 0.030	○ 0.023	○ 0.030	○ 0.022	○ 0.027
	27	○ 0.028	○ 0.023	○ 0.028	○ 0.021	○ 0.027
	28	○ 0.026	○ 0.022	○ 0.026	○ 0.020	○ 0.024
	29	○ 0.026	○ 0.021	○ 0.028	○ 0.020	○ 0.025
非メタン炭化 水素 (NMHC) 単位：ppmC	25	× 0.21				
	26	× 0.20				
	27	× 0.25				
	28	× 0.28				
	29	× 0.32				
一酸化窒素 (NO) 単位：ppm	25	0.018	0.012	0.017	0.007	0.016
	26	0.016	0.011	0.019	0.007	0.015
	27	0.015	0.010	0.016	0.007	0.015
	28	0.013	0.010	0.016	0.006	0.013
	29	0.011	0.008	0.017	0.006	0.012
メタン (CH ₄) 単位：ppmC	25	2.00				
	26	2.00				
	27	2.07				
	28	2.30				
	29	2.34				
微小粒子状 物質 (PM _{2.5}) 単位：μg/m ³	25	× 16	× 15	× 15		
	26	× 15	× 15	× 16		
	27	○ 14	○ 14	○ 14		
	28	○ 12	○ 13	○ 14		
	29	○ 13	○ 13	○ 14		

※ 非メタン炭化水素は指針値の達成状況を表し、6～9時の年間平均値を表示

※ 一酸化窒素及びメタンに大気汚染の環境基準及び指針はないため、年間平均値のみ表示

※ 微小粒子状物質 (PM_{2.5}) は年間平均値では環境基準を達成できている局もありますが、1日平均値が未達成の場合、達成状況が×になります。

【物質別の測定数値】（平成 29 年度） 各数値の下線は環境基準及び指針の超過を表します。

■ 二酸化硫黄 (SO₂)

測定局	年間 平均値	日平均値の 最高値	日平均値の 2%除外値	1時間値の 最高値	環境基準による日平均値 0.04ppm を超えた日数
	ppm	ppm	ppm	ppm	日
一の橋	0.002	0.008	0.004	0.022	0
港南	0.003	0.009	0.007	0.039	0

■一酸化炭素（CO）

測定局	年間 平均値	日平均値の 最高値	日平均値の 2%除外値	1時間値 の最高値	環境基準による日平均値 10ppmを超えた日数
	ppm	ppm	ppm	ppm	日
一の橋	0.4	0.9	0.7	6.3	0

■浮遊粒子状物質（SPM）

測定局	年間 平均値	日平均値の 最高値	日平均値の 2%除外値	1時間値の 最高値	環境基準による日平均値 0.10mg/m ³ を超えた日数
	mg/m ³	mg/m ³	mg/m ³	mg/m ³	日
一の橋	0.020	0.062	0.045	0.103	0
赤坂	0.018	0.050	0.038	0.076	0
芝浦	0.021	0.064	0.049	0.135	0
麻布	0.017	0.052	0.036	0.110	0
港南	0.021	0.064	0.046	0.103	0

■オキシダント（Ox）

測定局	年間 平均値	1時間値の 最高値	1時間値が0.06ppmを 超えた日数と時間		1時間値が0.12ppmを 超えた日数と時間	
	ppm	ppm	日	時間	日	時間
一の橋	0.024	<u>0.122</u>	33	109	1	1
赤坂	0.028	<u>0.123</u>	63	220	2	2
芝浦	0.021	<u>0.091</u>	22	66	0	0
麻布	0.028	<u>0.131</u>	57	206	2	3
港南	0.029	<u>0.142</u>	64	306	6	8

※ 値は昼間値（5～20時）

■二酸化窒素（NO₂）

測定局	年間 平均値	日平均値の 最高値	日平均値の 98%値	1時間値の 最高値	98%評価値による日平均 値0.06ppmを超えた日数
	ppm	ppm	ppm	ppm	日
一の橋	0.026	0.068	0.050	0.105	0
赤坂	0.021	0.057	0.043	0.111	0
芝浦	0.028	0.074	0.055	0.134	0
麻布	0.020	0.057	0.041	0.162	0
港南	0.025	0.064	0.049	0.103	0

■非メタン炭化水素（NMHC）

測定局	年間 平均値	6時～9時 における 年平均値	6時～9時 3時間平均 値の最高値	月平均値の 最高値	6時～9時3時間平均値が 0.31ppmCを超えた日数
	ppmC	ppmC	ppmC	ppmC	日
一の橋	0.35	0.32	0.86	0.44	<u>172</u>

■一酸化窒素（NO）

測定局	年間平均値	日平均値の最高値	1時間値の最高値
	ppm	ppm	ppm
一の橋	0.011	0.068	0.215
赤坂	0.008	0.069	0.203
芝浦	0.017	0.112	0.275
麻布	0.006	0.050	0.146
港南	0.012	0.067	0.245

■メタン（CH₄）

測定局	年間平均値	6時～9時における 年平均値	6時～9時3時間 平均値の最高値
	ppmC	ppmC	ppmC
一の橋	2.34	2.35	3.27

■微小粒子状物質（PM_{2.5}）

測定局	年間 平均値	日平均値の 最高値	日平均値の 98% 値	1時間値の 最高値	日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数
	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	日
一の橋	12.6	39.6	30.1	89.0	3
赤坂	12.6	38.2	29.0	79.0	2
芝浦	14.2	48.1	32.2	141.0	6

環境調査

(2) 光化学スモッグ

環境課

概要

自動車や工場などから排出される大気中の窒素酸化物や炭化水素が、太陽の強い紫外線を受けると光化学反応を起こし、光化学オキシダントを発生させます。光化学オキシダントがたまり、白くもやがかかったような状態を「光化学スモッグ」と呼びます。光化学スモッグによる影響として、目がチカチカする、喉が痛いなどの症状が出る場合があります。

光化学スモッグ緊急時における注意報などは東京都が発令しますが、区では防災行政無線等で区民へ周知しています。



内容

- 1 光化学スモッグ注意報等が発令された場合の対応
 - (1) 区に登録された区有施設、学校等にFAXの一斉送信
 - (2) 防災行政無線による放送
 - (3) 本庁舎及び区有施設等で看板を掲示
 - (4) ホームページの緊急情報、ツイッター、フェイスブック及びデジタルサイネージに掲載

2 対応期間

6月～10月（ただし、期間外に注意報等が発令された場合は、随時対応）

3 緊急時の発令の基準

区分	発令の基準
注意報	基準測定点において、オキシダントの大気中における含有率が1,000万分の1.2以上(0.12ppm以上)の状態になり、気象条件から、その状態が継続すると認められるとき
警報	基準測定点において、オキシダントの大気中における含有率が1,000万分の2.4以上(0.24ppm以上)の状態になり、気象条件から、その状態が継続すると認められるとき
重大緊急報	基準測定点において、オキシダントの大気中における含有率が1,000万分の4以上(0.40ppm以上)の状態になり、気象条件から、その状態が継続すると認められるとき

4 港区における光化学スモッグ注意報発令回数

(区東部) 千代田区、中央区、港区、江東区、江戸川区の地域

(単位：回)

年度	25	26	27	28	29
回数	5	2	2	2	3

環境調査

(3) 古川・運河の水質調査

環境課

概要

水質汚濁とは、河川、海、湖沼などの水質が、工場などの産業排水、家庭からの生活排水などの流入によって汚濁することをいいます。港区の水域は、全長 4.3km の古川、芝浦港南地区にある高浜運河、芝浦運河など大小 13 の運河、埠頭の先に広がる東京湾からなっています。

古川、運河の水質は、工場・事業場等の排水規制の強化や下水道の整備等により改善されつつあります。区では、古川、運河とも定期的に水質調査を行っています。

内容

平成 29 年度の水質調査結果と環境基準の達成状況は以下のとおりです。

<古川の水質調査>

場 所	①狸 橋 白金 5-1 先 ③一の橋 麻布十番 4-1 先	②古川橋 南麻布 2-15 先 ④金杉橋 浜松町 2-13 先
項 目	生物化学的酸素要求量 (BOD)・溶存酸素量 (DO)・浮遊物質量 (SS) 水素イオン濃度 (pH)・透視度・水温・電気伝導率等	
回 数	1 回 / 2 か月	

<古川の水質の年平均値>

場 所			① 狸 橋	② 古川橋	③ 一の橋	④ 金杉橋
項 目	単 位	環 境 基 準				
水温	℃	—	20.7	19.6	18.6	18.3
透視度	cm	—	>100	>100	>100	89.9
pH	—	6.0以上8.5以下	7.2	7.0	7.1	7.1
DO	mg/L	2以上	10.6	6.3	5.5	5.6
BOD	mg/L	8以下	2.0	2.0	1.7	1.6
SS	mg/L	100以下	2	1	2	2
電気伝導率	μS/cm	—	384	563	6,917	7,175

<運河の水質調査>

場 所	①芝浦運河 (末広橋) 海岸 2-1 先 ③芝浦西運河 (夕風橋) 芝浦 4-20 先 ⑤高浜運河 (御楯橋) 港南 1-6 先	②新芝運河 (藻塩橋) 芝浦 3-5 先 ④京浜運河 (港南大橋) 港南 5-7 先
項 目	化学的酸素要求量 (COD)・溶存酸素量 (DO)・浮遊物質量 (SS) 水素イオン濃度 (pH)・透明度・水温・電気伝導率等	
回 数	1 回 / 2 か月	

<運河の水質の年平均値> ※下線は、環境基準の超過を表しています。

場 所			①末広橋	②藻塩橋	③夕風橋	④港南大橋	⑤御楯橋
項 目	単 位	環 境 基 準					
水温	℃	—	20.0	20.7	21.2	20.6	21.5
透明度	m	—	1.58	1.53	1.28	1.12	1.10
pH	—	7.0以上8.3以下	7.1	7.0	7.0	7.2	7.0
DO	mg/L	2以上	6.4	6.3	6.4	7.4	6.4
COD	mg/L	8以下	<u>9.6</u>	<u>9.6</u>	<u>9.7</u>	6.9	<u>11.1</u>
SS	mg/L	—	3	2	3	5	3
電気伝導率	μS/cm	—	12,642	11,147	12,683	24,400	10,843

環境調査

(4) 雨天時における運河等の水質調査

環境課

概要

平成 25 年度より、東京都芝浦水再生センターの排出口付近の公共用水域（運河等）において、雨天時の運河等の水質調査を開始しました。雨により増加した水が下水道管に流れ込み、通常より処理時間の短い水（簡易処理水）が運河等に排出されることによる影響を調査します。数値の比較をするため、晴天時も調査します。

内容

東京都芝浦水再生センターの排出口付近の公共用水域（運河等）において、晴天時と雨天時の水質を調査しています。平成 29 年度に実施した調査結果は以下のとおりです。

事業開始時期

平成 25 年 9 月

事業の実施状況

測定場所

- 1 高浜水門（港南 3 - 9 先）
- 2 浜路橋（港南 1 - 4 先）
- 3 御楯橋（港南 1 - 6 先）

雨天時の測定

1 高浜水門

項目	単位	基準値	平成 29 年 10 月 16 日			平成 30 年 3 月 1 日		
			9:50	10:50	11:50	9:15	10:19	11:25
pH	-	7.0 以上 8.3 以下	8.3	8.5	8.4	7.0	7.1	7.1
DO	mg/L	2mg/L 以上	4.5	4.0	4.3	8.1	8.3	8.1
COD	mg/L	8mg/L 以下	10	10	11	14	14	14
大腸菌群数	MPN/100ml	-	790,000	790,000	790,000	2,200	170	110
SS	mg/L	-	6	5	7	16	16	13
全リン	mg/L	0.09mg/L 以下	0.54	0.53	0.55	0.62	0.62	0.68
全窒素	mg/L	1mg/L 以下	7.4	7.5	8.0	10	9.6	10

2 浜路橋

項目	単位	基準値	平成 29 年 10 月 16 日			平成 30 年 3 月 1 日		
			9:30	10:30	11:30	8:50	10:00	11:04
pH	-	7.0 以上 8.3 以下	8.0	8.3	9.0	7.0	7.0	7.0
DO	mg/L	2mg/L 以上	6.8	6.9	6.4	10.6	9.7	9.4
COD	mg/L	8mg/L 以下	17	22	24	33	33	31
大腸菌群数	MPN/100ml	-	130,000	79,000	22,000	33	33	33
SS	mg/L	-	13	17	16	63	54	45
全リン	mg/L	0.09mg/L 以下	0.78	1.0	1.0	0.90	0.82	1.0
全窒素	mg/L	1mg/L 以下	11	15	13	12	12	15

3 御楯橋

項目	単位	基準値	平成 29 年 10 月 16 日			平成 30 年 3 月 1 日		
			10:10	11:10	12:05	9:40	10:42	11:43
pH	-	7.0 以上 8.3 以下	8.8	8.5	9.0	7.1	7.1	7.1
DO	mg/L	2mg/L 以上	6.4	5.9	6.0	6.3	6.5	6.5
COD	mg/L	8mg/L 以下	7.8	8.1	7.9	24	19	17
大腸菌群数	MPN/100ml	-	220,000	110,000	110,000	33,000	17,000	2,700
SS	mg/L	-	2	2	<1	17	11	7
全リン	mg/L	0.09mg/L 以下	0.46	0.44	0.45	2.8	2.6	2.3
全窒素	mg/L	1mg/L 以下	8.4	7.9	7.5	28	26	25

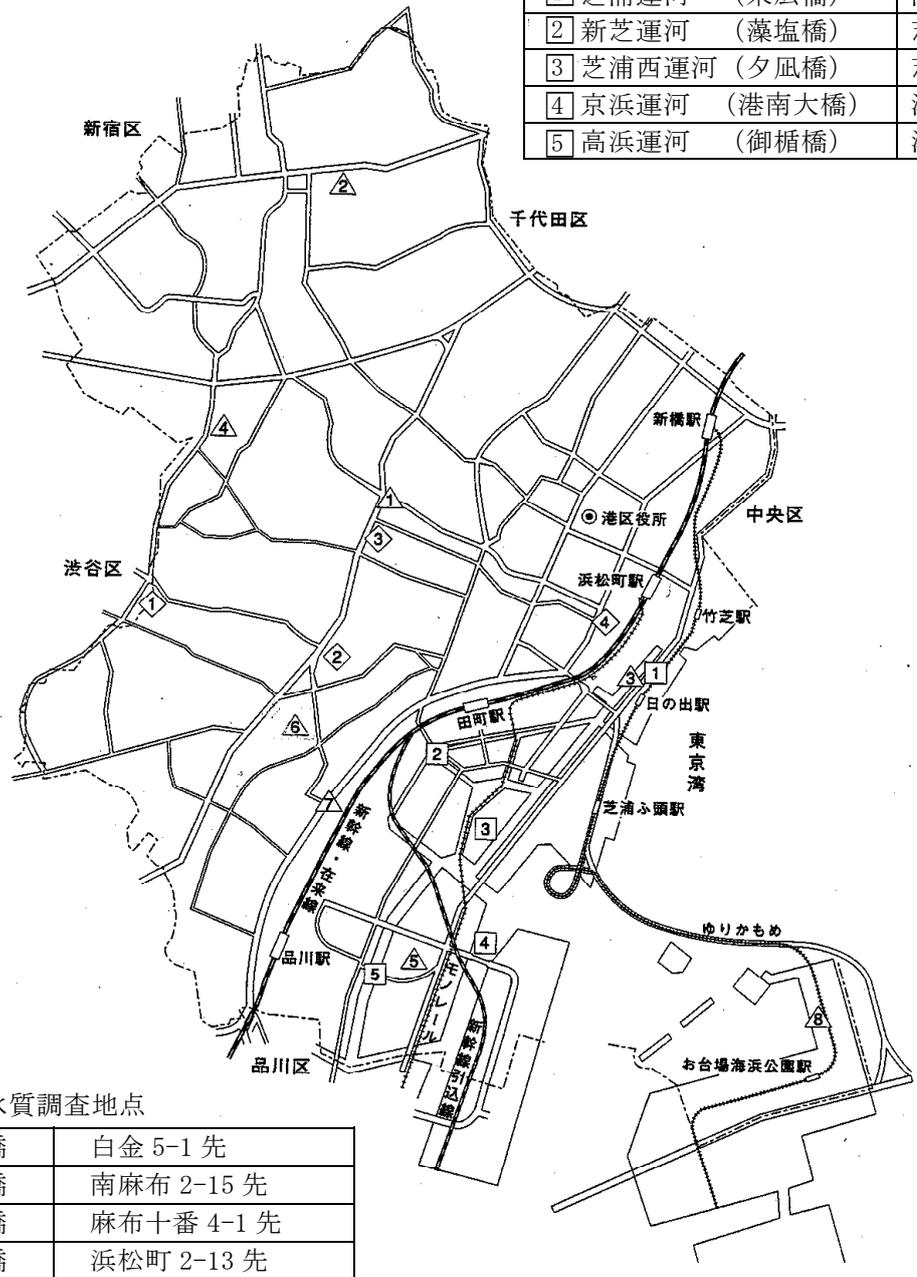
晴天時の測定（平成 29 年 7 月 31 日）

項目	単位	基準値	高浜水門	浜路橋	御楯橋
pH	-	7.0 以上 8.3 以下	6.9	6.7	6.8
DO	mg/L	2mg/L 以上	6.0	6.4	5.5
COD	mg/L	8mg/L 以下	7.1	7.9	8.8
大腸菌群数	MPN/100ml	-	7,900	1,100	7,000
SS	mg/L	-	2	1	1
全リン	mg/L	0.09mg/L 以下	0.44	0.35	0.51
全窒素	mg/L	1mg/L 以下	6.6	5.5	7.7

<環境総合測定局・古川・運河の測定地点一覧>

★運河の水質調査地点

①	芝浦運河 (末広橋)	海岸2-1先
②	新芝運河 (藻塩橋)	芝浦3-5先
③	芝浦西運河 (夕風橋)	芝浦4-20先
④	京浜運河 (港南大橋)	港南5-7先
⑤	高浜運河 (御楯橋)	港南1-6先



★古川の水質調査地点

①	狸橋	白金5-1先
②	古川橋	南麻布2-15先
③	一の橋	麻布十番4-1先
④	金杉橋	浜松町2-13先

★環境総合測定局設置場所

測定局	所在地	用途地域	設置年月日
① 一の橋	東麻布3-9-1 一の橋公園内	商業地域	S55. 12. 19
② 赤坂	赤坂7-3-39 高橋是清翁記念公園内	第二種中高層住居専用地域	S57. 3. 18
③ 芝浦	海岸2-1-27 末広橋児童遊園協	準工業地域	S58. 2. 21
④ 麻布	西麻布3-12-1 筭公園内	第一種住居地域	S59. 2. 20
⑤ 港南	港南4-3-28 港南小学校内	第一種住居地域	H 9. 4. 1
⑥ 港区高輪 (東京都)	高輪1-6 都有地	第一種中高層住居専用地域	H23. 4. 1
⑦ 第一京浜高輪 (東京都)	高輪2-20	商業地域	H 7. 4. 1
⑧ 港区台場 (東京都)	台場1-3-1 お台場レインボー公園内	第一種住居地域	H11. 4. 1

注) ⑥・⑦・⑧は、東京都で設置

環境調査
(5) 台場水質調査

環境課

概要

区はお台場海浜公園で、お台場海水浴や地曳網、海苔の育成など、海にかかわる様々なイベントを行っています。安心して泳げる海をめざし、平成26年度からお台場海浜公園内で水質調査を実施しています。

内容

お台場海浜公園内の海域と水際において水質を調査しています。平成29年度に実施した調査結果は以下のとおりです。

お台場海浜公園先海域の水質調査(年平均値)

調査地点	項目	単位	環境基準	26年度	27年度	28年度	29年度
区立お台場レインボー公園前海域	COD	mg/L	8以下	8.0	5.6	4.7	5.8
	DO		2以上	10.6	12.0	13.2	10.3
台場駅前海域	COD		8以下	4.5	5.0	4.7	5.4
	DO		2以上	9.6	10.4	13.3	9.6

COD:化学的酸素要求量 DO:溶存酸素量

お台場海浜公園水際の水質調査(年平均値)

測定地点	項目	単位	(参考) 水浴場水質 判定基準	26年度	27年度	28年度	29年度
お台場学園前水際	COD	mg/L	8以下	7.6	5.0	5.8	8.4
都営台場一丁目アパート1号棟前水際				7.3	5.6	5.8	7.1
区立台場保育園前水際				7.1	5.7	5.7	8.1

COD:化学的酸素要求量

※参考表記の水浴場水質判定基準は水質Cの基準です。台場は現在水浴場ではありませんので、ただちに適用される基準ではありません。

環境調査
(6) ダイオキシン類調査

環境課

概要

平成12年1月15日に施行された「ダイオキシン類対策特別措置法」では、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン、コプラナーポリ塩化ビフェニルを総称してダイオキシン類と呼んでいます。ダイオキシン類は、廃棄物の焼却過程、金属の精錬、製紙などの事業活動から発生し、急性毒性のほかに、発がん性、催奇形性などの毒性が報告されています。

区では、年1回、水質及び底質中のダイオキシンの調査を行っています。

内容

平成29年度に実施した水質及び底質中ダイオキシン類の調査結果は以下のとおりです。

ダイオキシン類調査結果と環境基準

(単位:水質 pg-TEQ/L、底質pg-TEQ/g)

媒体	調査地点	毒性等量	環境基準
水質	御楯橋	0.047	1以下
底質		16	150以下

※ 水質調査=水中に含まれる物質の検査

※ 底質調査=河川等の底にある土質の検査

概 要

アスベストの飛散による環境汚染を防止し、区内に住み、働く人々の健康を保持することを目的に、アスベスト対策を行う場合に対策費の一部を助成しています。

内 容

1 助成対象建築物

アスベストを含有する吹付け材又は保温材を使用している（又は使用した疑いのある）建築物

2 助成対象者

- ・区内に対象建築物を所有する個人又は中小企業者
- ・区内にある共同住宅の管理組合の代表者

3 助成金の額

対策費用の2分の1相当額（千円未満切捨て）

- | | | |
|----------------------------------|-----|-------|
| （1）吹付け材等のアスベスト含有検査及び気中のアスベスト濃度検査 | 限度額 | 10万円 |
| （2）建築物のアスベスト除去等工事 | 限度額 | 50万円 |
| | 限度額 | 200万円 |

根拠法令等

港区アスベスト対策費助成要綱

事業開始時期

平成17年10月

事業の実施状況

種別		年度				
		25	26	27	28	29
検査	一戸建ての住宅	0	0	0	0	0
	共同住宅	1	2	2	0	0
	事業所等	0	0	0	0	0
工事	一戸建ての住宅	0	0	0	0	0
	共同住宅	1	0	1	2	0
	事業所等	3	2	0	0	0
計	一戸建ての住宅	0	0	0	0	0
	共同住宅	2	2	3	2	0
	事業所等	3	2	0	0	0

建築物排水槽の臭気対策設備設置費助成

環境課

概 要

建物の排水槽から発生する臭気を抑制し、生活環境の保全を図るため、建築物の排水槽（ビルピット）に臭気対策設備を設置する際の費用の一部を助成します。（※平成30年3月廃止）

内 容

- 1 助成対象費用
ばっ気・攪拌設備の設置に要する費用
- 2 助成対象者
区内に対象建築物を所有する個人又は中小企業者等
- 3 助成金額
設置費用の4分の1相当額（千円未満切捨て）で、上限額は25万円

根拠法令等

港区建築物排水槽の臭気対策設備設置費助成要綱

事業開始時期

平成23年8月

事業の実施状況

年 度	25	26	27	28	29
助成件数（件）	0	0	1	0	0

緑化推進
(1) 緑化推進事業

各総合支所まちづくり課
環境課

概 要

港区は、都心部にあって経済・文化の中心として発展する一方、起伏に富んだ自然の地形や自然教育園、有栖川宮記念公園、芝公園などの公園緑地のほか、大使館や神社・仏閣も多く、昔ながらの建物とともに樹木などが多く残っています。

しかし、活発な都市化の波が、区内に残る貴重な緑や自然環境に影響を与えることが懸念されます。

樹木などの緑は、大気浄化、防災効果をはじめ、景観の向上、住み働く人々の心の安らぎ、鳥や昆虫など小動物のすみかとなるなど、その効用は多岐にわたっています。最近ではビルの屋上や壁面の緑化がヒートアイランド現象の緩和に効果があることが確認されています。

内 容

昭和49年6月 「港区みどりを守る条例」を制定しました。

昭和57年3月 「港区緑化基本方針」を策定しました。

昭和63年4月 新たな緑化方針「港区緑と水の総合計画」を策定しました。

平成15年12月 みどりを守る条例施行規則の緑化基準を強化し、伐採届を制度化すると同時に、屋上等緑化についても新たに助成制度を設けました。

平成16年4月 「港区みどりの街づくり賞実施要領」を制定し、民間緑化施設の表彰制度を設けました。

平成18年3月 「港区緑と水に関する基本方針」を策定し、20年後の2026年における緑被率を25%とする目標を掲げました。

平成21年3月 緑化施策の充実を図るため、「港区みどりを守る条例、同施行規則」の一部改正と関連要綱等の改正を行いました。

平成20年4月～平成21年6月 港区生物現況調査を実施しました。

平成23年3月 港区のみどりとオープンスペースに関する総合計画として「港区緑と水の総合計画」の改定を行いました。

平成26年3月 「港区生物多様性地域戦略ー生物多様性みなとプランー」を策定しました。

平成28年1月 「港区みどりを守る条例施行規則」を一部改正し、「生物多様性緑化ガイド」を策定しました。

平成30年2月 「港区生物多様性地域戦略ー生物多様性みなとプランー」を改定しました。

根拠法令等

港区みどりを守る条例

港区みどりを守る条例施行規則

事業開始時期

昭和49年6月

1 保護樹木・樹林の指定と補助

概 要

港区みどりを守る条例に基づき、区内にある樹木・樹林を守り、いつまでも健全に育てていくため、区の基準に該当する民間所有の樹木・樹林を所有者や管理者からの申請に基づき調査の上、保護樹木・樹林として指定しています。

保護樹木・樹林については、標識を設置し維持管理に要する費用の一部を補助しています。

また、樹木の倒木・枝折れなど偶発的な事故により、第三者に損害を与えた場合、所有者等の負担を軽減するため区が所有者等に代わり賠償保険に加入しています。

指定基準及び年間補助金額

区分	指 定 基 準	年 間 補 助 金 額
樹	・樹木は地上1.2mの高さで幹の周囲が1.0m以上のもの	1本目 7,500 円
	・株立した樹木で高さが3m以上のもの	2本目以降1本につき 5,500 円
木	・つる性の樹木で枝葉面積 20 m ² 以上のもの	20 m ² 以上 30 m ² 未満 3,000 円
		30 m ² 以上 20 m ² 増すごとに 1,000 円を加算
樹	・樹林面積が 200 m ² 以上のもの	200 m ² 以上 1,000 m ² 未満 40,000 円
		1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満 50,000 円
		2,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満 60,000 円
		3,000 m ² 以上 70,000 円
林	・生け垣の長さが 20m 以上のもの	20m 以上 25m 未満 10,000 円
		25m 以上 5m を超えるごとに 2,000 円を加算

注：補助金額は一所有者又は一管理者毎に年額7万円を限度とします。

内 容

保護樹木保護樹林の指定実績

年度 区分		25		26		27		28		29	
		件		件		件		件		件	
樹 木	指 定	6	17 本	0	0 本	3	23 本	3	8 本	4	6 本
	解 除	3	4 本	11	13 本	7	13 本	10	11 本	3	6 本
	年度末 指定数	141	649 本	137	636 本	136	646 本	135	643 本	137	643 本
つ る 性 樹 木	指 定	-	- 本	-	- 本	-	- 本	-	- 本	-	- 本
	解 除	-	- 本	-	- 本	-	- 本	-	- 本	-	- 本
	年度末 指定数	1	1 本 (140 m ²)								
樹 林	指 定	-	- m ²	1	1,600 m ²	-	- m ²	-	- m ²	-	- m ²
	解 除	-	- m ²								
	年度末 指定数	26	108,186 m ²	27	109,786 m ²						
生 け 垣	指 定	1	90.1m	1	57.5m	-	- m	-	- m	-	- m
	解 除	-	- m	1	33.0 m	-	- m	-	- m	-	- m
	年度末 指定数	16	1,269.4m	16	1,293.9m	16	1,293.9m	16	1,293.9m	16	1,293.9m
年 間 補 助 額		4,986 千円		5,346 千円		4,994 千円		5,002 千円		4,983 千円	

※ 指定・解除の件数は、全部指定・一部追加指定、全部解除・一部解除をそれぞれ1件としてカウントし、1年間に指定及び解除の処理を行った件数を表しています。

根拠法令等

港区みどりを守る条例

港区みどりを守る条例施行規則

事業開始時期

昭和 49 年 6 月

地区別の保護樹木等の指定数（平成30年3月31日現在）

		芝	麻布	赤坂	高輪	芝浦港南	5地区計
樹木	指定件数	14件	41件	25件	57件	-件	137件
	指定本数	96本	181本	88本	278本	-本	643本
つる性樹木	指定件数	-件	-件	-件	1件	-件	1件
	指定本数	-本	-本	-本	1本	-本	1本
樹林	指定件数	9件	6件	4件	8件	-件	27件
	指定面積	45,883㎡	14,318㎡	31,128㎡	18,457㎡	-㎡	109,786㎡
生け垣	指定件数	3件	2件	4件	6件	1件	16件
	指定延長	417.6m	54.2m	461.2m	303.4m	57.5m	1,293.9m

2 樹木の引き取り・あっせん（グリーンバンク）

概要

区民が大切に守り育てていた樹木を、引越や建物の増改築に伴い伐採しなければならなくなった場合に、区民からの申請を受けて区が移植可能かどうか等を判定し、区有地（桜田公園内）に引き取ります。

また、引き取った樹木を希望する区民にあっせんし、活用を図っています。

内容

樹木の引き取り・あっせん実績

		年度	25	26	27	28	29
引き取り	調査件数		5件	6件	4件	3件	4件
	実施件数		2件	2件	2件	-件	4件
	引き取り件数		10本	7本	5本	-本	12本
あっせん	実施件数		-件	2件	1件	-件	3件
	あっせん件数		-本	17本	10本	-本	24本
引き取り・あっせん実施合計			2件 10本	4件 24本	3件 15本	-件 -本	7件 36本

根拠法令等

港区みどりを守る条例、港区みどりを守る条例施行規則

港区グリーンバンク事業実施要領

事業開始時期

平成元年4月

1 生け垣造成の助成 ※平成 30 年 3 月廃止

概 要

土地を所有又は管理する人が長さ 5 m 以上の生け垣を公衆の見やすい場所に造成する場合、その延長 50m までを限度として植栽工事に要した費用の 1 / 2 を助成しています。また、既存塀を取り壊して生け垣を造成する場合には加算して助成しています。

内 容

生け垣造成の助成基準額

生け垣の高さ	1m 当たりの助成上限金額
樹木の高さ 1 m 以上	18,000 円 / m

既存の塀の取り壊し費用の助成基準

塀の種類	1 m 当たりの助成上限金額
鉄筋コンクリート塀	24,000 円 / m
万年塀・ブロック塀	6,000 円 / m
板塀 ・ フェンス	4,000 円 / m

2 屋上等緑化の助成

概 要

都市環境の改善や生活環境の向上を図り、自然との共生都市の実現に資することを目的に、区内の民間建築物の屋上、壁面に新たな緑化をする建築物所有者に対し、経費の一部を助成しています。助成対象建築物は以下のとおりですが、屋上 3 m² 以上、壁面 10 m² 以上の緑化面積が要件となります。

内 容

1 対象建物

敷地面積 250 m ² 未満の新築建物及び既存建物
敷地面積 250 m ² 以上で竣工後 5 年以上の既存建物

2 屋上等緑化の助成基準

種別	助成単位	限度額
屋上緑化	所要経費の 1/2 又は 2.5 万円 / m ² のいずれか低い方	500 万円
壁面緑化	所要経費の 1/2 又は 1.5 万円 / m ² のいずれか低い方	45 万円

ただし、同一箇所での場合、一申請当たりの合計限度額は、500 万円とします。

3 緑化指導

概 要

区では、うるおいと緑豊かなまちづくりをめざし、緑化基準に基づき緑化するよう指導を行っています。

内 容

1 接道部の緑化

敷地面積が 250 m²以上の建築計画がある場合に、あらかじめ緑化計画書を提出し、接道部の長さに次表の接道部緑化率を乗じて得た長さ以上を緑化します。

接道部緑化率

施設別	敷地面積	1,000m ² 未満	1,000m ² 以上 3,000m ² 未満	3,000m ² 以上 10,000m ² 未満	10,000m ² 以上 30,000m ² 未満	30,000m ² 以上
	住 宅		6 / 10		7 / 10	
事 務 所 店 舗 工 場		3 / 10	5 / 10	6 / 10	7 / 10	
学 校 庁 舎 校 等		6 / 10	7 / 10		8 / 10	
屋外運動競技施設 処 理 場		7 / 10			8 / 10	
そ の 他		3 / 10	6 / 10		7 / 10	

2 緑化面積の確保

接道部の緑化を行ったうえ、次の式により算出される面積以上（接道部緑化面積を含む。）の緑化をします。

$$\text{基準緑化面積} = \text{基準緑化面積A} + \text{基準緑化面積B}$$

$$\text{基準緑化面積A} = \text{敷地面積} \times \text{緑化率 a}$$

$$\text{基準緑化面積B} = \text{延べ床面積} \times \text{緑化率 b}$$

敷地面積	緑化率 a
1,000 m ² 未満	3%
1,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満	4%
3,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	6%
5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	8%
10,000 m ² 以上 30,000 m ² 未満	10%
30,000 m ² 以上	12%

建物の用途	緑化率 b
敷地面積 1,000 m ² 以上の事務所、店舗、工場、学校、庁舎等、その他業務系施設	2.5%
住宅、その他住宅系施設 敷地面積 1,000 m ² 未満の業務系施設	1.5%

※ 屋上、ベランダ等については、土壌厚が 30cm 未満の場合、緑化面積の 3 / 4 を算入する。ただし、日照を十分確保し、かん水設備等を設けた場合は、全てを算入できる。土壌厚が 30cm 以上確保されている場合は、全て算入する。

※ 壁面緑化は、緑化面積又は補助資材の 1 / 2 を算入する。ただし、かん水設備等を設け、十分な日照が確保できる公開性の高い空地に面して緑化したとき又は接道部緑化をしたときは全

てを算入できる。

※ 下記の条件を満たす、既存の樹木（植栽後おおむね5年経過しているもの）を残す場合は、基準緑化面積の1/2を上限として、その面積に2を乗じた面積を算入することができる。

- ・ 地上1.2mの高さにおける幹の周囲が1.0m以上の樹木
- ・ 面積が100㎡以上の一群の樹林
- ・ 長さ20m以上の生け垣

3 道路・公園等の緑化基準

施設の種類	緑化の基準
道路	1 歩道の幅員が2.5m以上の道路については、道路の区分又は状況に応じて、街路樹及び植樹帯又はそのいずれかを設けます。 2 歩道の幅員が2.5m未満の道路については、可能な限り植樹します。
公園等	1 児童遊園・街区公園又は運動公園については、敷地の10分の3以上を緑化します。 2 前号に規定する公園以外の公園については、敷地の10分の5以上を緑化します。 3 緑地については、敷地面積の10分の8以上を緑化します。

4 伐採届

以下に掲げる樹木を伐採する場合は、事前に「伐採届」の提出が必要となります。

- ・ 地上1.2mの高さにおける幹の周囲が1.0m以上の樹木
- ・ 面積が100㎡以上の一群の樹林地
- ・ 長さ20m以上の生け垣

<代替植栽の基準>

樹木 1本当たり

樹林 10㎡当たり

生け垣 10m当たり

それぞれ中高木1本以上又は3㎡以上の植栽

4 民間緑化施設の表彰制度

概要

区では、安全で快適な生活環境や生きものにもやさしい自然との共生都市を実現するため、また緑化計画に対する区民や事業者の意識の高揚を図るため、民間建築物の緑化施設のうち特に優れたものを「港区みどりの街づくり賞」として表彰しています。

内容

1 対象

原則として、表彰を行う年度の前々年度に完了した建築計画に伴う緑化施設で、港区みどりを守る条例施行規則（昭和49年港区規則第33号）第11条の緑化基準を満たしているもの

2 選定

受賞施設の選定は、年度毎に選任された学識経験者、都市緑化に造詣の深い区民及び環境リサイクル支援部長をもって組織する選定審査会が、次に掲げる選定基準を基に決定します。

- (1) 周辺の景観と調和し、優れたデザインであること。
- (2) 維持管理が適切に行われていること。
- (3) 自然環境の保護と再生に努めていること。
- (4) 建築物と植栽地がバランスよく配置されていること。
- (5) 既存樹木を活用していること。

- (6) あらゆる生きものが、相互に関わり合いながら生きられる生物多様性に配慮した植栽計画となっていること。
- (7) 在来植物を取り入れていること。
- (8) 地域社会とのつながりを持ち、地区への貢献度及びみどりの公開性が高いこと。
- (9) 先進的又は総合的にレベルの高い緑化技術を取り入れ、新しい緑の創出に創意工夫がなされていること。

3 賞の種類

賞の種類は、次に掲げるものを基準とし、詳細は毎年度選定審査会で決定しています。
港区みどりの街づくり賞 5点

根拠法令等

港区みどりを守る条例
港区みどりを守る条例施行規則
港区生け垣造成助成要綱（平成30年3月廃止）
港区屋上等緑化助成要綱

みどりの育成事業実績

(単位：件)

種別 \ 年度	25	26	27	28	29
生け垣造成助成	-	-	-	-	-
屋上等緑化助成	8	8	1	8	1
公共・民間施設緑化指導	150	133	132	117	129
伐採届	31	40	19	26	28
港区みどりの街づくり賞 表彰件数	3	3	4	3	4

概要

緑の重要性について、広く区民の理解と認識を高めるために、港区ホームページや広報紙等を通じて緑化意識の普及・啓発に努めるとともに次の各種事業を行っています。

内容

1 植木市

植木市は、区民の緑に対する関心を高めるため、有栖川宮記念公園で1回、秋に芝公園で1回（区民まつり）の合計2回、延べ3日間開催しています。

会場では、庭木・草花・肥料及び園芸用土などを市価より安く販売するとともに草花の種・球根等の無料配布や、専門家による青空園芸教室及び緑の相談もを行っています。

2 緑の配布 ※平成30年3月終了

区内の緑を増やし、育成する事業として、誕生・敬老記念鉢植え配布を行っています。

(1) 誕生記念鉢植え配布

緑に接し、親しんでいただくために、赤ちゃんの誕生を記念して、鉢植えを無料で配布しています。配布については、該当する方に直接お知らせします。

(2) 敬老鉢植え配布

緑に親しみながら、うるおいのある生活を楽しんでいただくために満75歳を迎えた方に、鉢植えを無料で配布しています。配布については、該当する方に直接お知らせします。

3 園芸講座

区民の方に緑に関する知識を深めていただき、緑化意識の向上や家庭での植物栽培の参考としていただくため初心者を対象に講義と実技の講座を行っています。

4 港区みどりの活動員制度

この制度は、港区みどりを守る条例第20条に基づき、区民協働によるみどりの保全と創出を推進するため、みどりの活動員等による緑地の維持管理や知識の普及・啓発活動を支援する制度です。

みどりの活動員等は、区のみどりに関する施策に協力するとともに、みどりの保全及び創出に関する公益性の高い自主活動の担い手として活動を行います。

区は、活動に必要な資材や経費の助成と技術的な支援を行います。

みどりの普及・啓発事業実績

種別		年度				
		25	26	27	28	29
植木市		2回 延べ4日	2回 延べ3日	3回 延べ4日	2回 延べ3日	2回 延べ3日
みどりの相談		216件	111件	53件	40件	50件
緑の配布	誕生鉢植	697鉢	510鉢	764鉢	854鉢	672鉢
	敬老鉢植	617鉢	671鉢	621鉢	784鉢	699鉢
園芸講座		2講座 延べ5回	2講座 延べ5回	2講座 延べ5回	2講座 延べ5回	2講座 延べ5回
みどりの活動員 認定数		5団体	5団体	5団体	4団体	5団体



■ 植木市の様子

根拠法令等

港区みどりを守る条例

港区みどりを守る条例施行規則

概 要

区民、事業者と協力して、樹林や湧水、水辺のある緑地などの自然環境を保全します。また、多様な生きものがすめるまちをめざして、ビオトープづくりや生物多様性の保全再生事業を推進し、自然環境の保全と再生を図ります。

内 容

1 港区生物多様性地域戦略

港区生物多様性地域戦略は、豊かな自然環境の象徴である動植物の生息・生育環境の充実を図り、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する取組を、総合的に推進することを目的に策定する計画です。

港区では、大切な生物多様性を守り、子どもたちの未来に伝えることをめざして、区民や事業者の参加と協力を得て、平成 26 年 3 月に「港区生物多様性地域戦略－生物多様性みなとプラン－」を策定し、平成 30 年 2 月に改定しました。

2 ビオトープづくり

公園や児童遊園などの新設改良に合わせ、小鳥や昆虫など身近な生きものがすめる空間（ビオトープ）を確保し、地域の生物多様性の保全・再生の拠点づくりを進めています。

これらのビオトープは、身近な公園等で自然を感じ、自然体験を通して生物多様性を理解するために作られたもので、各総合支所及び指定管理者が維持管理しています。

設置場所	箇所数	設置場所	箇所数
芝浦中央公園	2 箇所	白金台どんぐり児童遊園	1 箇所
元麻布三丁目緑地	1 箇所	港南緑水公園	1 箇所
芝公園	1 箇所	高輪森の公園	1 箇所
杜の公園	1 箇所	高松くすのき公園	1 箇所
亀塚公園	1 箇所	芝浦公園	1 箇所

3 港区生物現況調査（第 2 次）

概 要

港区では、区内に生息する生物の現況を調査し、生きものと共生できるまちづくりを進めるため、平成 20 年 4 月から平成 21 年 6 月にかけて区内 44 か所で生物現況調査を行いました。

この調査では、専門調査員による調査のほか、「セミの抜け殻をしらべよう」、「どんぐりマップをつくろう!」、「タンポポの花をしらべよう」など、区民参加型調査（アンケート調査：4 回、現地型調査：1 回）を行い、2,217 人から情報の提供がありました。

その結果、動物、植物をあわせて「2,171 種類」の生きものが確認され、そのうち、生息数が減少傾向にある重要種と呼ばれる珍しい生きものが「89 種類」、外国や他の地域から人間の活動によって入ってきた生きもの（外来種）が「212 種類」、確認されました。

内 容

平成 20 年 4 月から平成 21 年 4 月にかけて行った生物の専門家による現地調査では、陸上植物 637 種、昆虫・クモ類 724 種、ほ乳類・は虫類・両生類を合わせた小動物が 15 種、鳥類 77 種、淡水と海水の魚類 78 種などが確認されました。

生物の現地確認種数 一覧表

分類群	種 数	重要種	外来種
植物(維管束植物)	637	10	146
コケ(蘚苔類・地衣類)	90	1	1
きのこ(担子菌類)	54	—	—
鳥類	77	18	3
ほ乳類	3	—	1
は虫類	9	7	1
両生類	3	2	1
昆虫類・クモ類	724	24	16
土壌動物	199	—	5
淡水魚類	31	7	9
淡水の底生動物	146	5	13
淡水植物	3	1	1
海水魚類	47	12	1
海の底生動物	135	1	14
海水植物	13	1	—
合 計	2,171	89	212

4 生物多様性推進事業

平成 21 年度には、生物現況調査の調査結果を活用して、一般向け冊子「港区のみどりと生きもの 2010」や、小学生用副読本「Let's meet 夏の虫」などの製作を行いました。

この副読本「Let's meet 夏の虫」を活用して、区立小学校の 3・4 年生を対象に、平成 22 年度から毎年継続して、生きもの調査「みんなと生きもの調査隊」を行っています。

また、区民を対象に、身近な公園等で生きものについて学ぶ「春の生き物観察会」や「カマキリの卵救出大作戦」など、「港区緑と生きもの観察会・調査会」を開催しています。平成 29 年度は、第六台場や鳥の島に生息するウヤサギ類などの野鳥を、船から観察するバードウォッチングを実施しました。

根拠法令等

港区みどりを守る条例

概要

区では、「港区みどりを守る条例」に基づき、おおむね5年ごとに、区内の樹木や緑地等の緑と、湧水等の自然の水の実態を調査し、緑と水の現状と経年変化を公表しています。

平成28年度に実施した第9次調査では、航空写真の撮影と現地調査を行い、緑被率調査や湧水・地下水調査等を行いました。

この調査は、土地利用や地域別の緑と水の現況と経年変化を把握し、区が進めてきた都市緑化やみどりの保全と再生の取組の効果を解析し、今後の緑化行政の方向を定めるための重要な資料になるものです。

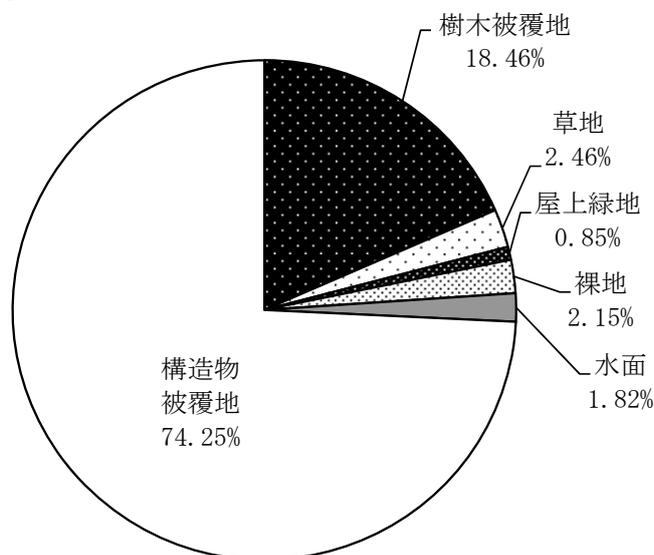
内容

1 区全体の緑被地等の状況

港区の緑被率は21.78%です。港区全域の約5分の1（面積では452.26ha）が緑で覆われています。緑被率とは、緑被地が区域面積に占める割合をいい、緑の豊かさを表す一つの指標です。また、緑被地とは樹木や草地で覆われた土地と屋上緑地の面積を指します。

緑被率は調査開始以来増加傾向が続いていましたが、前回調査の平成23年度から平成28年度にかけては、変化はありませんでした。

項目	面積(ha)	比率(%)
オープンスペース	534.72	25.75
緑被地	452.26	21.78
樹木被覆地	383.41	18.46
草地	51.18	2.46
屋上緑地	17.67	0.85
裸地	44.64	2.15
水面	37.83	1.82
構造物被覆地	1,541.98	74.25
調査区域面積	2,076.70	100.00



- ※ 小数第3位で四捨五入しているため集計値が合わない場合があります。
- ※ 調査区域面積は、東京都都市計画基本図データの行政界図形面積とするため、区公表面積と異なります。

2 みどりに関するデータ

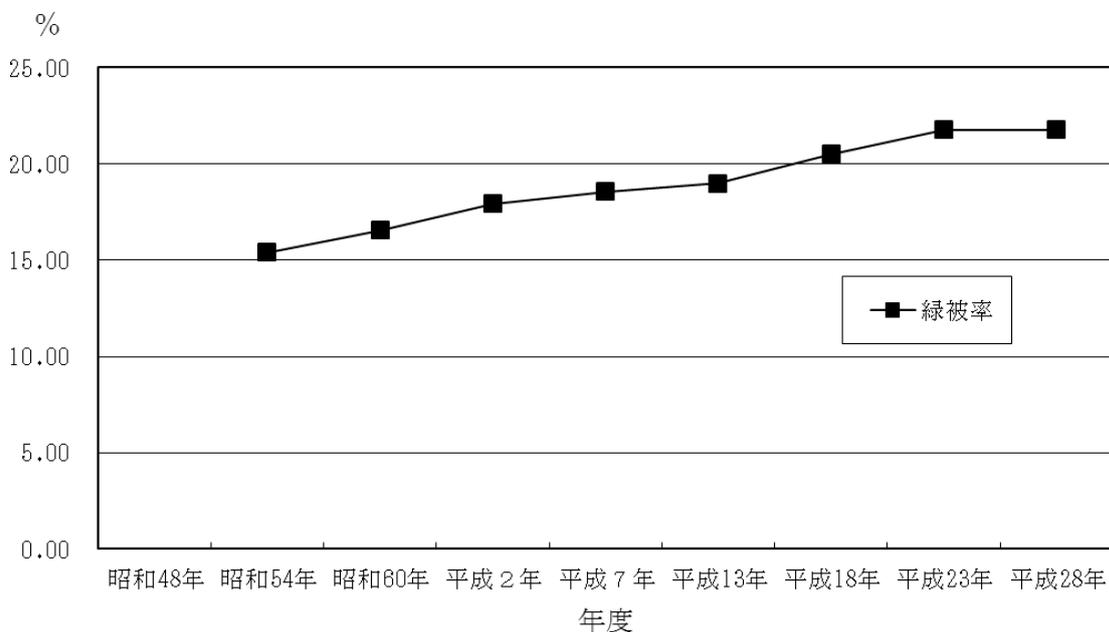
港区みどりの実態調査（第9次）調査結果（平成28年度実施）

緑被率	21.78%（面積452.26ha）
みどり率（※）	25.30%（面積525.34ha）
自然湧水地	20か所
屋上緑地	2,123か所 176,695㎡
壁面緑化（緑化面積20㎡以上）	117か所 6,170㎡
街路樹	12,146本 （区道5,409本、都道5,169本、 国道1,568本）
公園緑地	167か所 1,061,052㎡

※ みどり率とは、樹木被覆地、草地、屋上緑地、公園、河川、運河、池の面積が、区域面積に占める割合を指します。

調査年度	第1次 S48年	第2次 S54年	第3次 S60年	第4次 H2年	第5次 H7年	第6次 H13年	第7次 H18年	第8次 H23年	第9次 H28年
緑被率（%）	—	15.42	16.55	17.94	18.55	18.99	20.51	21.78	21.78

港区の緑被率の推移



根拠法令等

港区みどりを守る条例

地球温暖化対策担当

第4次港区環境率先実行計画 (第4次みんなとエコ21計画)

地球温暖化対策担当

概要

本計画は、区が事業者として温室効果ガスを削減するため、港区環境基本条例に基づく区がとるべき行動やその他の区の事務事業に係る環境行動を率先して実行するために策定しています。また、地球温暖化対策の推進に関する法律によって地方公共団体に策定が義務付けられている、温室効果ガス排出量の抑制等のための計画のうち、「地方公共団体実行計画（事務事業編）」として位置付けられています。

本計画では、区が事業者として排出する温室効果ガスの削減に一層強力に取り組むため、区有施設からの二酸化炭素排出量の削減目標を設定して取組を推進しています。

内容

1 計画期間

平成28年度から平成32年度まで

2 対象範囲

「区の事務及び事業」全てを対象

3 削減目標

区有施設の面積当たりの二酸化炭素排出量を、平成28年度から平成32年度までの5年間で、平成24年度から平成26年度までの平均から10%削減します。毎年2%以上の削減を目指します。

4 削減目標達成に向けた指標

二酸化炭素排出量の削減目標達成に向けた指標として、区有施設の面積当たりのエネルギー使用量を、平成28年度から平成32年度までの5年間で、平成24年度から平成26年度までの平均から5%削減します。毎年1%以上の削減を目指します。

5 重点取組方針

- (1) 職員、指定管理者、受託事業者等による省エネルギーの取組を引き続き徹底します。
- (2) 施設・設備の適正管理及び省エネルギー化を推進します。
- (3) エネルギー使用量削減に向けた部局ごとの目標管理、EMS推進本部会議による全庁的な進捗管理及び地球温暖化対策担当による取組の支援を強化します。

6 法令に基づく区有施設のエネルギー使用量等の報告

区では、区有施設のエネルギー使用量の把握、集計、管理を行うとともに、エネルギーの使用の合理化等に関する法律、地球温暖化対策の推進に関する法律、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づいて、エネルギー使用量等を国や東京都へ報告しています。

7 二酸化炭素排出量及びエネルギー使用量実績

(1) 二酸化炭素排出量 (※1)

	区長部局		
	基準値 (※2)	28年度	29年度
総量 (t-CO ₂)	16,718	17,962	16,185
延床面積 (m ²)	399,465	434,435	440,349
面積当たりの排出量 (t-CO ₂ /m ²) (基準値からの増減率)	0.0419 (—)	0.0413 (-1.2%)	0.0368 (-12.2%)
	教育委員会		
	基準値	28年度	29年度
総量 (t-CO ₂)	11,313	11,672	12,151
延床面積 (m ²)	296,451	302,639	304,119
面積当たりの排出量 (t-CO ₂ /m ²) (基準値からの増減率)	0.0382 (—)	0.0386 (1.1%)	0.0400 (4.7%)

(2) エネルギー使用量

	区長部局		
	基準値	28年度	29年度
総量 (KL)	8,599	9,468	9,532
延床面積 (m ²)	399,465	434,435	440,349
面積当たりの使用量 (KL/m ²) (基準値からの増減率)	0.0215 (—)	0.0218 (1.2%)	0.0216 (0.6%)
	教育委員会		
	基準値	28年度	29年度
総量 (KL)	6,343	6,749	6,780
延床面積 (m ²)	296,451	302,639	304,119
面積当たりの使用量 (KL/m ²) (基準値からの増減率)	0.0214 (—)	0.0223 (4.2%)	0.0223 (4.2%)

※1 二酸化炭素排出量及びエネルギー使用量の算出に当たっては、各年度の換算係数を使用しています。

※2 基準値とは、「平成24年度から平成26年度までの3か年の平均」のことです。

根拠法令等

地球温暖化対策の推進に関する法律

エネルギーの使用の合理化等に関する法律

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例

港区環境基本条例

策定年月

- 平成 12 年 6 月 「港区環境率先実行計画（みんなとエコ 21 計画）」
- 平成 17 年 4 月 「第 2 次港区環境率先実行計画（第 2 次みんなとエコ 21 計画）」
- 平成 23 年 4 月 「第 3 次港区環境率先実行計画（第 3 次みんなとエコ 21 計画）」
- 平成 28 年 3 月 「第 4 次港区環境率先実行計画（第 4 次みんなとエコ 21 計画）」

概 要

区は、平成 25 年 3 月、区の地域特性を踏まえた地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、「港区地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、温室効果ガスの排出抑制に積極的に取り組んできました。

また、国は、平成 27 年に国連気候変動対策枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）において採択された、平成 32 年度以降の新たな国際的な枠組みである「パリ協定」に基づき、平成 42 年度の温室効果ガス排出量を平成 25 年度比マイナス 26%とする新たな目標を掲げました。

区では、こうした世界の動向や、今後ますますの活性化が予想される区内の社会経済活動に的確に対応するため、平成 30 年 2 月に「港区地球温暖化対策地域推進計画」を改定しました。

内 容

1 めざすべき将来像

「人 まち かがやく 環境都心 みなと」

エネルギーを効率よく安定して利用できる、やすらぎあるまちづくりを進め、区民の充実した暮らし、事業者の活発な活動、地球温暖化の主要因とされる二酸化炭素の排出量の削減を同時に達成します。

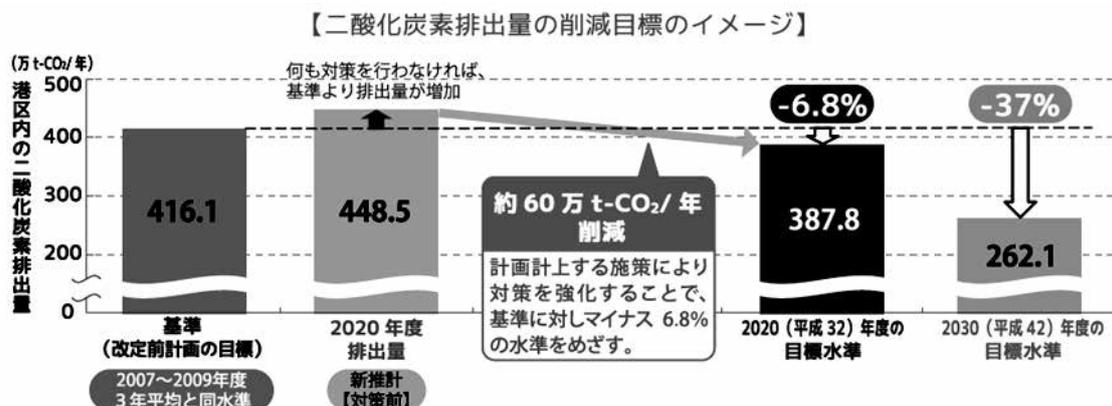
2 温室効果ガス（二酸化炭素）の削減目標

[2020（平成 32）年度の削減目標]

港区内の 2020（平成 32）年度の二酸化炭素排出量を 2007～2009（平成 19～21）年度の平均に対し、-6.8%の水準とします。

[中期の削減目標]

港区内の 2030（平成 42）年度の二酸化炭素排出量を 2007～2009（平成 19～21）年度の平均に対し、-37%の水準とします。



3 施策の体系

●最重点施策

○重点施策

基本方針1 家庭、職場の日々の取組を支援します（『エコdeみなとく』の推進）

施策の方向 (1) 家庭の取組支援

①省エネライフスタイルの推進

●創エネルギー・省エネルギー機器等設置費助成

●集合住宅の省エネ・節電の取組推進

○みなとエコチャレンジによる環境行動の促進

②家庭系ごみの排出抑制と資源化の推進

○3R関連の情報提供の充実

○家庭系ごみ量の「見える化」事業の実施

●プラスチックリサイクルによる環境負荷低減の推進

○木製粗大ごみの資源化

③温暖化への適応策

○気候変動の影響への対策に関する普及・啓発

④環境教育・環境学習の推進

●エコプラザを活用した環境学習の推進

○みなと区民の森を活用した環境学習の推進

○みなと環境アプリを活用した情報発信

施策の方向 (2) 職場の取組支援

①省エネワークスタイルの推進

○みなとエコ宣言登録事業

●中小ビルの省エネ取組の推進

○創エネルギー・省エネルギー機器等設置費助成

②事業系ごみの削減と資源化の推進

○3R関連の情報提供の充実

○ごみ減量優良事業者等への表彰制度の実施

○事業系ミックスペーパー・生ごみの資源化促進

○食品廃棄物・食品ロス削減推進事業

基本方針2 少ないエネルギーで安全、安心、快適に暮らせるまちづくりを進めます

施策の方向 (1) エネルギーを効率よく安定して利用できるまちづくり

①建築物等の環境性能の向上

●港区民間建築物低炭素化促進制度の運用

○区内建築物の更なる低炭素化推進

○街路灯へのLED照明の導入

②エネルギーの面的利用

●エネルギーの面的管理・利用の促進

施策の方向 (2) 環境に配慮した交通手段の提供

①公共交通の利用促進

○コミュニティバスの利用促進

②クリーンエネルギー自動車の普及促進

●クリーンエネルギー自動車の普及促進

③自転車の利用促進

○自転車利用環境整備の推進

施策の方向 (3) 適応策及びヒートアイランド対策の展開

①緑の保全・創出

●緑のネットワーク形成の誘導

○緑のカーテンプロジェクトの推進

②熱をためにくいまちづくり

●暑熱対策の推進

○東京湾の海風を都市に取り込むための風の道の確保

③集中豪雨に強いまちづくり

○雨水浸透施設の助成

基本方針3 都心区として、広域的なネットワークの活用や先進的な取組の実施により地球温暖化対策を先導します

施策の方向 (1) 広域的なネットワークによる地球温暖化対策の推進

①国産木材の活用促進とみなと区民の森づくり

●みなとモデル二酸化炭素固定認証制度の運用

○テナント店舗等での木質化モデルの創出

②全国地方自治体との連携による再生可能エネルギーの導入促進

○全国連携による再生可能エネルギーの導入

施策の方向 (2) 先進技術の実証による対策の先導

①水素エネルギー等の普及に向けた取組促進

●水素エネルギーに関する普及促進

○田町駅東口北地区におけるスマートエネルギーネットワークの街区間連携

基本方針4 区は率先して地球温暖化対策に取り組むとともに、自らの取組を施策につなげます

施策の方向 (1) 区有施設等の率直的な取組

①区有施設等の省エネ化・再生可能エネルギー導入推進

●「港区区有施設環境配慮ガイドライン」の運用

○電力のクリーン化

○緑のカーテンプロジェクトの推進

②職員の行動推進

根拠法令等

地球温暖化対策の推進に関する法律

計画策定期等

平成21年10月

平成25年3月

平成30年2月改定

概 要

環境負荷の少ない生活文化の形成のため、環境保全について関心を持ち、考え、行動するための情報発信、学習、交流の場として、セミナー、ワークショップ、展示等を実施しています。

施設概要

所在地：浜松町1-13-1

延べ面積：1,157.98平方メートル

開設年月日：平成20年6月1日

開館時間：午前9時30分～午後8時

休館日：毎月第4月曜日（祝日と重なるときはその翌日）、年末年始、臨時休館日

ホームページ：<https://minato-ecoplaza.net/>

施設内容：エントランスホール、事業エリア（多目的室）、会議室（A, B）、ビオトープ

管理運営：港区エコみらいプロジェクト（指定管理者）

指定管理期間：平成30年4月～平成35年3月

根拠法令等

港区立エコプラザ条例、港区立エコプラザ条例施行規則

港区立エコプラザ運営要綱、港区立エコプラザ利用登録要綱

事業開始時期

平成7年6月 暫定施設として旧韮絵小学校に開設

平成20年6月 現所在地に移転し、本格開設



事業の実施状況

1 来館者数及び開館日数

年度	25	26	27	28	29
来館者数	43,797人	45,637人	54,462人	58,530人	61,617人
開館日数	345日	347日	340日	344日	344日

2 平成 29 年度講座内容（抜粋）

講座名	内容	対象者	開催回数 (参加者数)
エコプラザ自然教室	エコプラザのビオトープでの動植物の観察、水田での稲の育成・観察	在住、在学者	4回 (延 116 人)
紙すき教室	和紙作り	在住、在勤、在学者	3回 (延 77 人)
間伐材を使って木製作品を作るワークショップ	知育パズルや本立て等を作製	在住、在学者	3回 (延 215 人)
エコ実験パフォーマンス	科学実験を通じて環境について学ぶ	在住、在学者	2回 (延 187 人)
エコとオーガニック	食材を通じて環境について学ぶ	在住、在勤、在学者	4回 (延 140 人)
みなと歴史さんぽ	区内の旧跡・史跡を巡り、区民講師の解説により、港区の環境、歴史、文化をエコの観点から学ぶ	在住、在勤、在学者	3回 (延 53 人)
あきる野さとやまプロジェクト	みなと区民の森での自然体験を通じて、環境保全について学ぶ	在住、在学者	3回 (延 47 人)
みなとCSRダイアログ	地域の環境保全に係る様々なテーマを題材とした事業者、区民、在勤者等による区民討論・交流会・見学会	在住、在勤、在学者	5回 (延 192 人)
みなとCSRアイデアソン 視察編	キリンビール横浜工場で再生可能エネルギーの活用状況及びビオトープを視察	在住、在勤、在学者	1回 (延 23 人)



■エコ実験パフォーマンスの様子



■エコプラザ自然教室の様子

概 要

環境保全への意識を高め、環境に配慮したライフスタイルの実践を広く普及させることを目的とし、区民や事業者が環境に関する取組や情報を発信、交換、交流する場として開催するイベントです。平成 29 年度は 37 回目の開催となりました。

内 容（平成 29 年度）

主 催 港区

エコライフ・フェアMINATO2017 実行委員会

開催日時 平成 29 年 5 月 27 日（土）

午前 10 時～午後 3 時

会 場 区立有栖川宮記念公園（港区南麻布 5-7-29）

内 容 リサイクル用品のバザー

環境に関連した体験型ワークショップ

出展団体の環境に関する取組や活動についての展示

古着・布団・廃食用油・小型家電・園芸土の資源回収

エコイズラリー（各出展団体が環境に関するクイズを出題）

ステージでの各プログラム（省エネ・節電体験やエコサイエンスショーなど）

事業開始時期

昭和 55 年度

事業の実施状況

年度	25	26	27	28	29
開催日	5月25日（土）	5月24日（土）	5月23日（土）	5月22日（日）	5月27日（土）
出展団体数	23	24	23	22	20
来場者数	約 3,200 人	約 3,500 人	約 3,500 人	約 3,100 人	約 2,800 人



■会場の様子



■ステージの様子

概 要

環境に配慮した行動の大切さを学ぶことを目的として、小・中学生の環境に関する自主的な研究作品を募集し、優れた作品を表彰、展示します。

内 容

応募資格 区内在住又は在学の小学校4年生から中学校3年生の児童及び生徒

応募区分 個人又はグループ

テ ー マ エネルギー・水・大気・緑・生きもの・リサイクル・ごみなどの環境問題や環境保全に関すること

作品要件 模造紙2枚以内又はレポート用紙30枚以内（形式は自由）

審 査 区が設置する審査会で審査し、各応募区分につき、最優秀賞、優秀賞、佳作等を選定します。また、提出された作品を総合的に審査し、学校賞を選定します。受賞者には賞状及び副賞を贈呈します。

展 示 入賞作品は、エコプラザ及び港区役所等で順次、展示します。

根拠法令等

港区小・中学生の環境に関する自主研究作品表彰実施要綱

事業開始時期

平成4年4月

事業の実施状況

年度		25	26	27	28	29	
応募 作品数	小学生	個人の部	149点	164点	173点	133点	320点
		グループの部	4点	2点	13点	1点	8点
		合計	153点	166点	186点	134点	328点
	中学生	個人の部	333点	529点	492点	537点	460点
		グループの部	28点	50点	14点	63点	108点
		合計	361点	579点	506点	600点	568点
総合計		514点	745点	692点	734点	896点	
学校賞 受賞校	小学校	芝 青山	芝	港南	芝	港陽	
	中学校	高松 高陵 赤坂	御成門 高陵 赤坂	御成門 高陵 白金の丘学園 白金の丘 赤坂※	港南 赤坂	赤坂	

※ 学校賞特別賞を受賞

概 要

家庭における環境にやさしい行動の実践を支援し、二酸化炭素排出量の削減を促進することを目的として、区民の環境にやさしい自発的な行動やイベントへの参加に対してポイントを付与する「みなとエコチャレンジ」を実施します。ポイント数に応じて、景品に交換します。

内 容（平成 29 年度）

1 対象者

区民（世帯単位での参加）

2 参加方法

- (1) 「みなとエコチャレンジ」専用ホームページから参加登録
- (2) エントリーシートを郵送又は持参し参加登録

3 ポイント内容

ポイントの種類	付与条件	ポイント数
環境行動 チェック ポイント	各月の電気・ガス・水道使用量の全ての項目を記録する	春・夏・秋・冬の3か月ごとに 100ポイント
省エネ行動 ポイント	当月の電気・ガス・水道使用量を前年同月比で3%削減する（平成28年度以前からの参加者は前年同月以下に削減する）	各100ポイント×1か月ごと （水道は2か月ごと）
環境行動 ポイント	環境にやさしい自発的な行動・イベントに参加する（緑のカーテン講習会、あきる野環境学習、環境美化キャンペーン等）	100ポイント×参加回数 （上限） ・1人当たり700ポイント ・1世帯当たり1,200ポイント
	文房具等についているエコマークを収集・提出する	5ポイント×枚数 （上限）1,000ポイント
ウェルカム ポイント	新規参加者	300ポイント
自動連携 ポイント	電気・水道使用量の自動反映登録を完了した参加者 （インターネットでの参加者限定）	300ポイント

4 景品

景品名	交換 ポイント数
あきる野環境学習の優先参加券兼無料参加券（1回分1グループ4人まで）	2,400
みなと森と水ネットワーク会議参加自治体の地元産品	1,000
間伐材スタンド付まな板	1,000
みなと区民の森への植樹（1本）	1,000
区内共通商品券（500円分）	675
あきる野環境学習の優先参加券（1回分1グループ4人まで）	500
緑のカーテン用苗2株セット（ゴーヤ、きゅうり、夕顔）※	500
間伐材折り紙	200
間伐材マウスパッド	200
間伐材ボールペン・シャープペンシルセット	200
間伐材カード・印鑑スタンド	100

※ いずれか一つを選択

事業開始時期

平成24年7月

事業の実施状況

年度	25	26	27	28	29
参加世帯数	234 世帯	348 世帯	419 世帯	479 世帯	522 世帯
ポイント交換世帯数	59 世帯	68 世帯	94 世帯	73 世帯	84 世帯
交換ポイント数合計	57,200 ポイント	78,175 ポイント	135,450 ポイント	124,900 ポイント	159,975 ポイント

概 要

区民の多くが集合住宅に居住するという区の特性を踏まえ、集合住宅共用部分におけるエネルギー使用量の効果的な抑制を支援することにより二酸化炭素排出量を削減し、環境負荷低減を図ります。

内 容

- 1 港区マンション省エネガイドブックの作成及び配布
集合住宅共用部分の省エネルギー対策や電気料金の値上げ等によるコスト増の対策をまとめた省エネガイドブックを作成し、配布します。
- 2 省エネコンサルタントの派遣
希望する管理組合等を対象に、省エネコンサルタントを集合住宅1棟につき最大4回派遣し、エネルギーの使用状況を診断します。設備の運用改善や設備改修等、省エネルギー化に関する提案や、区分所有者間の合意形成を円滑に進めるための助言を行います。
- 3 集合住宅向け省エネセミナーの開催 ※平成30年3月終了
マンション管理士等の資格を有する専門家が講師となり、集合住宅共用部分における省エネ化のポイントの説明や事例紹介等を行います。

事業開始時期

平成25年7月

根拠法令等

港区集合住宅省エネコンサルタント派遣実施要領

事業の実施状況

<省エネコンサルタント派遣>

年度	25	26	27	28	29
派遣棟数	5棟	6棟	7棟	5棟	2棟
派遣回数	延10回	延13回	延13回	延10回	延4回

<省エネセミナー>

年度	25	26	27	28	29
開催回数	2回	2回	2回	2回	2回
参加人数	延21人	延29人	延37人	延20人	延12人
会場	エコプラザ	エコプラザ 港区役所	港区役所	港区役所	港区役所

概 要

企業や各種団体の本部機能が集中している区の特性を生かし、事業者、区民及び区が連携して環境保全活動に取り組むことを目的とし、新しい協働の場として平成18年5月に設立した任意団体です。

区は、当該会議の会員であるとともに、事務局の運営を支援します。

内 容

会員が中心となり、環境保全に関する普及啓発活動を実施します。また、会員の情報収集の場として環境に関するセミナーや講演会を実施します。当該会議は、会員の会費で運営します。

事業開始時期

平成18年5月

事業の実施状況

1 会員事業者数（各年度3月末現在）

年 度	25	26	27	28	29
事業者数	62 事業者	62 事業者	57 事業者	53 事業者	55 事業者

2 事業実績

(1) セミナー・講演会

会員事業者が環境に関する最新の情報を収集する機会として実施

年 度	25	26	27	28	29
開催回数	4 回	4 回	4 回	4 回	4 回
参加人数 (延)	154 人	57 人	54 人	122 人	139 人
実施内容	・異常気象と地球温暖化・気候変動 ・地球温暖化時代の企業戦略 他	・環境ビジネス連携事例 ・生物多様性保全の具体的な取組事例 他	・生物多様性 ・COP21 他	・CSR ・低炭素社会 他	・持続可能な社会への企業の役割と連携 ・フェアトレード 他

(2) エコツアー

会員事業者が情報を収集する機会として、環境配慮型施設等の見学会を実施

年 度	25	26	27	28	29
開催回数	2回	2回	2回	2回	2回
参加人数 (延)	36人	42人	27人	25人	38人
見学場所	・TBS 放送センター屋上「赤坂みつばちあ」 ・富士フィルム株式会社東京ミッドタウン本社	・TBS 放送センター屋上「赤坂みつばちあ」 ・みなとパーク芝浦	・東京ガス千住テクノステーション「Ei-WALK」 ・パシフィックネットテクニカルセンター	・海の森公園予定地(中央防波堤内側埋立地) ・KOKUYO オフィス	・TBS 放送センター屋上「赤坂みつばちあ」 ・アクセンチュア本社(赤坂インターシティ)

(3) 打ち水大作戦

「打ち水」の普及、啓発を目的として実施

年 度	25	26	27	28	29
開催回数	3回	4回	3回	3回	2回
参加人数 (延)	390人	464人	458人	501人	220人
会 場	・日比谷通り ・浜松町駅北口交通広場(ハマサイト) ・シンボルプロムナード公園ウエストプロムナード お台場ペデストリアンデッキ自由の女神前広場	・白金アエルシティ ・日比谷通り ・浜松町駅北口交通広場(ハマサイト) ・シンボルプロムナード公園ウエストプロムナード お台場ペデストリアンデッキ自由の女神前広場	・白金アエルシティ ・日比谷通り ・浜松町駅北口交通広場(ハマサイト)	・新虎通り ・国際新赤坂ビル西館地下広場 ・浜松町駅北口交通広場(ハマサイト)	・浜松町駅北口交通広場(ハマサイト) ・シンボルプロムナード公園ウエストプロムナード お台場ペデストリアンデッキ自由の女神前広場

(4) エコバザー

会員事業者等からの提供品(有機野菜など)を販売し、収益は区内の子どもの環境教育に関する用途に充てる(保育園等への木製の玩具の寄付等)

年 度	25	26	27	28	29
開催回数	3回	3回	3回	3回	3回
会 場	・有栖川宮記念公園 ・浜松町駅北口交通広場(ハマサイト) ・高輪区民センター	・有栖川宮記念公園 ・エコプラザ ・浜松町駅北口交通広場(ハマサイト)	・有栖川宮記念公園 ・エコプラザ ・浜松町駅北口交通広場(ハマサイト)	・有栖川宮記念公園 ・神明いきいきプラザ ・浜松町駅北口交通広場(ハマサイト)	・有栖川宮記念公園 ・エコプラザ ・浜松町駅北口交通広場(ハマサイト)

(5) 企業と環境展

会員事業者の環境保全に関する取組の発表、区民を対象としたワークショップ、高校生及び大学生を対象とした環境に関するコンテスト、カフェのテーブルへの広告掲出及び環境・CSR報告書の展示等

年 度	25	26	27	28	29
開催期間	11/8～11/10	11/7～11/9	10/16～10/18	11/4～11/6	10/20～10/22
会 場	六本木ヒルズ内「ヒルズカフェ」				

(6) スポーツGOMI 拾い大会

ゴミ拾いをスポーツと見立て、チーム対抗で集めたゴミの質と量をポイントに換算し、その得点を競うイベント

年 度	26	27	28	29
開催回数	1回	1回	1回	1回
参加人数	59人	73人	56人	66人
会 場	JR新橋駅周辺			

(7) クリーンアップ大作戦

会員による区内清掃活動

年 度	25	26	27	28	29
開催回数	1回	1回	1回	1回	1回
参加人数	300人	300人	450人	49人	80人
会 場	浜松町付近				

(8) m e c c E X P O

会員事業者の環境保全に関する取組のパネル展示

年 度	28	29
開催期間	1/4～1/31	1/4～1/30
会 場	エコプラザ（1階展示スペース）	

3 みなとタバコルール連携協力に関する協定書の締結（平成29年5月）

「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」で、港区内で暮らす人や働く人、訪れる人など全ての人が守るべきルールとして定める「みなとタバコルール」について、みなと環境にやさしい事業者会議と区は、在勤者等にルールを浸透させるために、お互いに有する資源を活用し、連携協力する協定を締結しました。

省エネルギーセミナー

地球温暖化対策担当

概要

区民及び事業者を対象として省エネルギー・節電に関する意識の向上や具体的行動につながる情報の提供を目的としたセミナーを実施し、省エネルギー・節電対策の普及啓発を図ります。

内容（平成 29 年度）

対象者	実施回数	内容
区民	6 回	家庭で容易に実践できる省エネルギー・節電対策の紹介 再生可能エネルギー由来の電力についての解説
事業者	7 回	事業所における有効な省エネ対策 空調設備や照明設備などの運用改善の手法や効果 改善事例の紹介 東京都及び港区の助成制度の紹介等

事業開始時期

平成 19 年 7 月

事業の実施状況

<区民向け>（平成 20 年度開始）

年度	25	26	27	28	29
開催回数 (参加者数)	6 回 (延 231 人)	6 回 (延 201 人)	6 回 (延 191 人)	6 回 (延 196 人)	6 回 (延 165 人)
会場	麻布区民センター 赤坂区民センター 高輪区民センター 芝浦港南区民センター 台場区民センター エコプラザ	麻布区民センター 赤坂区民センター 高輪区民センター 芝浦港南区民センター 台場区民センター エコプラザ	麻布区民センター 赤坂区民センター 高輪区民センター 台場区民センター エコプラザ 男女平等参画センター	港区役所 麻布区民協働スペース 赤坂区民センター 高輪区民センター 台場区民センター 男女平等参画センター	麻布区民センター 赤坂区民センター 高輪区民センター 台場区民センター エコプラザ 男女平等参画センター

※ 区民を対象とした省エネルギーセミナーは、緑のカーテン講習会と併せて開催

<事業者向け>（平成 19 年度開始）

年度	25	26	27	28	29
開催回数 (参加者数)	6 回 (延 126 人)	6 回 (延 73 人)	5 回 (延 105 人)	6 回 (延 90 人)	7 回 (延 82 人)
会場	麻布区民センター 赤坂区民センター 高輪区民センター 芝浦港南区民センター (2 回) エコプラザ	麻布区民センター 赤坂区民センター 高輪区民センター 芝浦港南区民センター エコプラザ 品川インターシティ他	赤坂区民センター 高輪区民センター 男女平等参画センター アークヒルズ仙石山森タワー Professional BOX TOKYO	麻布区民センター 赤坂区民センター 高輪区民センター エコプラザ ダイキンソリューション プラザ「fuha:TOKYO」 マイクロソフトオフィス	エコプラザ ダイキンソリューション プラザ「fuha:TOKYO」 赤坂区民センター 高輪区民センター 生活イノベーションプラザ景 境ソリューションスタジオ 黒龍芝公園ビル Professional BOX TOKYO

概 要

環境に配慮した取組を実施する区内事業者が取組内容を宣言し、区が宣言した店舗や事業所を、「みなとエコ宣言登録店（事業所）」として登録します。

登録店（事業所）は、宣言内容を記入した登録ステッカーの店頭等への掲出、事業のロゴの名刺への印刷等により、取組内容をPRします。

区は、登録期間中、登録店（事業所）の情報（所在地、営業時間、URLなど）、宣言内容及び特徴のある取組等を区ホームページで紹介することにより、登録店（事業所）の環境に配慮した取組を支援します。

内 容

対 象 区内事業者

宣言内容 事業者が実施する環境に配慮した取組

（例）

「冷房時は室温 28℃、暖房時は室温 20℃を目安にすることを宣言します。」

「不必要な照明はこまめに消灯することを宣言します。」

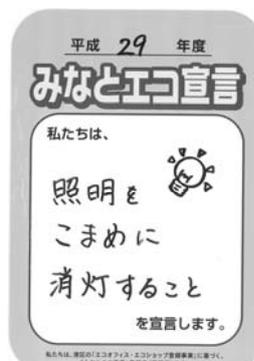
「エコバッグの利用を推奨することを宣言します。」

「クールビズやウォームビズに取り組むことを宣言します。」など

登録期間 1年間（毎年度更新します。）



ロゴ



ステッカー

根拠法令等

港区エコオフィス・エコショップ登録事業実施要領

事業開始時期

平成 25 年 7 月

事業の実施状況

年度	25	26	27	28	29
登録店 (事業所) 数	52 事業所	84 事業所	82 事業所	67 事業所	71 事業所

概 要

都心部のヒートアイランド現象を緩和し、地球温暖化対策を推進するため、区有施設につる性植物を使用した緑のカーテンを設置することにより、遮熱と葉の蒸散作用による建物温度の上昇抑制、冷房負荷の低減を図ります。また、緑のカーテンの家庭への普及を図るため、区民を対象とした講習会の開催及びゴーヤ等のつる性植物の苗の配布を実施します。

内 容

1 緑のカーテンの設置

区立学校等、区有施設につる性植物（ゴーヤ等）をネットにはわせた「緑のカーテン」を設置します。

2 緑のマットの設置 ※平成 30 年 3 月終了

区立幼稚園や保育園等に芝生のマットを敷き、緑化による地表温度の上昇抑制を図ります。

3 緑のカーテン講習会の実施

区内在住・在学・在勤者を対象に、緑のカーテンの効果及び育成方法を学ぶ講習会を開催します。

4 緑のカーテン用の苗の配布

区民を対象に、緑のカーテン用の苗（ゴーヤ等）を配布します。

事業経過

平成 19 年度 旧エコプラザで緑のカーテンを実験的に設置し温度計測を実施

平成 20 年度 緑のカーテンを区有施設 14 か所に、緑のマットを保育園 1 か所に設置

平成 21 年度 緑のカーテン講習会を開催

平成 23 年度 緑のカーテン用の苗（ゴーヤ等）を配布

事業の実施状況

年度	25	26	27	28	29
緑のカーテン設置箇所	54 箇所	58 箇所	69 箇所	69 箇所	71 箇所
緑のマット設置箇所	9 箇所	9 箇所	13 箇所	14 箇所	14 箇所
講習会開催回数	6 回	6 回	6 回	6 回	6 回
講習会参加延べ人数	231 人	201 人	191 人	196 人	165 人
苗の配布数	5,000 株				

※ 緑のカーテン講習会は、区民を対象とした省エネルギーセミナーと併せて開催

概要

手入れが行き届かずに荒廃した森を整備することによって、二酸化炭素の吸収林としてよみがえらせ、地球温暖化防止に役立てるため、あきる野市から約 22ha の市有林を借り受け「みなと区民の森」として整備しています。整備の過程で発生した間伐材は、エコプラザや幼稚園、小学校、中学校などの区有施設の内装材や家具のほか、保育園の遊具、公園の維持管理用材料など、区の様々な事業等で有効活用しています。また、区民を対象として、「みなと区民の森」や里山保全地域「横沢入」などで各種環境学習事業を実施しています。

（「みなと区民の森」所在地：あきる野市戸倉字刈寄谷）

内容

1 「みなと区民の森」の整備

森の作業道の整備、間伐、枝打ち、下刈り、植樹など

2 環境学習の実施

対象：区民（パッケージ型環境学習※1、オーダーメイド型環境学習※2）、保育園、小学校、児童館の児童等

内容：自然観察、炭焼き、植樹、里山散策、間伐材によるクラフト体験、農業体験等

※1 区が実施日、場所、学習内容を決め、参加者を募集する。募集定員 20～40 人

※2 区が指定する期間内で、参加者が希望日、同行者、場所、学習内容を決める。
催行人数 2～15 人

3 自然環境調査の実施

事業開始時期

平成 19 年 5 月

事業経過

平成 19 年 5 月 区とあきる野市が、平成 29 年 3 月 31 日までを土地使用貸借契約期間とし、「みなと区民の森づくり整備事業協定書」に調印

区民ボランティアの協力により、約 10ha の森林に作業道の整備、間伐、枝打ち、下刈り、植樹などを実施

平成 20 年度 「みなと区民の森」に作業小屋を建設

平成 19 年度整備実施部分を除く森林約 10ha を整備

環境学習事業（パッケージ型）を開始

平成 28 年 11 月 区とあきる野市が、平成 39 年 3 月 31 日までの土地使用貸借契約期間の延長に合意し、「みなと区民の森づくり整備事業協定書」に調印

平成 29 年 4 月 1 日 土地使用貸借契約締結

契 約 期 間：平成 39 年 3 月 31 日まで

使用貸借面積：既存使用貸借面積約 20ha に約 2 ha 追加。合計約 22ha

平成 30 年度

オーダーメイド型環境学習を開始

事業の実施状況

環境学習実施実績（実施回数、参加人数）

年度		25	26	27	28	29
保育園・児童館等		24 回 (延 740 人)	28 回 (延 896 人)	30 回 (延 964 人)	33 回 (延 1,129 人)	30 回 (延 994 人)
区民 (パッケージ型)	自然 体験	7 回 (延 163 人)	7 回 (延 225 人)	10 回 (延 285 人)	11 回 (延 343 人)	10 回 (延 318 人)
	農業 体験	2 回 (延 61 人)	4 回 (延 147 人)	6 回 (延 176 人)	5 回 (延 192 人)	5 回 (延 184 人)
合計		33 回 (延 964 人)	39 回 (延 1,268 人)	46 回 (延 1,425 人)	49 回 (延 1,664 人)	45 回 (延 1,496 人)

※ オーダーメイド型環境学習は、平成 30 年度開始

概 要

区では、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量を削減するため、風力発電・太陽光発電などの再生可能エネルギーの利用を推進しています。また、区民への利用促進及び普及啓発を図るため、お台場レインボー公園及びみなと区民の森環境学習施設に再生可能エネルギー機器を設置しています。

内 容

平成 17 年 1 月に、お台場レインボー公園に太陽光発電機等の環境学習設備を設置しました。発電した電気は公園の夜間照明等の電力として利用し、余剰電力を売電しています。

また、平成 20 年度に、みなと区民の森環境学習施設の屋根に太陽光発電システムを設置しました。発電した電気は、施設内の照明等の電力として利用し、余剰電力を売電しています。

設備内容

設備名	風力発電機 (にじのくじら号)	風力発電機 (風のくじら号)	太陽光発電システム	太陽光発電システム
設置場所	お台場レインボー公園			みなと区民の森 環境学習施設
定格出力	2.00 k W	2.00 k W	2.18 k W	3.36 k W

事業経過

平成 17 年 お台場レインボー公園に風力発電機、太陽光発電システムを設置

平成 20 年 みなと区民の森環境学習施設に太陽光発電システムを設置



■お台場レインボー公園



■みなと区民の森環境学習施設

クールルーフ推進

地球温暖化対策担当

概 要

地球温暖化対策及びヒートアイランド対策を推進するため、区内に助成対象建築物を所有する個人又は法人等が、当該建築物の屋上又は屋根に高反射率塗料等被覆工事を実施する場合、材料費の一部又は全部を助成します。

内 容

助成対象者	助成額算出方法	上限額
個人	①、②のいずれか低い金額	30万円
管理組合等 法人・個人事業者	①高反射率塗料等の材料費の全額 ②助成対象面積(m ²)に2,000円を乗じた金額	100万円

根拠法令等

港区高反射率塗料等材料費助成要綱

事業開始時期

平成 17 年度 クールルーフ推進協議会（千代田区、中央区、港区、新宿区、台東区、品川区、目黒区、東京都他 7 団体）を設立し、環境省の補助を受け、助成事業を実施
平成 20 年度 区独自事業として実施

事業の実施状況

(単位：件、千円、m²)

年度	25	26	27	28	29
件数	109	35	31	23	25
金額	60,532	10,201	4,132	6,913	4,889
助成対象面積	19,415.9	9,249.2	3,464.7	5,321.32	3,845.57

※ 助成対象面積については、平成 25 年度までは施工面積全てを指し、平成 26 年度以降は助成金額算出方法の見直しに伴い、立ち上がり部分等を除く施工面積を指します。

※ 助成対象面積は小数点第 3 位以下を切り捨てます。

創エネルギー・省エネルギー機器等設置費助成

地球温暖化対策担当

概 要

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量を削減し、クリーンエネルギーの普及促進を図るため、再生可能エネルギー機器、省エネルギー機器等を設置する区民、中小企業者等に対し、その経費の一部を助成します。

内 容

助成対象機器	用途	助成対象者	平成 29 年度	
			助成額算出方法	上限額
太陽光発電システム	住宅用	区民	太陽電池の公称最大出力又は パワーコンディショナの定格出力の いずれか小さい値に応じて 1kW 当たり 100,000 円	40 万円
		管理組合等		99.9 万円
太陽熱温水器※	住宅用	区民、管理組合等	有効集熱面積に応じて 1㎡当たり 9,000 円	10 万円
	業務用	中小企業者等		20 万円
太陽熱ソーラーシステム ※	住宅用	区民、管理組合等	有効集熱面積に応じて 1㎡当たり 37,500 円	30 万円
	業務用	中小企業者等		50 万円
蓄電システム	住宅用	区民	機器費の 1/4	20 万円
ガス発電給湯器 (エコウィル) ※	住宅用	区民	設置経費の 1/4	20 万円
	業務用	中小企業者等		
燃料電池システム (エネファーム)	住宅用	区民	設置経費の 1/4	35 万円
	業務用※	中小企業者等		
事業所用高効率空調機器	業務用	中小企業者等	設置経費の 1/4	50 万円
省エネルギー診断結果に 基づく設備改修	業務用	中小企業者等	設置経費の 1/4	100 万円
高断熱サッシ	住宅用	区民	設置経費の 1/4	10 万円
		管理組合等	①、②のいずれか低い金額 ①設置経費の 1/4 ②施工戸数×100,000 円	1,000 万円
人感センサー付照明	住宅用	管理組合等	設置経費の 1/2	25 万円
日射調整フィルム	住宅用	区民	①、②のいずれか低い金額 ①設置経費の 1/4 ②助成対象面積(㎡)×4,000 円	4 万円
		管理組合等		40 万円
	業務用	中小企業者等		
電気自動車等用急速充電 設備	—	区民、管理組合等 中小企業者等	機器本体価格の 1/4	50 万円
電気自動車等用普通充電 設備		区内に建築物を所有する個人又は中 小企業者等		10 万円

※平成 30 年 3 月終了

平成 30 年度助成開始

助成対象機器	用途	助成対象者	平成 30 年度	
			助成額算出方法	上限額
管理組合等向け LED 照明	住宅用	管理組合等	設置経費の 1/4	100 万円
燃料電池自動車	住宅用	区民	国の補助金交付額の 1/4	52 万円
	業務用	中小企業者等		

根拠法令等

- 港区創エネルギー・省エネルギー機器等設置費助成要綱
- 港区電気自動車等用充電設備導入費助成要綱
- 港区燃料電池自動車導入費助成要綱
- 燃料電池自動車導入費助成に係る財産処分承認事務取扱要領

事業経過

- 平成 17 年 4 月 住宅用太陽光発電システム設置費助成事業開始
- 平成 20 年 4 月 住宅用高効率給湯器（エコジョーズ、エコキュート）設置費助成事業開始
- 平成 21 年 4 月 太陽光発電システム設置費助成対象に集合住宅の管理組合等を加える
業務用高効率給湯器（エコジョーズ、エコキュート）設置費助成事業開始
- 平成 21 年 11 月 業務用太陽光発電システム設置費助成事業開始
業務用高効率空調機器設置費助成事業開始
- 平成 23 年 4 月 住宅・業務用太陽熱温水器設置費助成事業開始
住宅・業務用太陽熱ソーラーシステム設置費助成事業開始
業務用省エネルギー診断結果に基づく設備改修助成事業開始
- 平成 23 年 7 月 住宅・業務用日射調整フィルム設置費助成事業開始
- 平成 24 年 4 月 住宅・業務用ガス発電給湯器（エコウィル）設置費助成事業開始
住宅・業務用燃料電池システム（エネファーム）設置費助成事業開始
住宅用高断熱サッシ設置費助成事業開始
電気自動車等用急速充電設備設置費助成事業開始
電気自動車等用普通充電設備設置費助成事業開始
- 平成 24 年 6 月 住宅用蓄電システム設置費助成事業開始
- 平成 25 年 3 月 高効率給湯器（エコジョーズ）助成事業終了
- 平成 25 年 4 月 住宅用感センサー付照明設置費助成事業開始
日射調整フィルム設置費助成対象に集合住宅の管理組合等を加える
- 平成 26 年 3 月 高効率給湯器（エコキュート）助成事業終了
- 平成 27 年 4 月 高断熱サッシ設置費助成対象に集合住宅の管理組合等を加える
- 平成 30 年 3 月 太陽熱温水器、太陽熱ソーラーシステム、ガス発電給湯器（エコウィル）、
業務用燃料電池システム（エネファーム）助成事業終了
- 平成 30 年 4 月 管理組合等向け LED 照明設置費助成事業開始
燃料電池自動車導入費助成事業開始

事業の実施状況

＜助成件数実績＞

(単位：件、千円)

助成対象機器	項目※	25	26	27	28	29
太陽光発電システム	件数	28(2)	13(2)	7	9(1)	10(1)
	金額	16,202	5,367	2,277	3,705	3,549
太陽熱温水器	件数	0	0	0	0	0
	金額	0	0	0	0	0
太陽熱ソーラーシステム	件数	0	1	0	0	1
	金額	0	156	0	0	122
蓄電システム	件数	13	2	5	2	0
	金額	2,569	400	1,000	400	0
CO ₂ 冷媒ヒートポンプ給湯器(エコキュート)	件数	6	—	—	—	—
	金額	480	—	—	—	—
ガス発電給湯器(エコウィル)	件数	0	0	0	0	0
	金額	0	0	0	0	0
燃料電池システム(エネファーム)	件数	18	20	19	22	24
	金額	7,567	7,000	6,573	7,051	7,296
日射調整フィルム	件数	253(10)	42(4)	71(9)	70(5)	43(6)
	金額	17,769	1,566	3,340	2,647	1,493
高断熱サッシ(区民)	件数	68	54	65	54	59
	金額	5,673	3,793	4,481	3,764	4,484
高断熱サッシ(管理組合等)	件数	—	—	1[183]	4[277]	2[70]
	金額	—	—	10,000	15,830	7,000
人感センサー付照明	件数	2	1	4	0	6
	金額	394	235	597	0	1,019
事業所用高効率空調機器	件数	45(45)	71(71)	53(53)	32(32)	50(50)
	金額	15,255	22,311	15,439	8,757	14,405
省エネルギー診断結果に基づく設備改修	件数	4(4)	1(1)	5(5)	4(4)	6(6)
	金額	3,226	1,000	972	1,927	3,468
電気自動車等用急速充電設備	件数	0	0	0	0	0
	金額	0	0	0	0	0
電気自動車等用普通充電設備	件数	2	2	0	0	0
	金額	130	75	0	0	0
計	件数	439(61)	207(78)	230(67)	197(42)	201(63)
	金額	69,265	41,903	44,679	44,081	42,836

※ 件数欄の()は業務用の件数で内数、[]は施工戸数で外数

概 要

環境イベントの開催情報や環境学習用コンテンツを発信することにより、区民が日頃から環境について学び、考える機会を提供することを目的とし、スマートフォン向け環境普及啓発用アプリケーション（以下「アプリ」という。）を配信します。

内 容

1 対象者

スマートフォン利用者（アプリ内課金はなし、通信費は利用者負担）

2 対象OS

iOS、Android

3 主な機能

アイコン名	内容
公園の生きもの みなと区民の森	GPS（位置情報取得）機能とAR（拡張現実）機能を用いて、区立公園、緑地及びみなと区民の森をイラストで表示し、各地点の概要や生息する生きものを紹介します。
生きもの交流館	区内に生息する生きものについて、写真や音声等を用いて図鑑形式で紹介します。また、利用者からの写真投稿を受け付け、区が審査の上、公開します。
省エネ	省エネセミナーや地球温暖化対策助成制度など、省エネに関する事業を紹介します。
大気環境	光化学スモッグ、PM2.5などの概要及び測定値を表示します。
港区の取組	港区環境基本計画、港区地球温暖化対策地域推進計画及び区の環境施策に関する各種取組を紹介します。
地球温暖化	地球温暖化の解説や、世界、国、東京都の地球温暖化対策などを紹介します。
みなとタバコ ルール	区内で喫煙する上で守るべきルール、指定喫煙場所の一覧及びマップを表示します。 GPS情報と連携し、近くの喫煙場所を探することができます。
クイズ	環境に関連するクイズを1日1問出題します。正解数に応じてアプリ内で生きものを育てることができます。
イベント	開催予定の環境関連イベントをカレンダーに表示します。
配信一覧	過去にプッシュ通知で配信したイベント情報等を表示します。
お知らせ掲示板	アプリ利用に当たっての注意事項等を表示します。

根拠法令等

港区みなと環境アプリ配信事業実施要綱

事業開始時期

平成 28 年 12 月

事業の実施状況

(単位：件)

年度		28	29
ダウンロード数	iOS	564	2,648
	Android	225	137
合計		789	2,785

※ 各年度 3 月末現在

概 要

港区の二酸化炭素排出量のうち民生業務部門からの排出量は、全体の約7割を占めています。今後も再開発をはじめとした、非住宅用途を主とする大規模な民間建築物の延べ面積の増加に伴い、二酸化炭素排出量の増加が予想されることから、非住宅用途を主とする区内の大規模な民間建築物について、より高いレベルの環境配慮を誘導しています。

内 容

港区内に延べ面積5,000㎡超で非住宅用途の延べ面積を2,000㎡以上含む建築物を新築、増築又は改築する場合に、規模に応じたエネルギー使用の合理化や再生可能エネルギーの利用等による建築物の低炭素化、ヒートアイランド現象の緩和のための措置を講ずることを建築主の責務とします。

1 建築物のエネルギー使用の合理化に関する措置

(1) 延べ面積5,000㎡超10,000㎡以下の建築物 E R R 5%以上

(2) 延べ面積10,000㎡超の建築物 E R R 10%以上

(都市開発諸制度活用案件を除く。)

(3) 延べ面積10,000㎡超で都市開発諸制度を活用する建築物 E R R 22%以上

※E R Rとは設備機器の省エネルギー率を表す指標で、基準値からの低減率によりエネルギーの効率性を示し、数値が大きいくほど設備の省エネルギー性能が高くなります。

2 建築物のヒートアイランド現象の緩和に関する措置

建築物からの人工排熱は地上5m以上の高さとする。

根拠法令等

港区民間建築物低炭素化促進指導要綱

事業開始時期

平成23年10月

事業の実施状況

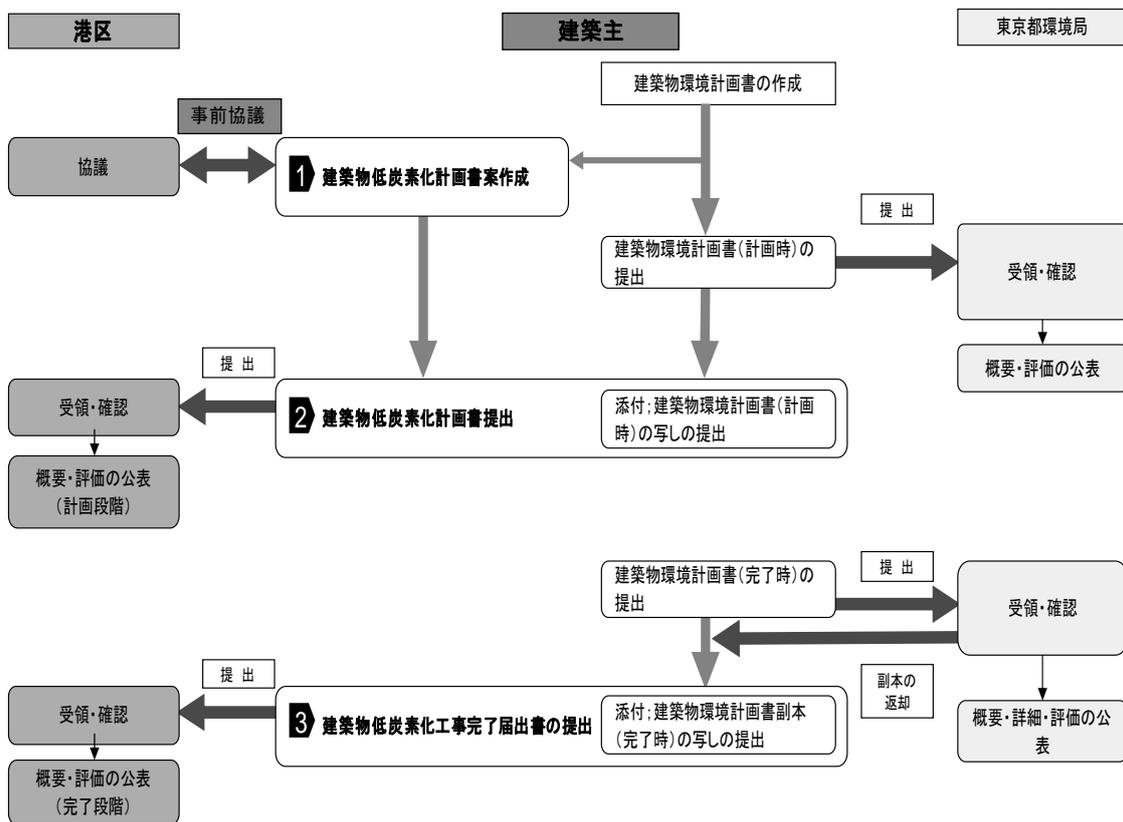
平成25年度	・港区民間建築物低炭素化計画書の提出	6件
	・港区民間建築物低炭素化工事完了届出書の提出	1件
	・平成26年3月 港区民間建築物低炭素化促進指導要綱等改正	
平成26年度	・港区民間建築物低炭素化計画書の提出	19件
	・港区民間建築物低炭素化工事完了届出書の提出	7件

平成 27 年度	・ 港区民間建築物低炭素化計画書の提出 ・ 港区民間建築物低炭素化工事完了届出書の提出	10 件 5 件
平成 28 年度	・ 港区民間建築物低炭素化計画書の提出 ・ 港区民間建築物低炭素化工事完了届出書の提出	10 件 11 件
平成 29 年度	・ 港区民間建築物低炭素化計画書の提出 ・ 港区民間建築物低炭素化工事完了届出書の提出 ・ 平成 30 年 1 月 港区民間建築物低炭素化促進指導要綱等改正	8 件 5 件

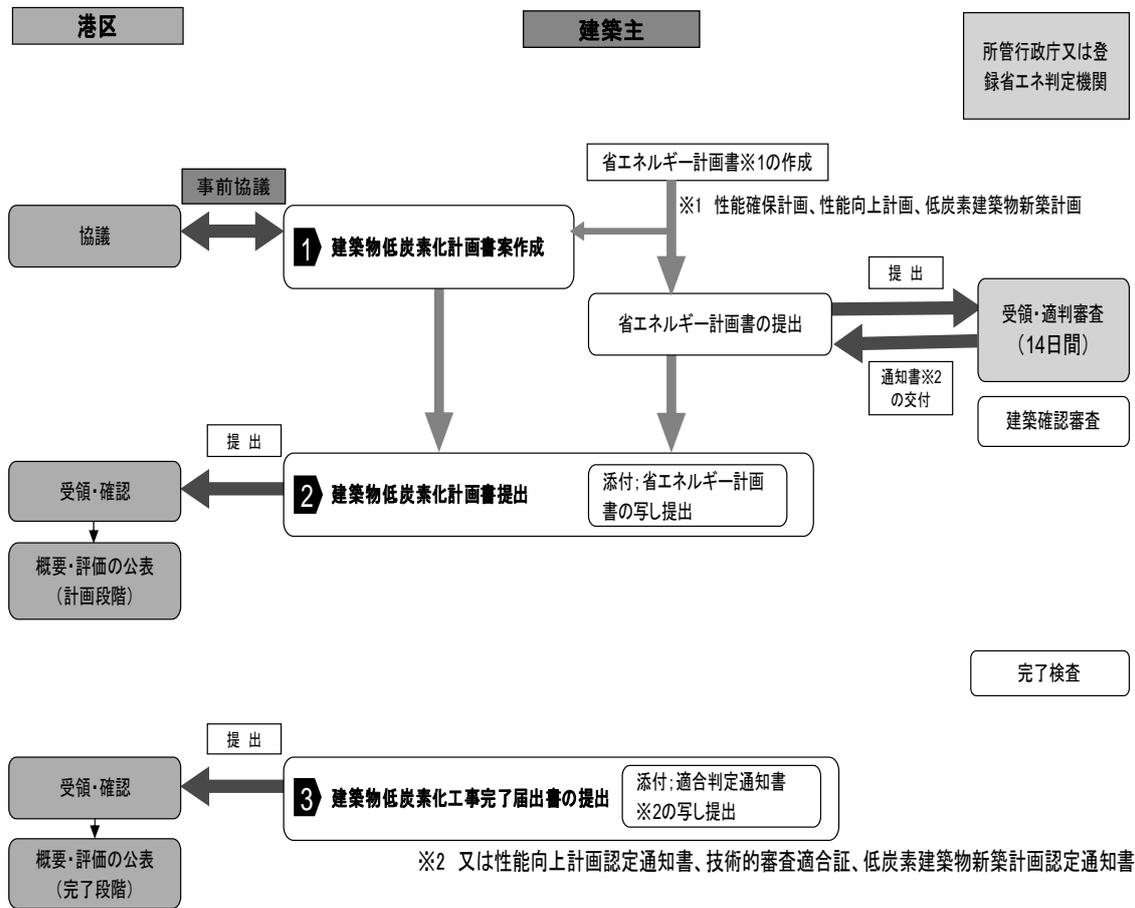
届出のフロー

建築主は、東京都知事に提出した「建築物環境計画書」又は所管行政庁若しくは登録省エネ判定機関に提出した「省エネルギー計画書等」の副本（添付書類を含む。）の写しを添えて、区長に提出します。

[建築物環境計画書の場合]



[省エネルギー計画書等の場合]



概 要

地域の関係団体と連携しながら中小規模事業所に省エネ相談員を派遣し、それぞれの事業所の実態にあわせた省エネ支援・アドバイスをを行うとともに、ビルの運用管理をビルメンテナンス事業者に委託している事業所については、省エネ運用の支援を行います。また、省エネに取り組んだ事業所を「港区省エネ推進モデル事業所」として認定し、区と共に省エネに取り組む事業所として、その取組を積極的にPRすることにより、中小規模事業所の省エネの取組を推進します。

内 容

- 1 対象事業所
 - (1) 区内で所有又は使用している中小規模事業所
 - (2) 前年度のエネルギー使用量が原油換算で 1,500KL 未満(延床面積概ね 3 万㎡未満)
- 2 省エネ相談員の主な支援・アドバイス
 - (1) 光熱水費の削減に向けた相談
 - (2) 東京都地球温暖化対策報告書を作成しながら、エネルギー使用状況の整理・検証・説明
 - (3) エネルギーの使用状況にあわせた手間のかからない省エネ対策の提案
 - (4) 港区や東京都の補助金等に関する案内
 - (5) 設備機器の使用状況の詳細分析や運転管理改善策の提案
 - (6) ビルオーナーとビルメンテナンス事業者との話し合いの支援

事業開始時期

平成 27 年 4 月

事業経過

平成 30 年 4 月 「ビル管理における省エネ運用の支援」を統合

事業の実施状況

平成 27 年度	6 事業所
平成 28 年度	6 事業所
平成 29 年度	5 事業所

概 要

港区では多くのビルオーナーがビルの管理を専門のビルメンテナンス業者に任せており、ビルオーナーが単独で省エネの取組を検討することは技術的に困難な場合があります。そのため、専門家を派遣し、ビルの管理運用方法の改善策やその省エネ効果等を整理して、省エネ診断、省エネ運用計画の策定から、ビルオーナーとビルメンテナンス業者との話し合いまでを支援することで、ビル管理における省エネ運用の改善に向けた具体的な取組を促進しています。

(※平成 30 年 3 月 31 日 「中小ビルの省エネ取組の推進」と統合のため廃止)

内 容

1 対象ビル

- (1) 区内に所在する業務系ビルであること。
- (2) ビルの年間のエネルギー使用量が原油換算で 1,500KL 未満（延床面積概ね 3 万 m² 未満）
- (3) ビルの運用管理を第三者（ビルメンテナンス業者）に委託していること。

2 支援の流れ

- (1) 区へ支援事業の申込み
- (2) 省エネ運用支援事業者が省エネ診断・運用状況調査
- (3) 省エネ運用支援事業者がビルオーナー、ビルメンテナンス業者の意見をそれぞれの立場ごとに聴取
- (4) 省エネ運用支援事業者が(2)、(3)を基に省エネ診断結果報告書を作成し、ビルオーナー、ビルメンテナンス業者に報告・説明
- (5) ビルオーナー、ビルメンテナンス業者による、省エネ運用計画書案の作成
- (6) 省エネ運用支援事業者による省エネ運用計画書案に基づく運用状況の確認、省エネ運用改善提案の作成
- (7) 省エネ運用改善案に基づく運用状況の検証、ビルオーナー、ビルメンテナンス業者による省エネ運用計画書の作成

事業開始時期

平成 25 年 6 月

事業の実施状況

平成 25 年度	モデル事業参加ビル	5 棟
平成 26 年度	モデル事業参加ビル	5 棟
平成 27 年度	モデル事業参加ビル	4 棟
平成 28 年度	モデル事業参加ビル	2 棟
平成 29 年度	モデル事業参加ビル	2 棟

概 要

地球温暖化防止に貢献することを目的として、港区内の公共施設・民間建築物等での国産木材の使用を促進し、その使用量に相当する二酸化炭素固定量を認証します。区内の二酸化炭素固定量を増加させるとともに、国内の森林整備の促進と森林の二酸化炭素吸収量の増大に寄与します。

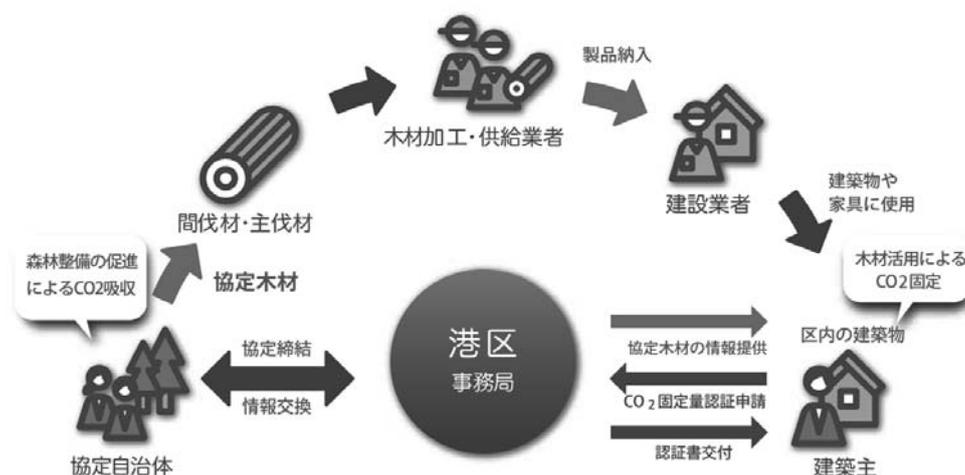
内 容

区内で延べ床面積 5,000 m²以上の建築物を建築する建築主に、国産木材使用計画書の提出を義務付け、1 m²当たり 0.001 m³以上の国産木材を使用するよう指導し、その使用量に相当する二酸化炭素固定量を認証します。

また、区内のテナントビルで事業活動を行う事業者においては、1 m²当たり 0.001 m³以上の国産木材を使用した場合、テナント事業者の申請に応じて、その使用量に相当する二酸化炭素固定量を認証します。

本制度では、区と「間伐材を始めとした国産材の活用促進に関する協定」を締結した自治体（協定自治体）から産出された木材（協定木材）の使用を促しています。

<制度のイメージ>



根拠法令等

港区建築主におけるみなとモデル二酸化炭素固定認証制度実施要綱

港区テナント事業者におけるみなとモデル二酸化炭素固定認証制度実施要綱

事業開始時期

平成 23 年 10 月（テナント事業者に係る部分は平成 25 年 9 月）

事業の実施状況

年度	認証件数	二酸化炭素固定量
25	25 件	499.45 (t-CO ₂)
26	26 件	956.07 (t-CO ₂)
27	22 件	412.45 (t-CO ₂)
28	21 件	403.64 (t-CO ₂)
29	27 件	476.44 (t-CO ₂)

協定締結自治体（平成 30 年 4 月 1 日現在）

北海道	紋別市	埼玉県	秩父市	静岡県	富士市	岡山県	津山市
	森町		飯能市		川根本町		真庭市
	下川町	東京都	あきる野市	三重県	松阪市		西粟倉村
	豊富町		檜原村		尾鷲市	山口県 長門市	
	津別町	新潟県	妙高市	滋賀県	紀北町	徳島県 三好市	
	滝上町	福井県	あわら市		多賀町	那賀町	
青森県	十和田市		山梨県	坂井市	兵庫県	朝来市	西条市
岩手県	葛巻町	大月市		宍粟市		愛媛県	西予市
	住田町	南部町	宇陀市	久万高原町			
宮城県	石巻市	丹波山村	奈良県	吉野町	高知県	馬路村	
秋田県	大館市	長野県		小諸市		黒滝村	本山町
	湯沢市			信濃町		十津川村	梶原町
	上小阿仁村	高山市		川上村	四万十町		
山形県	金山町	岐阜県	郡上市	東吉野村	福岡県	八女市	
福島県	いわき市		東白川村	和歌山県	新宮市	宮崎県	都城市
	古殿町	静岡県	静岡市	智頭町	日南市		
栃木県	鹿沼市		浜松市	鳥取県	南部町		諸塚村
群馬県	沼田市		富士宮市	島根県	日南町		
	神流町		島田市		隠岐の島町		

概 要

区立小学校・中学校において、木材や木製品とのふれあいを通じて、木への親しみや木の文化への理解を深め、木材の良さや利用の意義、森の役割などを児童・生徒に学んでもらうための教育プログラムを実施しています。

内 容

《主なプログラム》

- ・ 森林の現状や森の役割等についての講義
- ・ 専用キットを使用した、木の性質を知るための体験実験
- ・ 木工ワークショップ

事業開始時期

平成 26 年 4 月

事業の実施状況

年度	実施学校数
26	小学校 1 校、中学校 1 校
27	小学校 1 校、中学校 1 校
28	小学校 4 校、中学校 2 校
29	小学校 4 校、中学校 2 校

概 要

みなと区民の森づくり事業、みなとモデル二酸化炭素固定認証制度など、地球温暖化対策としての日本の森林整備及び国産木材活用の促進に向けた区の実施を踏まえ、都市生活者である区民が森の役割や森がもたらす豊かな恵みについて学ぶことを目的とし、親子向けワークショップや全国各地の国産木材に関する協定自治体の特産品等の展示会、首長による会議（森と水サミット）等を開催しています。

事業開始時期

平成 19 年 11 月

事業の実施状況

年度	実施日	実施内容	来場者数
25	平成 26 年 2 / 1 ~ 3 / 14	森と水サミット 2014、講演会、親子向けワークショップ、協定自治体の特産品等の展示会	5,200 名
26	平成 27 年 1 / 31 ~ 3 / 27	森と水サミット 2015、親子向けワークショップ、協定自治体の特産品等の展示会	3,200 名
27	平成 28 年 1 / 30 ~ 2 / 26	森と水サミット 2016、親子向けワークショップ、協定自治体の特産品等の展示会	3,100 名
28	平成 28 年 10 / 26 ~ 11 / 5	森と水サミット 2016 年度、区政 70 周年記念特別講演会、親子向けワークショップ、協定自治体の特産品等の展示会	5,900 名
29	平成 29 年 10 / 13 ~ 11 / 8	森と水サミット 2017、親子向けワークショップ、協定自治体の特産品等の展示会、林産地見学会	1,400 名

みなとりサイクル清掃事務所

内 容

1 計画策定の目的

区内から発生する廃棄物の発生抑制を最優先に、再使用、再生利用を推進するとともに、廃棄物の適正処理などによって、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源が循環して利用されるまちづくりを推進し、区民の健康で快適な生活を確保することを目的としています。

2 計画の改定

平成 12 年度の清掃事業の区移管に伴い、平成 12 年度から平成 23 年度までの 12 年間の計画を策定しました。平成 16 年 4 月に、ごみの減量、リサイクルをより一層推進するための施策を再構築し、より地域特性にあった清掃・リサイクル事業を展開するため、「港区一般廃棄物処理基本計画」を改定しました。

その後、プラスチックなどの資源化に伴うごみの減量、分別の徹底や区民、事業者と協働・連携した 3 R の推進に努めるなど、区の新たな施策の展開と社会経済情勢の変化を踏まえ、平成 20 年 4 月、「港区一般廃棄物処理基本計画」を見直しました。

さらに、平成 23 年度に、平成 24 年度から平成 33 年度までの 10 年間の計画期間となる「港区一般廃棄物処理基本計画（第 2 次）」を策定しました。計画では、「排出者責任」の考え方と「拡大生産者責任」の考え方を重要視し、区民や事業者がともに推進する計画として策定しました。

3 計画の期間

平成 29 年 3 月に、本計画の中間年度の見直しを行いました。本計画の期間は、平成 29 年度から平成 33 年度までの 5 年間です。

4 港区一般廃棄物処理基本計画の位置付け

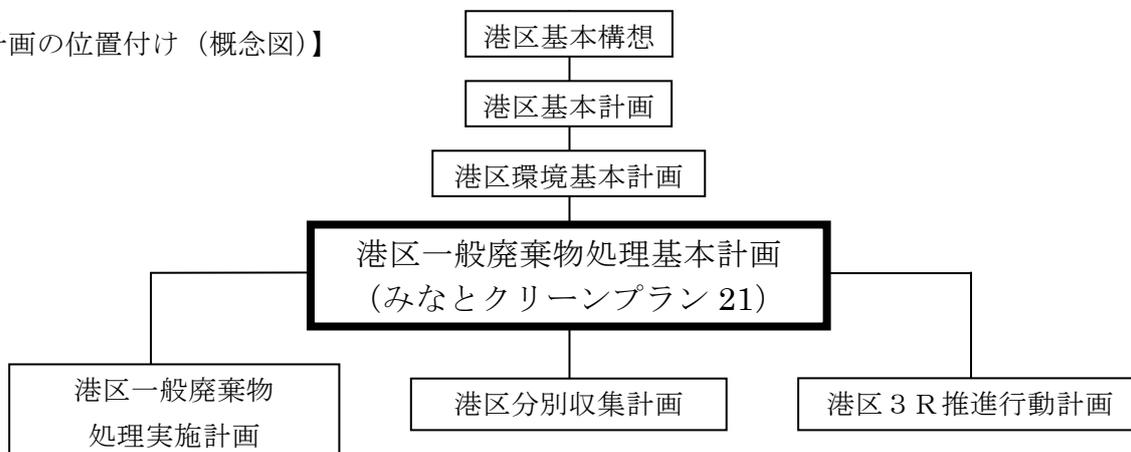
「港区基本構想」、「港区基本計画」などを踏まえて策定しています。

また、一般廃棄物処理基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める「港区一般廃棄物処理実施計画」、容器包装リサイクル法に基づく「港区分別収集計画」との整合を図っています。

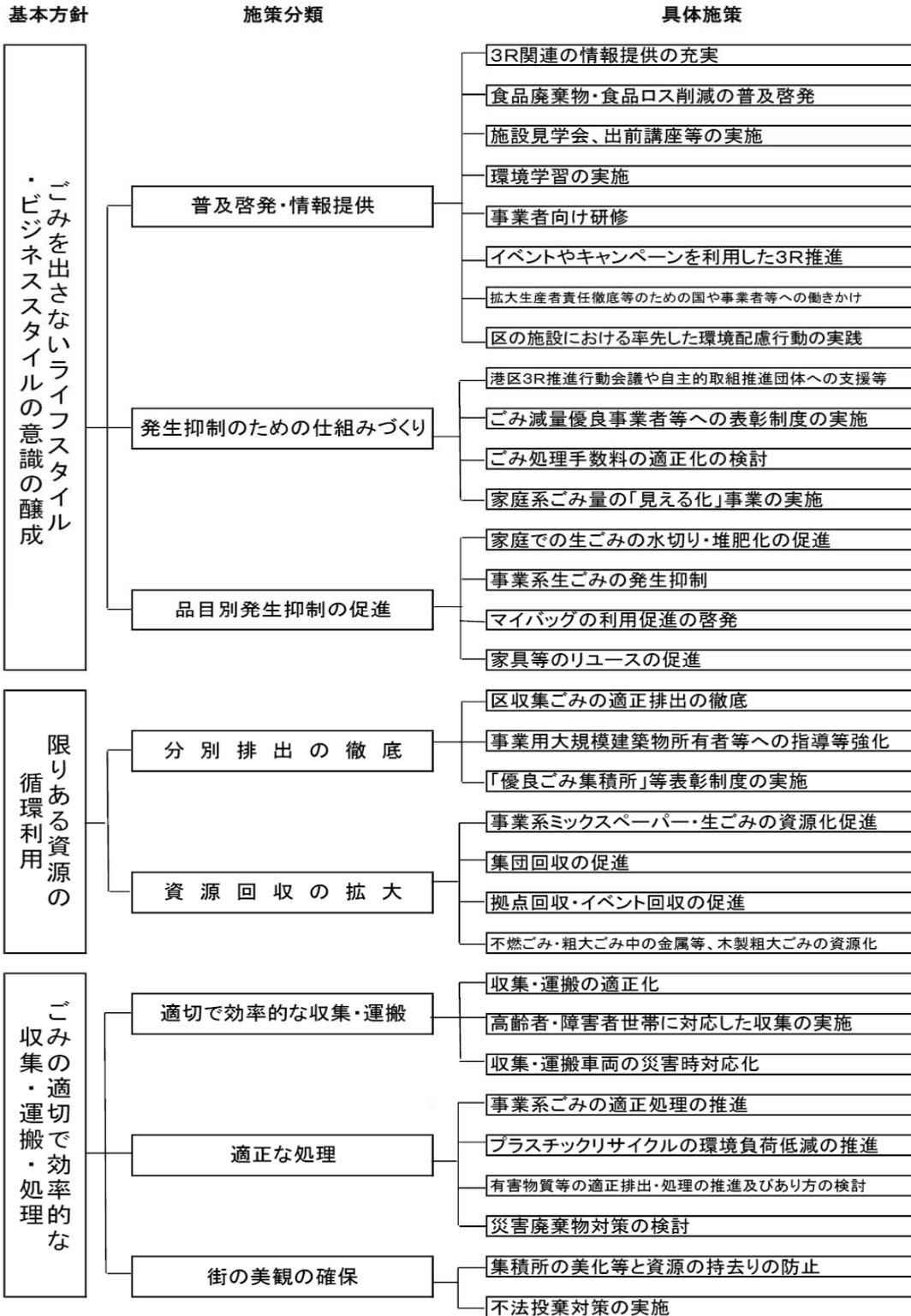
根拠法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

【計画の位置付け（概念図）】



港区一般廃棄物処理基本計画の基本体系



概 要

平成12年4月「地方自治法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、清掃事業が東京都から各区へ事務移管されました。特別区が共同して円滑な清掃事業を実施するため設置した、東京二十三区清掃一部事務組合及び東京二十三区清掃協議会の分担金及び負担金を各区で負担しています。

内 容

- 1 東京二十三区清掃一部事務組合の主な事務
東京二十三区と共同処理する必要があるごみ処理施設等の整備及び管理運営に関する事務
- 2 東京二十三区清掃協議会の主な事業
廃棄物収集及び運搬に係る請負契約の締結に関する事務

根拠法令等

東京二十三区清掃一部事務組合同規約
東京二十三区清掃協議会規約

事業開始時期

平成12年4月

事業の実施状況

(単位：円)

年 度	東京二十三区 清掃一部事務組合分担金	東京二十三区 清掃協議会負担金
25	1,330,115,000	600,000
26	1,221,564,000	500,000
27	997,729,000	500,000
28	1,001,635,000	400,000
29	1,130,216,000	400,000

概 要

区内の家庭及び少量排出事業者から排出されるごみの量と組成を調査することで、ごみの排出指導、普及啓発活動、リサイクル事業など清掃事業の具体的施策を展開する上での基礎資料を得るために実施してきました。また、平成 20 年 10 月から資源プラスチック回収の本格実施が始まり、経年変化の状況及び新しい分別方法が区民に定着しているかを把握するために実施してきました。(平成 16・17・23・24・26・28・29 年度は未実施。)

なお、平成 27 年度は、「港区一般廃棄物処理基本計画 (第 2 次)」の中間年度見直しに必要な基礎資料とするために実施しました。

内 容

住居形態別 (5 形態) に各 2 か所の調査地域からサンプルを収集し調査しました。

【平成 27 年度調査概要】

- (1)実施時期 平成 27 年 10 月 16 日 (金) から 10 月 29 日 (木) まで
- (2)調査地域 10 地域 (①戸建住宅、②集合住宅 (管理良好)、③集合住宅 (一般的管理)、④单身集合住宅、⑤住商混合の 5 形態から各 2 か所ずつ調査地域を選定)
- (3)調査対象物 各集積所の可燃ごみ、不燃ごみ、資源 (古紙、びん、かん及びペットボトル)、資源プラスチックを分析しました。サンプルの収集は、みなとりサイクル清掃事務所が行いました。

事業開始時期

平成 15 年 2 月

事業の実施状況

(可燃ごみ組成の内訳) (単位: %)

年 度	可 燃 ご み	不 燃 ご み	資 源	資源プラスチック
25	72.9	2.5	16.5	8.1
26	—	—	—	—
27	73.6	0.6	18.7	7.1
28	—	—	—	—
29	—	—	—	—

(不燃ごみ組成の内訳) (単位: %)

年 度	可 燃 ご み	不 燃 ご み	資 源	資源プラスチック
25	5.0	79.3	8.2	7.5
26	—	—	—	—
27	3.6	84.1	7.2	5.1
28	—	—	—	—
29	—	—	—	—

(資源組成の内訳)

(単位：%)

年 度	可 燃 ご み	不 燃 ご み	資 源	資源プラスチック
25	0.4	0.8	98.5	0.3
26	—	—	—	—
27	0.6	0.3	98.9	0.2
28	—	—	—	—
29	—	—	—	—

(資源プラスチック組成の内訳)

(単位：%)

年 度	可 燃 ご み	不 燃 ご み	資 源	資源プラスチック
25	31.9	1.3	4.5	62.3
26	—	—	—	—
27	24.7	0.2	2.8	72.3
28	—	—	—	—
29	—	—	—	—

※ ごみ排出時の外袋は、可燃ごみの中に含めています。

3 R 推進事業

みなとリサイクル清掃事務所

概要

港区一般廃棄物処理基本計画に基づき、区民・事業者・区の三者が協働・連携することで港区のごみ減量及びリサイクルを推進するための具体的な方策を検討し、事業を実施します。

内容

港区一般廃棄物処理基本計画の理念に基づき、平成 18 年 10 月に「港区 3 R 推進行動会議」を設置しました。この会議では、区民・事業者・区の三者が協働・連携して 3 R（リデュース・リユース・リサイクル）を進めていくための具体的な方策を検討しています。

また、この会議において、一般廃棄物処理基本計画に掲げるごみ量削減目標を実現するために、「港区 3 R 推進行動計画」を策定し、その計画に基づき事業（みんなと 3 R）を実施しています。

港区 3 R 推進行動会議の構成

	団体名等	定数
座長	学識経験者	1
消費者	港区消費者団体連絡会	2
区民	公募区民	2
清掃協力会	麻布清掃協力会	1
	赤坂青山清掃協力会	1
生産者 流通	東京商工会議所港支部	1
	港区商店街連合会	1
	日本スーパーマーケット協会	1
	日本フランチャイズチェーン協会	1
行政	芝地区総合支所協働推進課長	1
	産業振興課長	1
	環境課長	1
	みなとリサイクル清掃事務所長	1
計		15
事務局	みなとリサイクル清掃事務所	

行動プラン

港区 3 R 推進行動計画は、港区一般廃棄物処理基本計画に基づき、3 つの基本方針をもとに進めています。

港区にいるすべての人に 3 R の大切さを知ってもらう

港区にいるすべての人が、すぐにでも 3 R を実践するためのきっかけをつくる

区民・事業者・区の連携を促進し、3 R を推進する

事業開始時期

平成 18 年 10 月

事業の実施状況

港区3R推進行動会議開催回数

年度	25	26	27	28	29
回数	4	4	4	4	4

3R推進事業

年度	事業内容	回数
25	3R企画会議	2
	区民向け学習会	5
	事業者向けセミナー	2
	リユース食器貸出し事業	14
	パネル展示会（エコプラザ）	1
	3Rフォーラム（全体会）	1
	古着・廃食用油の資源回収（区と共催により実施）	1
	商店街と地方都市との交流物産展でのブース出展	1
26	3R企画会議	2
	区民向け学習会	5
	事業者向けセミナー	2
	リユース食器貸出し事業	17
	パネル展示会（港区役所）	1
	3Rフォーラム（全体会）	1
	古着・廃食用油の資源回収（区と共催により実施）	1
	商店街と地方都市との交流物産展でのブース出展	1
27	3R企画会議	2
	区民向け学習会	5
	事業者向けセミナー	2
	リユース食器貸出し事業	20
	パネル展示会（港区役所）	1
	3Rフォーラム（全体会）	1
	古着・廃食用油・園芸土の資源回収（区と共催により実施）	2
	港区立エコプラザとの連携事業	3
28	3R実践部会	2
	区民向け学習会	15
	事業者向けセミナー	2
	リユース食器貸出し事業	20
	パネル展示会（みなとパーク芝浦）	1
	みなとごみ0（ゼロ）ハッピー大作戦	1
	古着・廃食用油・園芸土の資源回収（区と共催により実施）	2
	港区立エコプラザとの連携事業	2
29	3R実践部会	2
	区民向け学習会	14
	事業者向けセミナー	2
	リユース食器貸出し事業	20
	パネル展示会（みなとパーク芝浦）	1
	みなとごみ0（ゼロ）ハッピー大作戦	1
	古着・廃食用油・園芸土の資源回収（区と共催により実施）	2
	港区立エコプラザとの連携事業	2

概要

ごみの減量やリサイクルの推進を図るには、区民や事業者の理解と協力が重要です。平成 12 年度から清掃事業が区に移管され、区の特성에応じた事業を実施するために様々な普及・啓発活動を行っています。

内容

- 1 「港区の清掃とリサイクル」の発行
 清掃とリサイクルについて、現状と区の実施をまとめた「港区の清掃とリサイクル」を毎年度発行しています。
 事業開始時期 平成 14 年度
- 2 分別ガイドブックの発行
 分別及び清掃事業全般についてまとめた「資源とごみの分別ガイドブック（日本語版・英語版・中国語版・ハングル版）」を発行しています。（全面改訂の都度、全戸配布）
 事業開始時期 平成 20 年度
- 3 清掃事業及び港資源化センター紹介DVDの貸出
 資源・ごみの正しい分別方法や清掃事業全般について紹介するために、清掃事業及び港資源化センター紹介DVDを作成し、貸し出しています。
 いずれの番組も2か国語（日本語版・英語版）及び手話通訳対応となっています。
 事業開始時期 平成 20 年度
- 4 施設見学会
 清掃事業やリサイクル事業の実態を区民に理解してもらうために港資源化センターで 10 名以上の団体の施設見学会を受け入れています。
 事業開始時期 平成 11 年度

実施状況

年 度	25	26	27	28	29
団 体 数	16	10	13	18	18
参加人数	460	287	247	577	254

- 5 リサイクル施設見学会
 社会全体の中での 3 R の進展状況を幅広く区民に知ってもらうために、ごみ処理関連施設や民間のリサイクル施設のバス見学会を実施しています。
 事業開始時期 平成 18 年度

実施状況

年 度	25	26	27	28	29
実施回数	2	2	2	2	2
参加人数	43	32	52	41	40

6 出前講座の実施

3Rの概要や段ボールコンポストを理解してもらうために町会・自治会や自主グループ等に区の職員を講師として派遣しています。

事業開始時期 平成12年度

実施状況

年 度	25	26	27	28	29
実施回数	3	2	4	11	12
参加人数	109	82	98	299	280

7 年代別啓発リーフレットの発行

港区の清掃とリサイクルについてまとめた「港区のごみとリサイクル(小学生低学年用・小学生高学年用・中学生用)」を毎年度発行しています。(区立の小学校1年生・4年生、中学校1年生の児童生徒全員に配布)

事業開始時期 平成15年度

8 環境学習

次世代を担う子どもたちに環境問題についての関心を高めてもらうことを目的に、区内の小学校や中学校、幼稚園、保育園等を訪問して、環境学習を行っています。また、みなと区民まつり等のイベントでは、清掃車両を展示して仕組みを紹介するとともに、簡単に楽しめる工作を通じて子どもたちの環境意識の醸成を図っています。

環境学習実施回数

年 度		25	26	27	28	29
実 施 回 数	小学校・中学校等	2	5	4	3	2
	幼稚園・保育園	2	9	5	5	5

9 エコライフ・フェアMINATO、みなと区民まつりへの参加

清掃事業への理解とごみ減量やリサイクル推進による循環型社会の実現をPRするため出展しています。

出展内容

(エコライフ・フェアMINATO)

- ・啓発パネル、パンフレット配布
- ・古着、ふとん、廃食用油、使用済み小型家電、不用園芸土の回収

事業開始時期 平成9年度

(みなと区民まつり)

- ・啓発パネル、パンフレット配布

事業開始年度 平成18年度

10 家庭用生ごみ処理機等購入費の助成

家庭から排出される生ごみの減量及び環境負荷を低減するため、家庭用生ごみ処理機等購入者に助成金を交付しています。

事業開始時期 平成19年10月

実施状況

年 度	25	26	27	28	29
助成世帯数	27	21	29	24	25

根拠法令等

港区家庭用生ごみ処理機等購入費助成金交付要綱

11 家庭用生ごみ処理機の無料貸出し

生ごみ処理機の効果等を体験したいという区民に、1世帯につき1台まで無料で貸出ししています。

※貸出し期間は3か月以内

事業開始時期 平成24年10月

実施状況

年 度	25	26	27	28	29
貸出世帯数	5	6	4	1	0

根拠法令等

港区家庭用生ごみ処理機貸出要領

12 ごみ分別アプリ

資源・ごみの分別や地域別回収・収集日の検索、出し忘れを防止するアラーム機能等の機能を備えたスマートフォン向けのアプリケーションを無料で配信しています。

事業開始時期 平成28年12月

13 食べきり強化月間

宴会やパーティーが多くなる年末年始、歓送迎会シーズンを「食べきり強化月間」とし、料理を残さずおいしく食べきることを啓発しています。

(冬の陣) 12月16日～翌年1月15日

(春の陣) 3月16日～4月15日

事業開始時期 平成29年12月

啓発内容

- ・区有施設や品川駅東口自由通路のデジタルサイネージに啓発動画の配信
- ・清掃車に啓発マグネットの貼付
- ・本庁舎、各総合支所に横断幕、懸垂幕の設置
- ・ミニパネル展示会の実施

概 要

ごみの発生抑制等に対する区民の意識の醸成を目的として、区内の集積所・集合住宅等を対象に可燃ごみを計量し、生ごみの水切りによる減量効果を数値として示します。

内 容

平成 29 年度までは、対象となった集積所等を利用する区民に、前半の 1 か月間（8 回）は、通常通り可燃ごみを出していただき、後半の 1 か月間（8 回）は、区から無料で配布する水切りネットを使う等、家庭で生ごみの水分を切ってから可燃ごみとして出していただきました。また同時に分別の徹底等により、可燃ごみの減量にも取り組んでいただきました。合計 2 か月間の計量結果と水切り及び分別の徹底による減量効果を広報紙等で広く紹介し、ごみ減量への協力をお願いしてきました。

平成 30 年度は、これまでに家庭系ごみ量の「見える化」事業を実施した集積所・集合住宅等を対象に、フォローアップとして、再度、可燃ごみの計量を行い、可燃ごみの量を数値で示します。

事業開始年月日

平成 24 年 10 月

事業の実施状況

年度	対象 集積所等	世帯数	前半重量(a)	後半重量(b)	減量実績 (a)-(b)	減量割合
25	1	184	4,680kg	4,530kg	150kg	約 3.2%
25	2	189	3,840kg	3,710kg	130kg	約 3.4%
26	1	270	5,870kg	5,530kg	340kg	約 5.8%
26	2	64	850kg	640kg	210kg	約 24.7%
26	3	74	2,130kg	2,010kg	120kg	約 5.6%
27	1	40	1,470kg	1,400kg	70kg	約 4.7%
27	2	64	1,850kg	1,700kg	150kg	約 8.1%
27	3	75	1,430kg	1,230kg	200kg	約 13.9%
27	4	77	1,460kg	1,420kg	40kg	約 2.7%
28	1	43	1,490kg	1,340kg	150kg	約 10.0%
28	2	84	2,370kg	2,070kg	300kg	約 12.6%
28	3	68	2,150kg	2,090kg	60kg	約 2.7%
28	4	78	2,060kg	1,820kg	240kg	約 11.6%
29	1	66	1,930kg	1,790kg	140kg	約 7.2%
29	2	33	1,490kg	1,440kg	50kg	約 3.3%
29	3	35	1,110kg	990kg	120kg	約 10.8%
29	4	60	1,290kg	1,080kg	210kg	約 16.2%

清掃協力会支援事業

麻布地区総合支所協働推進課
赤坂地区総合支所協働推進課
みなとリサイクル清掃事務所

概 要

港区内のごみ減量及び適正な処理の推進を図るため、清掃協力会が行う事業に対し、補助金を交付し支援します。

内 容

- 1 補助金交付対象団体
 - (1) 麻布清掃協力会
 - (2) 赤坂青山清掃協力会

- 2 補助金交付対象事業
 - (1) ごみの減量のための普及・啓発事業
 - (2) ごみの適正な処理のための普及・啓発事業
 - (3) その他、生活環境の向上を図る事業

根拠法令等

港区清掃協力会補助金交付要綱

事業開始時期

平成8年4月

事業の実施状況

補助金交付実績

1 団体当たり年9万円

※ 事務事業については、清掃協力会を所管する麻布地区総合支所及び赤坂地区総合支所で行っています。

概 要

一般廃棄物処理業の許可証の交付及び指導

内 容

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例により、一般廃棄物の収集・運搬又は処分を業として行おうとする事業者に、申請に基づき許可証を交付します。また、適正な処理を確保するために行政指導・立入検査等を実施します。

なお、許可事務については、平成 25 年度から管理執行事務として、東京二十三区清掃協議会において行っています。

根拠法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律
 地方自治法
 港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例及び同規則
 東京二十三区清掃協議会規約

事業開始時期

平成 12 年 4 月（平成 12 年 4 月から平成 18 年 3 月まで、及び平成 25 年 4 月からは東京二十三区清掃協議会取扱）

事業の実施状況

許可業者数

（単位：事業者）

年度	25	26	27	28	29
収集・運搬業	343	336	335	336	336
処分業	0	0	0	0	0

概 要

浄化槽清掃業の指導

内 容

浄化槽法及び港区浄化槽清掃業の許可に関する条例により、浄化槽の清掃を業として行う事業者には、行政指導・立入検査等を実施します。

なお、許可事務については、平成 25 年度から管理執行事務として、東京二十三区清掃協議会において行っています。

根拠法令等

- 浄化槽法
- 地方自治法
- 港区浄化槽清掃業の許可に関する条例及び同規則
- 東京二十三区清掃協議会規約

事業開始時期

平成 12 年 4 月（平成 12 年 4 月から平成 18 年 3 月まで、及び平成 25 年 4 月からは東京二十三区清掃協議会取扱）

事業の実施状況

許可業者数

（単位：事業者）

年度	25	26	27	28	29
浄化槽清掃業	47	46	46	46	46

概 要

港資源化センターでは、区が回収した資源プラスチック、ペットボトル、びん、缶を選別、圧縮、梱包し、再生工場へと引き渡すための中間処理を行っています。

内 容

- ・資源プラスチック（プラスチック製容器包装、製品プラスチック）の中間処理
- ・ペットボトルの中間処理
- ・びん（リターナブルびん・無色・茶色・その他）の中間処理
- ・缶（アルミ缶・スチール缶）の中間処理

根拠法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律
 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
 港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例

事業開始時期

平成 11 年度

事業の実施状況

資源引渡量

(単位：kg)

年 度		25	26	27	28	29	
ス チ ッ ク プ ラ	プラスチック製 容器包装	1,649,730	1,609,010	1,670,460	1,589,860	1,598,380	
	製品プラス チック(注)	575,780	569,250	518,700	516,440	534,260	
ペットボトル		1,099,070	1,099,350	1,004,820	1,045,940	1,023,980	
び ん	リターナブル	105,370	101,440	82,080	81,340	77,800	
	ワ ン ウ ェ イ	無色	1,111,020	1,137,760	1,154,370	1,161,480	1,186,160
		茶色	566,100	582,060	605,450	607,310	590,100
		その他	1,705,310	1,714,570	1,714,860	1,738,220	1,694,310
缶	アルミ缶	329,802	363,920	312,935	340,023	340,274	
	スチール缶	339,050	337,290	329,240	309,680	314,800	
古 紙	新聞	(1,148,580)	(682,684)	(875,030)	(665,540)	(1,045,140)	
	雑誌	(3,523,020)	(3,818,596)	(3,783,770)	(3,634,150)	(3,627,890)	
	段ボール	(2,965,330)	(3,076,820)	(2,840,450)	(2,873,060)	(2,408,870)	
	紙パック	(2,810)	(1,970)	(1,910)	(1,680)	(1,160)	

※ 資源引渡量とは、区が資源として回収したもののうち、残さを除去し機械処理した成果物を再生工場へ引き渡した量です。

※ () 内は、民間中間処理施設で中間処理され、再生工場へ引き渡した量です。

(注) 製品プラスチックの他に自治体独自処理分のプラスチック製容器包装も含まれます。

概 要

区が収集する事業系一般廃棄物及び粗大ごみ等に係る廃棄物処理手数料をごみ処理券により徴収します。

内 容

ごみ処理券には、事業系有料ごみ処理券及び有料粗大ごみ処理券の2種類があり、区が指定する区内の商店、スーパーマーケット、コンビニエンスストア等のごみ処理券取扱所や、みなとリサイクル清掃事務所販売しています。

ただし、生活保護や児童扶養手当を受けている場合、災害・ボランティア活動でごみが出た場合など一定の条件を満たしている場合は手数料を減額又は免除します。

1 事業系一般廃棄物の廃棄物処理手数料

区が収集する事業系一般廃棄物は、事業者の自己処理責任の徹底及びごみの排出抑制・再利用・資源化を図るため、ごみ量に応じた廃棄物処理手数料を事業系有料ごみ処理券により徴収しています。

なお、事業者の自己処理責任に基づく受益者負担の適正化の観点から、手数料原価と手数料との乖離をできるだけ解消するため、平成29年10月1日付で、事業系一般廃棄物の廃棄物処理手数料を改定しました。

事業系有料ごみ処理券（種別）

現 行（平成29年10月1日から）

特 大・70リットル相当	1セット 5枚	(1枚 532円)	2,660円
大 ・45リットル相当	1セット 10枚	(1枚 342円)	3,420円
中 ・20リットル相当	1セット 10枚	(1枚 152円)	1,520円
小 ・10リットル相当	1セット 10枚	(1枚 76円)	760円

改定前（平成29年9月30日まで）

特 大・70リットル相当	1セット 5枚	(1枚 483円)	2,415円
大 ・45リットル相当	1セット 10枚	(1枚 310円)	3,100円
中 ・20リットル相当	1セット 10枚	(1枚 138円)	1,380円
小 ・10リットル相当	1セット 10枚	(1枚 69円)	690円

2 粗大ごみの廃棄物処理手数料

家庭から出る粗大ごみは、有料粗大ごみ処理券により廃棄物処理手数料を徴収していますが、この手数料は、事業系一般廃棄物の廃棄物処理手数料を基礎に算定していることから、事業系一般廃棄物の廃棄物処理手数料の改定に合わせ、平成29年10月1日申込み分から収集品目別の手数料を改定しました。

なお、平成27年2月から、従来の戸別収集に加えて、毎週日曜日に芝浦清掃作業所で直接持込みを受け入れています。この場合の手数は、改定後も標準重量10kgまでは無料、それ以外の収集品目については戸別収集の廃棄物処理手数料の半額とします。

有料粗大ごみ処理券（種別）

有料粗大ごみ処理券A	1枚 200円
有料粗大ごみ処理券B	1枚 300円

現 行（平成 29 年 10 月 1 日から）

品目別標準重量	手数料（戸別収集）	手数料（直接持込み）
標準重量 10 kg	400 円	無料
標準重量 20 kg	800 円	400 円
標準重量 30 kg	1,200 円	600 円
標準重量 50 kg	2,000 円	1,000 円
標準重量 70 kg	2,800 円	1,400 円

改定前（平成 29 年 9 月 30 日まで）

品目別標準重量	手数料（戸別収集）	手数料（直接持込み）
標準重量 10 kg	300 円	無料
標準重量 20 kg	700 円	300 円
標準重量 30 kg	1,000 円	500 円
標準重量 50 kg	1,800 円	900 円
標準重量 70 kg	2,500 円	1,200 円

3 多量ごみ・臨時ごみの廃棄物処理手数料

家庭ごみの収集は原則無料ですが、以下の場合は手数料が必要です。

○多量ごみ

例えば庭の植木を剪定したことにより、地域ごとに決められた収集曜日に 1 日当たり 10 kg を超える量のごみを排出する場合は、その 10 kg を超えた分。

○臨時ごみ

例えば引越しのため、地域ごとに決められた収集曜日以外に臨時にごみを排出する場合。
※事業系一般廃棄物の廃棄物処理手数料の改定に合わせ、平成 29 年 10 月 1 日から手数料を改定しました。

単位	現行手数料 （平成 29 年 10 月 1 日から）	改定前手数料 （平成 29 年 9 月 30 日まで）
1 kg 当たり	40.0 円	36.5 円

根拠法令等

港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例及び同規則

港区有料粗大ごみ処理券及び有料ごみ処理券取扱所の設置に関する要綱

事業開始時期

平成 12 年 4 月（東京都から移管）

事業の実施状況

有料ごみ処理券販売実績

（単位：千円）

年 度	25※	26	27	28	29※
事業系有料ごみ処理券	326,077	323,676	303,954	294,742	307,053
有料粗大ごみ処理券	99,060	103,378	108,389	108,930	123,674
合計	425,137	427,054	412,343	403,672	430,727

※平成 25 年度及び平成 29 年度は廃棄物処理手数料の改定を実施したため、旧券と新券の交換に伴う差額清算額を含みます。

家具のリサイクル展

みなとリサイクル清掃事務所

概要

家具のリユース（再使用）を推進するため、区民の家庭で不用になった良質な木製家具等を査定の上、無料で引き取り希望者に有料販売しています。

内容

区民の家庭から引き取った家具は、簡単な清掃、修理をした上で港資源化センターに展示し、希望者に有料販売しています。

平成 25 年度までは展示期間を定めて家具のリサイクル展を開催し、希望者に抽選のうえ無料（運搬料は自己負担）で提供していましたが、家具のリユース（再使用）をさらに推進するため、平成 26 年 4 月 1 日からは通年で開催し、展示家具を先着順で有料販売しています。

事業開始時期

平成 7 年度

事業の実施状況

展示件数

年度	25
第 1 回	132 (1, 179)
第 2 回	135 (882)
第 3 回	126 (1, 009)
第 4 回	139 (974)
第 5 回	132 (1, 077)
小さな家具のリサイクル展 (第 1 回)	16 (79)
小さな家具のリサイクル展 (第 2 回)	16 (67)
臨時 ミニ「家具のリサイクル展」	10 (12)

※ () 内は応募件数

引取件数・販売件数及び小さな家具のリサイクル展での展示件数

年度	26	27	28	29
家具のリサイクル展 (通年開催)				
引取件数	1, 702	1, 675	1, 411	1, 455
販売件数	1, 448	1, 476	1, 339	1, 363
小さな家具のリサイクル展 (第 1 回)	16 (63)	22 (70)	20 (48)	18 (24)
小さな家具のリサイクル展 (第 2 回)	21 (89)			
臨時 ミニ「家具のリサイクル展」	9 (9)			

※ () 内は応募件数

概要

区では、「港区一般廃棄物処理基本計画（みなとクリーンプラン 21）」に基づき、廃棄物の発生抑制（リデュース）を最優先に、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rの取組を区民・事業者とともに推進しています。

廃棄物のうち、再使用、再生利用が可能なものは、資源として回収しており、区民・事業者が主体となっていくものと、区が主体となっていくものがあります。

内容

資源回収品目は、資源プラスチック、古紙（紙パックを含む。）、びん、缶、ペットボトル、使用済み乾電池、使用済み小型家電製品、古着、使用済み蛍光灯等 15 品目です。

1 区民・事業者が主体となっていく資源回収

(1) 集団回収

地域の方々が自主的にグループを作り、町会や自治会、PTA等を中心に、家庭等（※）から出る古紙や缶等の資源を分別して集め、資源回収業者に引き渡してリサイクルしています。区では、こうした集団回収活動を実践している団体に対して、回収実績に応じた報奨金や、空き缶プレス機の貸出し等、様々な支援をしています。

※平成 30 年 7 月 1 日から、中小企業基本法上の小規模企業者が排出する古紙（産業廃棄物を除く。）も回収対象としました。

(2) 小規模事業所のリサイクル

区内の小規模事業所から出る古紙等のリサイクルルートを確保し、事業者の自己処理責任による資源リサイクルを円滑に進めるため、区は事業所への指導及び「みなとエコ・オフィス町内会」、「港区オフィスリサイクルシステム」の2つのシステムへの支援を行っています。

2 区が主体となっていく資源回収

(1) 資源プラスチックの回収

平成 20 年 10 月から週 1 回、資源プラスチック回収日に、区内全域の集積所で回収しています。

(2) 古紙、びん、缶の回収

平成 11 年度から週 1 回、資源回収日に区内全域の集積所で回収しています。

(3) ペットボトルの回収

①集積所回収

平成 18 年 7 月から週 1 回、資源回収日に区内全域の集積所で回収しています。

②拠点回収

平成 14 年度から、町会や自治会を中心にモデル事業を行い、平成 18 年度から、主に大規模マンション、総合支所等の区有施設で、拠点回収していましたが、集積所回収が定着したことから、平成 26 年度で終了しました。

(4) 紙パックの回収

平成 5 年度から区内のスーパーマーケット等に回収ボックスを設置し、店頭回収しています。

(5) 使用済み乾電池の回収

昭和 59 年度から、各総合支所や区立小中学校等で拠点回収しています。

(6) 使用済み小型家電製品の回収

平成 24 年 9 月から各総合支所、台場分室、みなとリサイクル清掃事務所、エコプラザで拠点回収しています。

また、平成 25 年 5 月からは、新たに三田いきいきプラザ、飯倉いきいきプラザ、青山いきいきプラザ、白金台いきいきプラザ、芝浦港南区民センターの 5 か所を加え、全 13 か所で拠点回収しています。

(7) 古着の回収

平成 25 年 5 月から、みなとりサイクル清掃事務所、みなとりサイクル清掃事務所作業連絡所、エコプラザで拠点回収しています。

また、平成 27 年 5 月からは、各総合支所、台場分室でも拠点回収を開始しました。

(8) 使用済み蛍光灯の回収

① 不燃ごみからの回収

平成 25 年度から、集積所で回収した不燃ごみの中からリサイクル可能な状態のものは、ピックアップ回収しています。

② 拠点回収

平成 25 年 5 月から、みなとりサイクル清掃事務所、みなとりサイクル清掃事務所作業連絡所、エコプラザで拠点回収しています。

(9) 古着・廃食用油・使用済み小型家電製品等のイベント回収

平成 24 年度から年間 5 回程度、古着・廃食用油・使用済み小型家電製品のイベント回収を実施しています。平成 25 年度からはふとんを、平成 26 年度からは園芸土を回収品目に追加しています。

(10) 不燃ごみ・粗大ごみからの金属製品、コード類等の回収

平成 24 年 5 月から、区が収集した不燃ごみ・粗大ごみの中から、金属製品、コード類等を各中継所でピックアップ回収しています。

また、平成 26 年 1 月から羽毛ふとん、平成 27 年 2 月から直接持込みされた粗大ごみからふとんのピックアップ回収も開始しました。

(11) ペットボトルキャップの回収

平成 26 年 3 月から、みなとりサイクル清掃事務所、いきいきプラザ等で拠点回収しています。

(12) 廃食用油の回収

平成 26 年度から、みなとりサイクル清掃事務所、みなとりサイクル清掃事務所作業連絡所で拠点回収しています。

(13) 廃木材の回収

平成 28 年度から、区が収集した粗大ごみの中から、木材をピックアップ回収しています。

根拠法令等

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例
港区資源再利用運動促進要綱

事業開始時期

平成 12 年 4 月（東京都から移管）

事業の実施状況

1 区民・事業者が主体となって行う資源回収

集団回収

(単位：kg)

年 度		25	26	27	28	29
古 紙	新聞	2,740,848	2,521,002	2,208,955	2,186,091	2,042,685
	雑誌	1,868,240	1,894,501	1,846,898	1,721,721	1,631,806
	段ボール	1,413,465	1,477,051	1,586,516	1,725,983	1,794,351
	紙パック	4,282	4,161	3,995	3,972	4,254
	その他	48,864	36,116	16,563	8,383	11,808
	計	6,075,699	5,932,831	5,662,927	5,646,150	5,484,904
布 類		30,580	32,993	43,162	45,605	47,709
金 属 類	鉄類	51,374	51,940	59,505	68,747	73,314
	アルミ類	93,132	97,792	113,336	129,057	139,245
	その他	1,317	1,386	1,068	5,057	5,888
	計	145,823	151,118	173,909	202,861	218,447
び ん 類		56,961	63,315	64,533	52,418	65,088
そ の 他		152,189	162,882	176,263	207,071	203,266
合 計		6,461,252	6,343,139	6,120,794	6,154,105	6,019,414
活動団体数		282	319	337	352	384

小規模事業所のリサイクルシステム加入者数

(単位：事業所)

年 度	25	26	27	28	29
みなとエコ・オフィス町内会	164	164	160	161	160
港区オフィスリサイクルシステム	109	135	154	163	180

2 区が主体となって行う資源回収

(単位：kg)

年 度		25	26	27	28	29	
集積所回収	資源プラスチック	2,660,210	2,608,200	2,663,960	2,568,930	2,527,080	
	古紙	7,636,930	7,578,100	7,499,250	7,172,750	7,081,900	
	びん・缶	4,300,819	4,246,078	4,392,250	4,371,945	4,286,449	
	ペットボトル	913,740	923,550	1,071,240	1,080,440	1,155,570	
拠点回収	紙パック	2,810 12拠点	1,970 12拠点	1,910 12拠点	1,680 12拠点	1,160 3拠点	
	使用済み乾電池	5,840 50拠点	4,012 50拠点	7,485 50拠点	7,194 50拠点	7,448 50拠点	
	ペットボトル	88,480 103拠点	84,750 101拠点	-※6 -※6	-※6 -※6	-※6 -※6	
	使用済み小型家電製品	982 13拠点※1	1,213 13拠点	1,686 13拠点	1,422 13拠点	2,008 13拠点	
	古着	16,310※2 3拠点	15,249 3拠点	43,640 9拠点	42,364 9拠点	49,772 9拠点	
	使用済み蛍光灯	169※2 3拠点	158 3拠点	133 3拠点	136 3拠点	155 3拠点	
	ペットボトルキャップ	0※3 10拠点	287 10拠点	443 10拠点	642 10拠点	543 10拠点	
	廃食用油	- -	86 2拠点	260 2拠点	160 2拠点	240 2拠点	
	イベント回収	古着	5,069 5回	1,609 5回	1,405 4回	540 4回	388 3回
		廃食用油	226 6回	124 6回	74 5回	65 4回	32 3回
使用済み小型家電製品		148 6回	81 6回	52 5回	50 4回	16 3回	
ふとん		1,026 2回	491 5回	217 4回	240 4回	91 3回	
園芸土		- -	400 2回	950 2回	760 5回	800 4回	
ピックアップ回収		金属製品等 (不燃ごみから回収)	201,280	310,220	467,030	527,850	530,680
	コード類 (不燃ごみから回収)	11,380	21,420	37,510	35,577	35,340	
	使用済み蛍光灯 (不燃ごみから回収)	7,603	9,929	26,673	25,522	27,070	
	金属製品等 (粗大ごみから回収)	240,570	241,700	210,070	323,820	351,880	
	羽毛ふとん (粗大ごみから回収)	450※4	340	193	0※7	0※7	
	ふとん (持込粗大ごみから回収)	-	70※5	1,051	0※8	35	
	廃木材 (粗大ごみから回収)	-	-	-	304,760	339,920	
ペットボトル (店頭回収)	154,100 230拠点	151,590 228拠点	-※6 -※6	-※6 -※6	-※6 -※6		

※1 平成 25 年 5 月より 8 拠点から 13 拠点になりました。

※2 古着及び使用済み蛍光灯の拠点回収は平成 25 年 5 月から開始したため、11 か月分の回収量になります。

※3 ペットボトルキャップの拠点回収は平成 26 年 3 月から開始しましたが、引渡し基準量に達しなかった

ため0となっています。

※4 粗大ごみからの羽毛ふとんのピックアップ回収は平成 26 年 1 月から開始したため、3 か月分の回収量になります。

※5 持込粗大ごみからのふとんのピックアップ回収は平成 27 年 2 月から開始したため、2 か月分の回収量になります。

※6 ペットボトルの拠点回収及び店頭回収は、平成 26 年度で終了しました。

※7 引渡し基準量に達しなかったため0となっています。平成 28 年度、平成 29 年度分を併せて平成 30 年度の引渡しを予定しています。

※8 引渡し条件が厳格化され、汚れ・染み等のない保存状態の良いもののみとなったため0となっています。

概 要

港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正し、区長及び区規則で定める者以外の者が資源・ごみ集積所から資源物を持ち去る行為を禁止したことに伴い、資源持ち去り防止パトロールを実施します。

内 容

区内の資源・ごみ集積所をパトロールし、集積所に排出された資源の状況等を調査するとともに、区民が排出した資源を無断で持ち去る者に対し、その行為について警告を行い、その場で積んだ資源を降ろすよう指導します。

根拠法令等

港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例

港区廃棄物の処理及び再利用に関する規則

事業開始時期

平成 21 年 9 月

事業の実施状況

年 度	区 分	パトロール実施日数	警告書交付件数
25		311	40
26		309	57
27		311	20
28		310	13
29		310	17

概要

家庭から出る可燃ごみ、不燃ごみは区が収集します。事業所から排出される廃棄物は、自己処理（民間の廃棄物処理業者への委託や清掃工場への持込み）が原則ですが、一部の事業所については、家庭ごみの収集に支障がない範囲で区が有料で収集しています。

内容

可燃ごみ（燃やすごみ）は、生ごみや、再資源化できない紙類、汚れが落とせないプラスチック、ゴム・皮革製品、CD・ビデオテープ、衣類、紙おむつ等が収集の対象となっています。

また、不燃ごみ（燃やさないごみ）は、陶磁器やガラス類、金属類等です。従前、不燃ごみとしていたプラスチックについては、平成20年10月から分別区分を変更し、資源プラスチックとして回収しています。

可燃ごみや不燃ごみは、地域ごとに定められた収集日に集積所等に出されたものを清掃車で収集していますが、台場地区の可燃ごみについては専用の「管路収集システム」を使用しています。

平成27年3月末から、小型プレス車を使用していた集積所の不燃ごみ収集について、スプレー缶や使い捨てライター等による車両火災を防ぐため、積み込んだ廃棄物を圧縮しないタイプの軽小型貨物車に変更しました。また、大型集合住宅の不燃ごみについても、平成30年4月から軽小型貨物車を使用し収集を行っています。

一方、事業所から排出される廃棄物は、民間廃棄物処理業者へ収集を委託するよう周知しています。ただし、店舗などの少量排出事業者のごみは、家庭ごみの収集に支障の無い範囲で有料ごみ処理券方式により収集しています。（新規の事業所は受け付けていません。）

なお、事業所から排出される一般廃棄物については、区の収集以外に排出事業者が直接、港清掃工場へ持ち込むことも可能となっています。この際の事務手続について区が受け付けています。

この他、区では新橋や六本木など大きな繁華街の一部について、地元の町会や商店会と連携して、全ての店舗や事業所から排出されるごみを自己処理に導き、街の美観を保つよう取組を進めています。

根拠法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律
港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例
港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則

事業開始時期

平成12年4月（東京都から移管）

事業の実施状況

収集回数等

種 別	収集場所	収集場所当たり の回数	搬入先
可燃ごみ	集積所	週 2 回	港清掃工場
不燃ごみ		月 2 回	京浜島不燃ごみ処理センター

※可燃ごみは、区内全域（台場地区除く。）を3区分し、月・木、火・金、水・土に収集

※不燃ごみは、区内全域を12区分し、第一・第三の月曜日から土曜日及び、第二・第四の月曜日から土曜日に収集

可燃ごみ・不燃ごみの収集量の推移

(単位：t)

年度 区分	25	26	27	28	29
可燃ごみ	46,992	46,993	47,185	47,199	47,943
不燃ごみ	2,339	2,121	2,151	2,080	2,093
管路ごみ (※)	2,238	2,204	2,273	2,236	2,303
合 計	51,569	51,318	51,609	51,515	52,339

(※) 台場地区の可燃ごみ（焼却は有明清掃工場で行っています。）

臨時持込ごみ

(単位：件)

年 度	25	26	27	28	29
承認件数	733	708	710	721	746

概 要

家庭から出る家具などの大きなごみ（1辺がおおむね30cmを超えるもの）は、粗大ごみとなり、事前申込により有料（処理券方式）で収集しています。

従来から行っている戸別収集に加えて、平成27年2月からは、日曜日に限り芝浦清掃作業所への直接持込みも受け入れています。

内 容

1 申込手続

区が委託する「粗大ごみ受付センター」に電話、又はインターネットで申し込みます。

2 排出方法

手数料に応じた金額分の「有料粗大ごみ処理券」を貼付し、指定された日に、戸別収集の場合は玄関前などに排出し、直接持込みの場合は芝浦清掃作業所に持参します。

3 区で収集できないもの

家電リサイクル法対象品目（テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機）、パソコン、消火器、バッテリーなど

根拠法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

特定家庭用機器再商品化法（通称：家電リサイクル法）

資源の有効な利用の促進に関する法律

港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例

港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則

事業開始時期

平成12年4月（東京都から移管）

事業の実施状況

収集量の推移

（単位：t）

年 度	25	26	27	28	29
粗大ごみ	2,138	2,148	2,269	2,169	2,204

平成 29 年度粗大ごみ収集量（上位 10 品目）

順位	品目
第 1 位	箱物家具
第 2 位	いす（ソファを除く）
第 3 位	布団
第 4 位	衣装箱
第 5 位	テーパー

順位	品目
第 6 位	掃除機
第 7 位	スーツケース
第 8 位	敷物
第 9 位	照明器具
第 10 位	プリンター

概要

高齢者や障害者への戸別訪問収集の実施など、区民ニーズを踏まえたきめ細かい清掃事業を展開しています。

内容

1 戸別訪問収集

65歳以上の高齢者、障害者のみで構成する世帯のうち、自力で集積所にごみを出すことが困難な世帯に対し、直接、自宅からごみを収集しています。なお、事前の連絡がなく、ごみが出ていない場合については、本人が利用している訪問介護事業者等と連携して、安否状況の把握を行っています。

2 早朝収集

新橋、六本木などの一部の繁華街を対象に、通勤等により混雑する時間帯より前の午前7時台にごみを収集し、街の美観の確保や通勤者等の歩行に支障が生じないように努めています。

3 粗大ごみの運び出し

65歳以上の高齢者、障害者のみで構成する世帯のうち、自力で粗大ごみを自宅から搬出できない世帯については、直接、自宅から粗大ごみを収集しています。運び出しに先立ち、下見を実施し、搬出時に建物の損傷等を未然に防ぐよう努めています。

4 防鳥ネットの交付

集積所に出されたごみをカラス被害等から守るため、希望される区民に防鳥ネットを交付しています。防鳥ネットは、みなとリサイクル清掃事務所や各総合支所でお渡ししています。

5 ふれあい指導

ごみの減量やリサイクルを推進して、資源循環型社会を構築していくため、ごみの分別方法の説明、収集曜日以外に排出されたものや分別が不適切なものの排出者の特定及び指導を行っています。集積所における様々なトラブルの解消を目指し、パトロールの実施や区民や排出事業者との対話を中心とする「ふれあい」を基本に、きめ細かな指導を行っています。

(1) 収集職員による指導

収集作業中や清掃車が清掃工場にごみを搬入している間の待機時間に、分別されていないごみや事業系ごみの有料ごみ処理券の貼付漏れなどの排出者が特定できた場合には、指導を行っています。

(2) ふれあい指導班による指導

街の美化やごみの減量を推進していくため、繁華街地域やごみ量の多い事業者については自己処理（民間廃棄物処理業者との収集契約）を促す取組を行っています。

また、問題がある集積所については、町会や自治会とも連携して、利用者への排出指導を重点的に行っています。

根拠法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例

港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則

港区戸別訪問収集実施要綱

港区防鳥ネット交付要綱

港区資源・ごみ集積所の設置等及び収集開始に関する事務取扱要綱

事業の実施状況

戸別訪問収集

(単位：件)

年 度	25	26	27	28	29
新規申込件数	103	114	120	95	108

粗大ごみ運び出し件数（平成 29 年度）

662 件

防鳥ネット交付枚数（平成 29 年度）

(単位：枚)

区 分	大 (4×3m)	中 (3×2m)	小 (1.5×1.5m)
交付枚数	163	236	157

ふれあい指導件数等（平成 29 年度）

(単位：件)

業 務 内 容	件 数
分別・排出指導等	3,051
不法投棄調査・回収等	2,826
集積所新設・廃止・相談等	745
臨時ごみ・ボランティアごみ・ごみの後出し回収等	899
防鳥ネット、資源コンテナ、パンフレットの配布等	2,023
苦情対応	120
その他	81

※ その他は、主に集積所看板（警告看板）の設置、交換、修理等のメンテナンス業務です。

動物死体の引取り

みなとリサイクル清掃事務所

概要

動物死体のうち、飼主等から区に依頼のあったものや、都道上で見つかったものを委託事業者が引き取り、動物専用霊園で合同火葬、合同埋葬しています。

内容

1 敷地内での動物死体の引取り

敷地内における動物の死体は、原則として飼主又は土地の管理者等の責任で処分することになっていますが、飼主等から区に依頼があった場合には有料（1頭につき2,600円）で、飼主等が不明の動物の死体は無料で引き取ります。引き取った動物の死体は、合同火葬及び合同埋葬を民間事業者へ委託しています。

2 道路上（都道）の動物死体の引取り

道路上の動物の死体は道路管理者が引き取りますが、都道上の動物の死体は、東京都から委託を受けて区が引き取っています。

根拠法令等

港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例

港区廃棄物の処理及び再利用に関する規則

事業開始時期

平成12年4月（東京都から移管）

事業の実施状況

（単位：頭）

年度	種別	犬			猫			その他			合計		
		有料	無料		有料	無料		有料	無料		有料	無料	
			その他	都道		その他	都道		その他	都道		その他	都道
25	内訳	28	0	1	53	123	23	14	108	31	95	231	55
	合計	29			199			153			381		
26	内訳	30	1	0	59	137	19	30	139	43	119	277	62
	合計	31			215			212			458		
27	内訳	44	1	0	53	128	21	32	148	45	129	277	66
	合計	45			202			225			472		
28	内訳	37	1	0	59	110	18	30	212	52	126	323	70
	合計	38			187			294			519		
29	内訳	44	0	0	61	86	15	40	270	87	145	356	102
	合計	44			162			397			603		

概 要

新たに建築される大規模建築物について、廃棄物の保管場所の設置を指導しています。

内 容

大規模建築物から排出されるごみの減量化及び適正処理のため、区内に下記要件に該当する建築物を建設しようとする者に対して、その建築物又は敷地内に再利用対象物保管場所・廃棄物の保管場所を設置し、事前に届け出る義務を課しています。

- ・「再利用対象物保管場所」－ 事業で使用する延べ床面積が 1,000 m²以上の建築物
- ・「廃棄物保管場所」－ 延べ床面積が 1,000 m²以上の建築物
区では、届出に基づく保管場所及び保管設備が、環境衛生上及び作業上支障があると認められるときは、改善の指示等を含む適切な指導を行っています。

根拠法令等

港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例
港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則
港区事業用大規模建築物の再利用対象物保管場所の設置に関する要綱

事業開始時期

平成 12 年 4 月（東京都から移管）

事業の実施状況

再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届受理件数 (単位：件)

年 度	25	26	27	28	29
件 数	97 (6)	106 (15)	102 (10)	93 (12)	96 (12)

() 内は平成 17 年 4 月から施行された港区単身者向け共同住宅の建築及び管理に関する条例 (1,000 m²未満) による届出で、内数です。

概 要

循環型社会の形成を目指して、事業用大規模建築物から排出される廃棄物の減量及びリサイクルの推進、廃棄物の適正処理等を指導しています。

内 容

事業用途に供する床面積が 1,000 m²以上の大規模建築物の所有者に対して、廃棄物の発生抑制やリサイクルを促進するために、以下のように必要な指導・支援等を行っています。

- ・建物から排出される廃棄物等の総排出量や再利用率等を報告する「再利用計画書」の提出を義務付けており、その内容を踏まえて、立入調査による排出指導を行っています。
- ・廃棄物の減量及び適正処理に対する理解を深めるために、各建築物における新任の廃棄物管理責任者を対象とした講習会を開催しています。（事業用延床面積 3,000 m²以上を対象）
- ・事業系廃棄物の減量、資源化に積極的で優れた取組を行っている事業者を表彰することにより、その功績を称えるとともに、模範的で優れた取組を広く紹介しています。

また、事業系一般廃棄物を 1 日平均 100kg 以上排出、又は臨時に排出する事業者で、清掃工場に搬入する事業者を対象に一般廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）の提出を義務付けています。このマニフェスト制度とは、排出事業者が自ら作成したマニフェストを通じて、廃棄物の処理の流れを明確にして、管理する制度です。これにより排出事業者等が廃棄物の排出や処理に関しての責任（排出者責任）を意識し、適正処理を確保していくことを目的としています。

根拠法令等

港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例及び同規則
 港区事業用大規模建築物における廃棄物の減量及び適正処理に関する指導要綱
 港区一般廃棄物管理票の取扱に関する要綱
 港区ごみ減量優良事業者等表彰実施要綱

事業開始時期

平成 12 年度（※ 港区ごみ減量優良事業者等表彰は平成 21 年度から）

事業の実施状況

廃棄物管理責任者講習会受講対象・再利用計画書提出対象建築物件数（単位：件）

用途 \ 年 度	25	26	27	28	29
オフィスビル	892	881	873	840	856
店舗ビル	33	32	31	30	31
ホテル・結婚式場	54	54	55	51	53
工場・研究所	8	7	6	5	6
倉庫・流通センター	34	33	34	31	33
医療機関	12	13	13	13	13
学校	61	60	61	53	60
駅舎	35	35	35	35	35
その他建築物	83	85	81	81	79
合 計	1,212	1,200	1,189	1,139	1,166

※ 床面積 3,000 m²以上の建築物の件数です。

事業用大規模建築物への排出指導件数 (単位：件)

年 度	25	26	27	28	29
件 数	310	227	238	246	242

※ 事業用途の床面積が1,000 m²以上の建築物が対象です。

マニフェスト適用対象事業者の申請件数 (単位：件)

年 度	25	26	27	28	29
件 数	17	19	15	9	7

港区ごみ減量優良事業者等表彰件数 (単位：件)

年 度	25	26	27	28	29
延床面積 5,000 m ² 以上	4	3	4	3	3
延床面積 1,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	2	1	1	0	1

概 要

ごみの減量、資源化に積極的に取り組む区内の小売店を「みなとエコショップ」として認定しています。さらに、認定店の中から特に顕著な取組を実施している店舗を「港区ごみ減量優良エコショップ」として年1回表彰しています。みなとエコショップの取組内容は、区ホームページ等に掲載し、区民にみなとエコショップを積極的に利用していただくよう広く紹介しています。



■認定ステッカー

内 容

- 1 認定の要件
 - (1) 売り場の延床面積 1,000 ㎡未満の区内小売店であること。
 - (2) 簡易包装の推進や環境に配慮した商品の販売など区が指定する全8項目の認定基準のうち2項目以上に取り組んでいること(同項目中で2事例以上の取組を実施している場合も可)。
- 2 認定店のPR
 - (1) 認定店には、認定書と認定ステッカー及び認定プレートを贈呈します。
 - (2) 認定期間中(2年間)は「店舗紹介」や「ごみの減量・資源化の取組内容」の記事を区ホームページ等で紹介します。
- 3 みなとエコショップでの買い物行動の促進(平成25年4月開始)

認定店での区民の買い物行動を促進するために、みなとエコショップで買い物をした際のレシートの枚数に応じて「みなとエコチャレンジ」の環境行動ポイントが付与され、貯まったポイントに応じて港区内共通商品券や環境省が推進するエコ・アクション・ポイントなどと交換できます。
- 4 港区ごみ減量優良エコショップ表彰(表彰式 平成30年2月8日開催)

平成29年度は6店舗を表彰し、港区長から表彰状を贈呈しました。

根拠法令等

みなとエコショップ表彰制度実施要綱
 港区ごみ減量優良エコショップ表彰審査会設置要領

事業開始時期

平成24年12月

事業の実施状況

年度	認定店舗数	うち新規店舗数	表彰店舗数
25	15	9	5
26	37	23	9
27	58	23	5
28	81	28	9
29	88	7	6

概 要

資源・ごみ集積所又は集合住宅の保管場所（以下「集積所」という。）の管理において、環境の美化やごみの減量、資源化等に積極的に取り組む区民又は団体を表彰しています。

内 容

- 1 優良集積所の要件（全てを満たしていなくても可）
 - （1）資源、ごみの分別ルール・排出時間（収集曜日当日）が守られている。
 - （2）資源、ごみを収集した後、清掃等により集積所が清潔に保たれている。
 - （3）防鳥ネット、資源コンテナが収集後、集積所から引き上げ適切に管理されている。
 - （4）その他、ごみの減量や資源化の自主的な取組を行っている。
- 2 港区優良集積所等表彰（表彰式 平成 30 年 2 月 8 日開催）

平成 29 年度は 3 か所の集積所について、管理する区民・団体を表彰し、港区長から表彰状を贈呈しました。

根拠法令等

港区優良集積所等表彰実施要綱
 港区優良集積所等表彰審査会設置要領

事業開始時期

平成 25 年 1 月

事業の実施状況

年度	25	26	27	28	29
表彰集積所数	4 か所	4 か所	2 か所	3 か所	3 か所

概要

区内の飲食物を提供する店舗・宿泊施設を対象に、店舗等から発生する食品廃棄物削減の取組や店舗等の利用者に食べきることを促す取組を行う店舗等を食べきり協力店として登録します。

食べきり協力店の取組内容は、区ホームページ等に掲載し、区民・在勤者等に食べきり協力店を積極的に利用し、食べ残しをしないよう広く紹介しています。

内容

1 登録の要件

下記の取組項目を、1つ以上実践する店舗を食べきり協力店として登録します。

- (1) 小盛メニュー等の導入
- (2) 食べ残しを減らすための呼びかけ
- (3) ポスター等の掲示による、食べ残し削減に向けた啓発活動の実施
- (4) 食品リサイクルの実施
- (5) その他の食べ残しを減らすための工夫

2 登録店のPR

- (1) 申請者に対して登録証、ステッカーを交付します。
- (2) 登録期間中、区ホームページへの情報掲載やパネル展等で紹介します。
- (3) 食べきり強化月間中、来客者への配布用に啓発紙おしぼり、紙ナプキンを支給します。

根拠法令等

港区食べきり協力店登録制度実施要綱

事業開始時期

平成28年11月

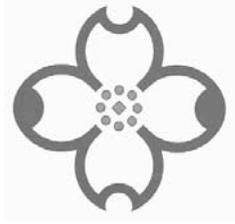
事業の実施状況

年度	認定店舗数	うち新規店舗数
28	54	54
29	68	14



食べきり協力店ステッカー

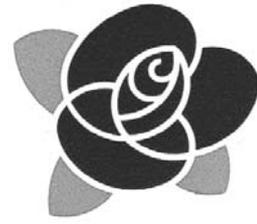
港区「区の木・区の花」



区の木 ハナミズキ



区の花 アジサイ



区の花 バラ

発行番号 30078-5611

港区の環境リサイクル

平成30年度（2018年度）版

平成30年（2018年）8月発行

編集・発行 港区環境リサイクル支援部環境課
東京都港区芝公園1-5-25
電話 03(3578)2111（代表）



港区は、みどりの保全とごみの減量に努めています。
この印刷物は、古紙を活用した再生紙を使用しています。

